

第2編 基本計画

第1章◎豊かな緑ときれいな水を未来に引き継ぐまちづくり

第2章◎安全・安心で快適な都市基盤が整った人と自然を大切にするまちづくり

第3章◎思いやりと温かさがはぐくむ健康・福祉のまちづくり

第4章◎歴史と文化の薫りが暮らしを彩る教育と住民自治のまちづくり

第5章◎恵まれた地域資源を生かした多様な産業が躍進するまちづくり

第6章◎住民と行政が協働するまちづくり

第7章◎健全で効率的な行財政運営を推進するまちづくり



第1章

豊かな緑ときれいな水を 未来に引き継ぐまちづくり

- ◎第1節
自然環境の保全、自然との共生
- ◎第2節
上水道の整備充実
・経営効率化の推進
- ◎第3節
下水道等の整備、
生活排水処理対策の推進
- ◎第4節
環境衛生・環境美化の推進





第1節 自然環境の保全、自然との共生

●現況と課題

本市は、風光明媚な紫尾山系の山林に囲まれ、そこに源を発する米之津川、高尾野川、野田川などの河川は、豊かな平野を潤し、八代海に注いでいます。この豊かな自然環境は、多種多様な生物の生息地であるほか、自然とのふれあいの場としても重要な空間となっています。

しかしながら、山林においては植林等の管理がなされず、放置してある所も多く見られ、一方、河川においても、外来魚の繁殖やごみの不法投棄等により、その自然体系・生態系が少しずつ変化してきています。

また、世界的に見ても今日の技術進歩に伴う利便性の向上等による都市化の進展、大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活スタイルの定着に伴い、化石燃料の燃焼等で排出される二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化、フロンガスによるオゾン層破壊など人間の活動がさまざまな環境問題を引き起こしています。それらは限られた一つの地域だけでなく、国境を越えた地球規模の問題へと拡大しており、現在から未来の世代まで及

ぶ問題となっています。

豊かな緑ときれいな水を未来に引き継ぐために、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を果たすとともに、一体となって総合的かつ計画的に自然環境の保全に取り組む必要があります。

●基本的方向

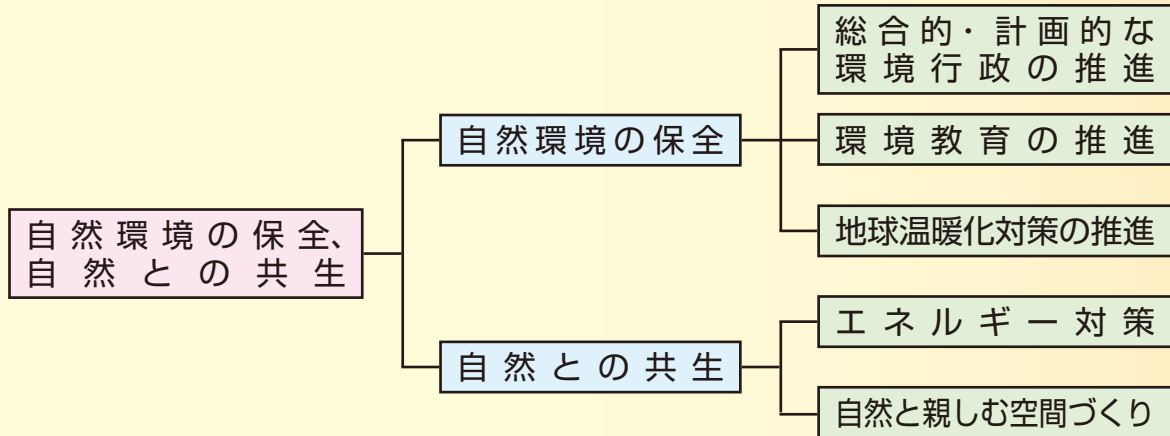
出水市環境基本計画に基づき、総合的かつ計画的に自然環境の保全に取り組みます。

また、市民一人一人が自然保護について認識を深め、行動を起こすための環境教育を推進し、地球温暖化防止に向けた取組を全市的に推進します。

さらに、本市の地域特色や自然環境を生かした再生可能エネルギーの導入についてはコスト等を十分に検討し、公共施設・民間施設をはじめ、市民や事業者へ省エネルギー対策の普及啓発に努めるとともに、自然のすばらしさを再認識し、自然環境の維持・保全を進めつつ、その活用を図るなど、人と自然との共生を目指した空間づくりを進めます。



● 施策の体系



● 施策の概要

1 自然環境の保全

(1) 総合的・計画的な環境行政の推進

美しく豊かな自然環境を保全し、市民が将来にわたってその恩恵を享受できるよう出水市環境基本計画に基づき、総合的かつ計画的に環境保全対策を推進します。

(2) 環境教育の推進

多様な生物の生息・生育の場としての水と緑の自然環境の大切さについて意識の啓発を図り、出水市水と緑の環境保全事業への市民の理解と協力を得ながら、水源涵養機能等の増進・普及啓発活動を推進します。

また、自然体験や施設見学など、各関係機関及び団体と連携して体験・参加型の環境学習を推進し、地域の環境保全活動のリーダー的役割を担う人材の育成に努めます。

(3) 地球温暖化対策の推進

温室効果ガス排出抑制など環境負荷の低減のため、地球温暖化対策を推進します。

2 自然との共生

(1) エネルギー対策

本市の地域特色や自然環境を生かした再生可能エネルギーの導入を促進し、市民や事業者への普及啓発を積極的に進めます。

また、公共施設や民間施設及び家庭での節電や節水など、市民意識の高揚を図り、省エネルギー対策を積極的に進めます。

(2) 自然と親しむ空間づくり

野外活動や自然観察等、市民が自然と親しむ空間づくりを推進するため、海岸、河川、緑地等の保全を進め、水と緑のネットワークづくりに取り組みます。

● 関係計画

計画名	策定年月日	計画期間	担当課
出水市環境基本計画	H 24. 3	H 24 ~ H 33 (10年間)	市民生活課



第 2 節

上水道の整備充実・経営効率化の推進

●現況と課題

水道普及率は平成 22 年度末に全国平均で 97.5 パーセントに達する一方、水道使用量は近年減少に転じ、上水道はこれまでの拡張から維持管理の時代を迎えています。

本市の水道事業は、豊富な地下水を水源として、上水道^(※) 2 地区、簡易水道^(※) 9 地区を抱え、平成 23 年度末で水道普及率は 98.0 パーセントに達しています。

一方、水道使用量及び料金収入は近年減少傾向となっており、少子・高齢化や人口構造の変化による人口減少、生活様式の変化、節水型社会の進展等によりその傾向は今後ますます強まることが予想されます。加えて、給水開始から 50 年以上が経過して施設の老朽化が進み、本市においても大規模更新の時期を迎えつつあります。

今後においても、引き続き安全な水の安定供給を確保するため、地震・災害に強い施設への更新等を計画的に進めるとともに、施設の統合をはじめとした経営の合理化、効率化を一層進め、施設整備と健全経営の両立を図っていく必要があります。

また、災害時に備えた地震・風水害対策マニュアルの充実など、ライフラインの早期復旧に向けた体制づくりを進め、更に信頼される水道事業の構築に努める必要があります。

貯水槽水道^(※)については、設置者による定期

的な清掃等が義務付けられていますが、管理が十分に行われずに衛生上の問題が生じることが指摘されています。設置者への指導、助言等の適切な関与により、貯水槽水道の衛生管理の徹底を図るとともに、直結増圧式給水^(※)の普及についても引き続き取り組む必要があります。

(※) 上水道 / 給水人口が 5,001 人以上の水道事業

(※) 簡易水道 / 給水人口が 101 人以上 5,000 人以下の水道事業

(※) 貯水槽水道 / 受水槽や高置水槽が設置されているビル・マンションなどの水道施設の総称

(※) 直結増圧式給水 / 配水管の途中に増圧設備を挿入して末端までの圧力を高めて給水

水道事業概要

区 分	事 業 名	現在給水人口 (人)	給水戸数 (戸)
上水道 (2 地区)	出水地区上水道事業	34,902	15,670
	高尾野地区上水道事業	11,368	4,677
簡易水道 (9 地区)	桂島地区簡易水道事業	15	7
	軸谷地区簡易水道事業	571	273
	大川内地区簡易水道事業	633	325
	上場地区簡易水道事業	191	76
	浦窪地区簡易水道事業	787	307
	荒崎地区簡易水道事業	602	249
	辺田地区簡易水道事業	719	327
	野田地区簡易水道事業	1,182	517
	野田・荘地区簡易水道事業	4,025	1,817
合 計		54,995	24,245

給水人口等の推移

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
給水人口 (人)	56,637	56,186	55,730	55,335	55,089	54,995
給水戸数 (戸)	23,576	23,568	23,721	23,844	24,007	24,245
年間有収水量 ^(※) (千 m^3)	6,534	6,488	6,368	6,340	6,241	6,190
年間給水件数 (件)	302,127	304,442	306,597	307,158	307,884	310,349
料金収入 (千円)	772,594	765,451	751,016	746,648	733,860	727,007
1 件当たり料金収入 (円)	2,557	2,514	2,450	2,431	2,384	2,343

● 基本的方向

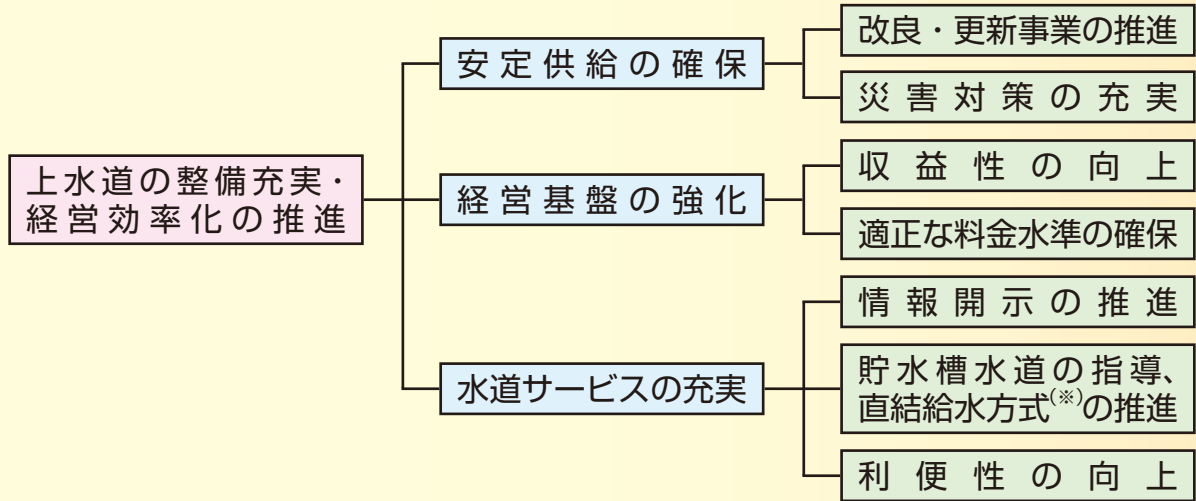
水道事業については、施設面において老朽施設の更新を計画的に進め、将来にわたる給水の安定確保を目指します。また、施設の耐震化率向上を図るなど、地震等の災害に強い施設整備に努めます。

一方、経営面においては、コスト縮減や料金水準の適正化等による経営基盤の強化を図り、簡易水道の上水道への統合などにより効率的で健全な事業運営を目指すと同時に、情報開示の推進や多様なニーズに対応したサービスの提供など、水道サービスの充実を目指します。

(※)有収水量 / 配水管に送られた水量のうち、料金徴収の対象となった水量。なお、料金徴収の対象とならなかった水量としては、メーターより上流部での漏水や消防用水等があります。



● 施策の体系



● 施策の概要

1 安定供給の確保

(1) 改良・更新事業の推進

老朽施設の更新、遠方監視設備の整備、基幹管路の耐震化、緊急連絡管^(※)の整備、主要配水池の耐震診断等を計画的に進め、水の安定供給に努めます。

また、水道週間などを通じて節水意識の高揚を図るとともに、限りある水の有効利用と有収率^(※)の向上を図るため、漏水調査を適宜実施します。

(2) 災害対策の充実

災害時におけるライフライン機能の早期復旧が図られるよう、応急給水、応急復旧体制などマニュアルに基づき、災害に備えた対策の充実を図ります。

2 経営基盤の強化

(1) 収益性の向上

簡易水道事業統合計画に基づく上水道への統合により、事業の効率化を図り、収益性の向上に努めます。

(2) 適正な料金水準の確保

長期的な見通しに立った事業計画及び財政計画を策定し、適正な料金水準の実現を図ります。

(※) 直結給水方式 / 受水槽や高置水槽を経由することなく給水する方式で、配水管の水圧だけで末端まで給水する直結直圧式給水と、配水管の途中に増圧設備を挿入して末端までの圧力を高めて給水する直結増圧式給水があります。

(※) 緊急連絡管 / 災害等の緊急時において、断水被害の軽減・緩和を図るため、系列間の水を融通する緊急時用連絡管

(※) 有収率 / 施設の稼働状況がどの程度収益につながっているかを示す指標で、配水管に送られた水量に対する有収水量の割合を示すもの（総有収水量 ÷ 年間総配水量 × 100）

3 水道サービスの充実

(1) 情報開示の推進

水質管理や経営状況等の情報開示を積極的に進め、事業運営に対する透明性の向上を目指します。

(2) 貯水槽水道の指導、直結給水方式の推進

貯水槽水道の衛生面での問題を解消するため、実態調査や設置者への指導を強化するとともに、直結増圧式給水の普及に努めます。

(3) 利便性の向上

料金のコンビニ納付制度の導入等、利便性の向上を目指します。

● 関係計画

計画名	策定年月日	計画期間	担当課
出水市水道事業基本計画	H 22. 3.10	H 23 ~ H 32 (10 年間)	水道課
出水市水道事業水安全計画	H 22. 3.10	H 23 ~ H 32 (10 年間)	水道課
簡易水道事業統合計画	H 22. 3.10	H 23 ~ H 32 (10 年間)	水道課





第3節

下水道等の整備、生活排水処理対策の推進

●現況と課題

本市の下水道は、公共下水道事業（出水処理区）、特定環境保全公共下水道事業（高尾野処理区）及び農業集落排水事業（江内中央、野田中央、青木、上特手、餅井地区）を有し、各事業の総全体計画面積は、1,897.6ヘクタールで、既に農業集落排水事業404.6ヘクタールについては整備を完了しています。公共下水道事業の2処理区については、事業計画年次を平成27年度としていますが、平成23年度までに1,394ヘクタールの整備を終え、整備率^(※)93.4パーセント、人口普及率58.1パーセントとなっています。今後は、高尾野処理区を主として未整備箇所の整備を進めていく必要があります。処理場については、整備進捗に伴う流入汚水量の増加による増設及び供用開始からの経過年数による老朽化が見られることから、引き続き改築更新を実施していく必要があります。

一方、公共下水道事業及び農業集落排水事業の区域外においては、個人による小型合併処理浄化槽の設置整備事業を推進し、生活排水処理対策に

努めています。

また、雨水排水については、雨水ポンプ場や雨水渠の整備を進めてきたことにより、一部では浸水解消できた地区もありますが、宅地化の急増や地球温暖化に伴う局地的な集中豪雨により、浸水被害の発生する地区がまだ見られますので、引き続き改善を進めていく必要があります。

国においては生活関連及び環境保全重視の観点から、公共下水道の整備を促進することを重要施策の一つとしており、市内全域においても三事業の地区を明確にして事業を推進し、早期完成を図る必要があります。

また、下水道事業の経営状況は極めて厳しく、毎年度、一般会計から多額の繰入れを受けている状況です。公営企業として独立性の確保を目指すために、適正な使用料への見直しが課題であり、段階的な料金改定として平成20年度に実施していますが、引き続き経営基盤の強化を図る必要があります。

下水道等の整備状況

区分	処理区名	計画目標年次	計画処理区域	計画人口	供用開始年月日
公共下水道	出水	平成27年	1,052.0ha	25,000人	昭和62年3月31日
特定環境保全公共下水道	高尾野	平成27年	441.0ha	9,800人	平成12年3月31日
農業集落排水	江内中央	—	57.2ha	1,580人	平成14年4月1日
	野田中央	—	192.0ha	4,610人	平成5年6月3日
	青木	—	86.0ha	320人	平成7年6月1日
	上特手	—	22.0ha	140人	平成9年5月1日
	餅井	—	47.4ha	550人	平成10年12月1日

(※) 整備率/下水道の全体計画区域面積のうち、実際に汚水管の整備を完了した区域の面積の割合

● 基本的方向

公共下水道事業については、年次計画による污水管の整備を進めながら水洗化の向上に努めます。また、污水处理施設の整備については、老朽化した施設の改築更新及び流入汚水量の増加に伴う施設増設を行います。

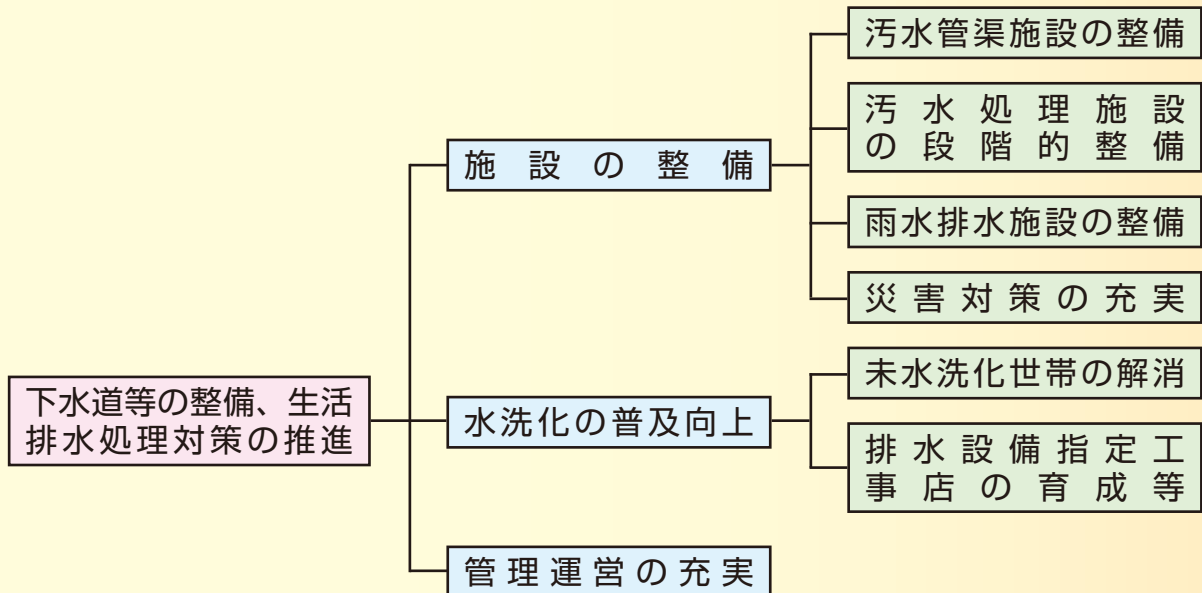
農業集落排水事業については、既存施設の計画的な改築更新を図ることとし、これら両事業の区

域外においては、小型合併処理浄化槽の設置を推進し、污水处理人口普及率^(※)の向上に努めます。

雨水排水対策については、排水不良地区の浸水解消を図るため、引き続き雨水渠等の整備を進めます。

また、公共下水道事業及び農業集落排水事業の安定的な経営を目指し、適正な使用料体系を確立します。

● 施策の体系



● 施策の概要

1 施設の整備

(1) 污水管渠施設の整備

公共下水道污水管渠の整備については、全体計画区域（出水処理区 1,052 ヘクタール、高尾野処理区 441 ヘクタール）の中で、未整備区域の整備を図ります。

また、計画区域外については、小型合併処理

浄化槽の普及促進を図ります。

(2) 污水处理施設の段階的整備

終末処理場においては、流入汚水量の増加に応じて、全体計画処理施設の段階的な整備を進めます。

また、将来の安定的な処理を行う目的から、農業集落排水施設を含め、老朽化した設備機器の改築・更新及び施設の耐震化対策を進めます。

(※) 污水处理人口普及率／下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の各污水处理人口の普及状況を出水市の人口で除した割合

**(3) 雨水排水施設の整備**

現況調査を行い、雨水渠等の整備を図るとともに、計画に準じた浸水地区の解消に努めます。

(4) 災害対策の充実

災害時における下水道施設の処理機能の早期回復が図られるよう、応急復旧体制等のマニュアルの策定により、災害に備えた対策の充実を図ります。

2 水洗化の普及向上**(1) 未水洗化世帯の解消**

供用開始時の説明会及び未水洗化世帯への啓発活動等により水洗化の普及促進を図ります。

(2) 排水設備指定工事店の育成等

排水設備工事責任技術者、その他従事者の技術の向上を図るため研修会を開催するとともに、指定工事店による水洗化普及活動を促進します。

3 管理運営の充実

受益者負担金及び分担金並びに使用料の収納確保に努め、適正な使用料による公共下水道事業等の経営の健全化を図ります。

● 関係計画

計画名	策定年月日	計画期間	担当課
公共下水道事業計画	H 21.12. 7	S54 ~ H 27 (37 年間)	下水道課
特定環境保全公共下水道事業計画	H 21.11.27	H 5 ~ H 27 (23 年間)	下水道課



第4節 環境衛生・環境美化の推進

● 現況と課題

今日の廃棄物の処理については、安全かつ衛生的に処理する方法から、資源エネルギーを有効活用する循環型の廃棄物を処理する方法へ転換しつつあります。

また、増加するごみに対応し、ごみの減量化を推進していくために、分別収集による再利用や再資源化を行い、限りある資源を有効に利用していかなければなりません。

さらに、市民の生活環境は、都市化の進展と生活様式の多様化に伴い、連帯感、道徳観や美化意識の希薄化等によって、良好な自然環境が広域的に損なわれつつあり、化学物質による汚染や地球規模の環境問題発生も懸念されていることから、地域の環境美化活動を通じ、環境とのかかわりに

ついて理解を深めながら、環境美化対策を積極的に推進していく必要があります。

近年、本市の生活排水や事業所排水による水質汚濁については、下水道の普及により以前より改善されましたが、市民の日常生活や事業活動による騒音や悪臭などが発生しています。

今後は、快適な生活環境づくりを目指して、市民や事業者が環境とのかかわりについて理解を深めながら、環境保全対策を積極的に推進していく必要があります。

火葬場については、慈光苑（出水地域）の火葬炉が老朽化しているため、利用者の支障にならないように計画的な改修が必要となっています。

ごみ処理量の推移

	家庭ごみ				事業所ごみ			
	可燃ごみ (t)	不燃ごみ (t)	計 (t)	対前年比 (%)	可燃ごみ (t)	不燃ごみ (t)	計 (t)	対前年比 (%)
18年度	10,110	801	10,911		8,157	473	8,630	
19年度	9,943	686	10,629	97.4	6,777	320	7,097	82.2
20年度	9,457	550	10,007	94.1	6,287	278	6,565	92.5
21年度	9,368	540	9,908	99.0	6,276	351	6,627	100.9
22年度	9,403	530	9,933	100.3	6,430	395	6,825	103.0
23年度	9,650	528	10,178	102.5	6,477	372	6,849	100.4

資料：北薩広域行政事務組合



河川等水質検査データ

米之津川（広瀬橋） 環境基準類型A

	基準値	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23
水素イオン濃度 ^(※) p H	6.5 以上 8.5 以下	7.6	8.2	7.8	7.5	8.0	7.9
生物化学的酸素要求量 ^(※) B O D (m g / ℓ)	2.0 以下	0.5	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.8	0.5 未満
浮遊物質量 ^(※) S S (m g / ℓ)	25 以下	1.0	1.0	1.0 未満	1.0 未満	1.0 未満	1.0 未満
溶存酸素量 ^(※) D O (m g / ℓ)	7.5 以上	11.0	9.9	11.8	10.7	11.1	9.6
大腸菌群数 ^(※) M P N /100 m ℓ	1000 以下	2,800	17,000	1,300	1,300	1,700	13,000

高尾野川（工業団地下） 環境基準類型A

	基準値	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23
水素イオン濃度 p H	6.5 以上 8.5 以下	7.5	8.0	8.1	7.4	7.7	7.1
生物化学的酸素要求量 B O D (m g / ℓ)	2.0 以下	0.5	1.2	0.5 未満	0.5 未満	0.9	0.5 未満
浮遊物質量 S S (m g / ℓ)	25 以下	3.0	5.0	1.0	2.0	3.0	1.0 未満
溶存酸素量 D O (m g / ℓ)	7.5 以上	10.1	8.5	10.1	9.7	10.1	8.6
大腸菌群数 M P N /100 m ℓ	1000 以下	4,600	130,000	79,000	35,000	7,000	54,000

折口川（受口橋） 環境基準類型A

	基準値	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23
水素イオン濃度 p H	6.5 以上 8.5 以下	7.8	7.6	7.7	7.9	7.7	7.6
生物化学的酸素要求量 B O D (m g / ℓ)	2.0 以下	0.9	0.6	0.6	0.6	1.0	0.5 未満
浮遊物質量 S S (m g / ℓ)	25 以下	1.0 未満	2.0	1.0	1.0 未満	2.0	3.0
溶存酸素量 D O (m g / ℓ)	7.5 以上	-	8.6	10.6	10.4	10.0	9.1
大腸菌群数 M P N /100 m ℓ	1000 以下	79,000	49,000	7,900	4,900	24,000	160,000

●基本的方向

快適な生活環境と豊かな自然を次世代へ引き継ぐため、限りある資源を有効活用する資源循環型社会の構築に努め、家庭ごみ及び事業所ごみの資源化・減量化を図り、市民と行政が一体となって、自然環境の保全や生活環境の美化を推進できるよう、環境美化意識の高揚に努めます。

また、事業活動等に伴う各種公害発生源に対する監視を強化するとともに、大気・水質等の汚染防止、生活環境保全意識の高揚、快適な環境の形成など、新しい視点に立った総合的かつ計画的な公害防止対策により、公害の未然防止に努めます。

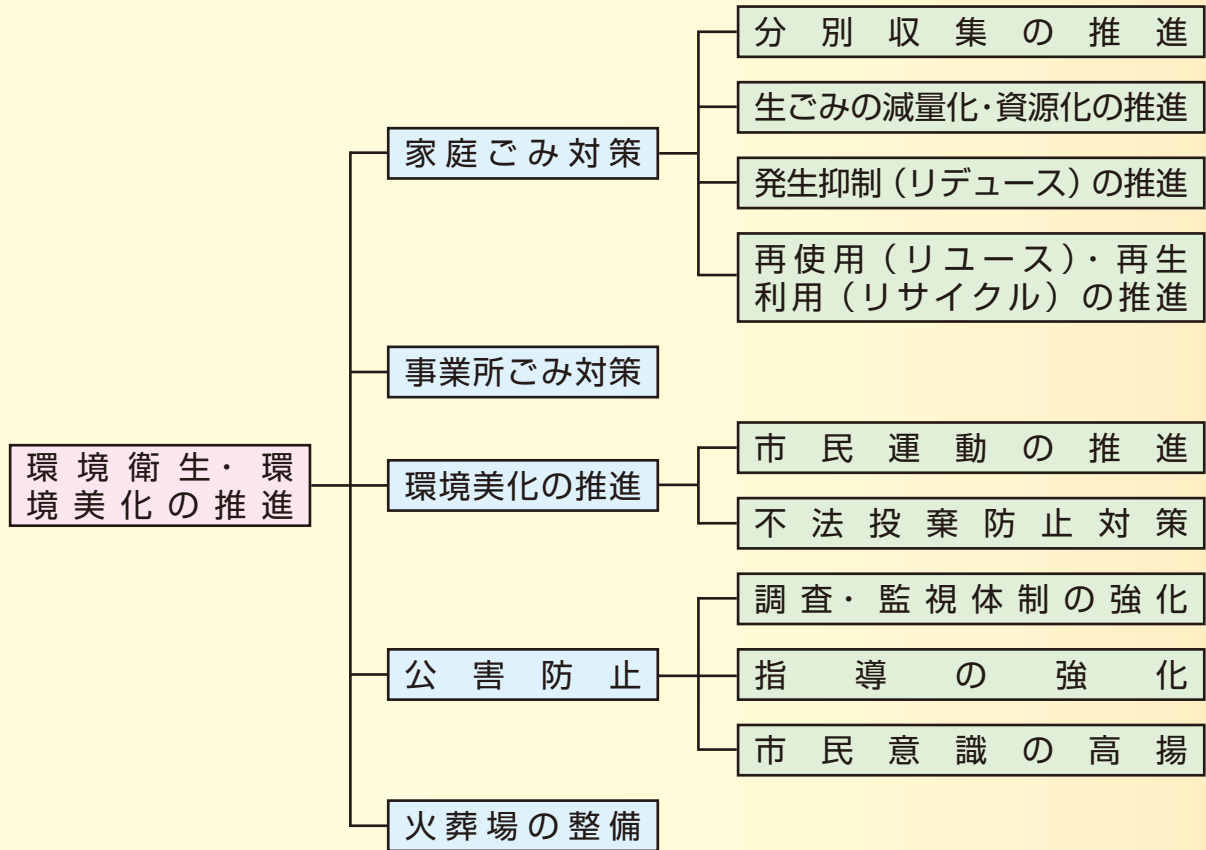
火葬場については、設備の耐用年数と使用頻度を考慮し、施設の効率的な運用に努めます。



- (※) 水素イオン濃度 p H / 水が酸性かアルカリ性を示す指標。p H は 0 ～ 14 の間の値を取り、7 が中性で、7 以下が酸性、7 以上がアルカリ性です。
- (※) 生物化学的酸素要求量 BOD / 水質汚濁を示す代表的な指標であり、20℃において水中の有機性汚濁物質が生物化学的に酸化されるとき、5日間で消費される酸素量を mg/ℓ で表します。
- (※) 浮遊物質 SS / 水中に浮遊している不溶性の粒子状物質を数値化したもので、数値が低いほど水の濁りが少なく、透明度が高い。
- (※) 溶存酸素量 DO / 水に溶解している酸素濃度。1リットルの水に何ミリグラムの酸素が含まれているか表します。
- (※) 大腸菌群数 / 大腸菌及び大腸菌と極めてよく似た性質をもつ菌の総称。大腸菌群の中に含まれる細菌の中には、動物のふん便以外に自然界に由来するものも多くあります。



● 施策の体系



● 施策の概要

1 家庭ごみ対策

(1) 分別収集の推進

ごみの減量化・資源化が促進されるよう、市民意識の啓発に更に努めます。

古紙類や容器包装ごみの分別の徹底を図り、更なる資源化を推進します。

ごみの収集運搬において、効率的な体制の整備に努めます。

(2) 生ごみの減量化・資源化の推進

家庭における生ごみの減量化・資源化を更に推進するため、生ごみ処理機の設置者に対し引き続き助成を行うとともに、減量化・資源化に

関する情報を提供していきます。

(3) 発生抑制（リデュース）の推進

製品の長期使用や生きビン（リターナブル容器）の利用、再生品の使用などの普及啓発に努め、ごみの発生抑制を更に推進します。

(4) 再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の推進

各種団体が実施する廃品回収活動に対する支援を引き続き行います。

また、北薩広域行政事務組合が設置するリサイクルセンターでの再生品の展示やリサイクル学習会を開催するなど、市民のリサイクル意識の啓発に更に努めます。

2 事業所ごみ対策

処分場である北薩広域行政事務組合の環境センターと連携し、事業所ごみの分別の徹底、減量化・資源化の更なる指導に努めます。

また、産業廃棄物の適正な排出について、関係機関と連携して指導強化を行います。

3 環境美化の推進

(1) 市民運動の推進

市民の自主的な地域美化活動を推進するとともに、ごみ拾いなど市民等による環境美化ボランティア活動に対し、ごみ袋配布や収集ごみの処理等の支援を行います。

市民の創意工夫による緑化事業や花いっぱい運動等の市民運動を推進し、環境美化意識の啓発や環境保全意識の高揚に努めます。

自治会、事業者、行政等の連携による、ふるさと出水クリーン作戦等の取組を通じ、自然環境の保全や生活環境の美化を推進します。

(2) 不法投棄防止対策

ごみのポイ捨て・ふんの放置や組織的な不法投棄等について、市民や事業者等の意識啓発を図るとともに、野外焼却についても監視体制の強化や情報提供の推進により、未然防止に努めます。

4 公害防止

(1) 調査・監視体制の強化

大気汚染物質・水質汚濁物質の排出や騒音、振動、悪臭等の発生の抑制を図るため、測定・実態調査を行い、監視に努めます。

市民からの要望・苦情に対し、迅速かつ適正な対応に努めます。

(2) 指導の強化

市内事業所等に対し、各種環境関連法令等に基づく規制の遵守、環境改善を指導し、生活環境の保全と公害の未然防止に努めます。

(3) 市民意識の高揚

公害の原点と言われる水俣病の被害者が発生している地域として良好な環境を保全するため、公害防止に対する市民意識の高揚に努めます。

5 火葬場の整備

火葬設備の耐用年数、使用頻度等を考慮の上、効率的な運用ができるよう施設の整備に努めます。



第2章

安全・安心で快適な都市基盤が整った 人と自然を大切にすまちづくり

- ◎第1節
計画的な土地利用
- ◎第2節
道路・交通ネットワーク・港湾の整備
- ◎第3節
河川・海岸等の整備
- ◎第4節
公園・緑地の整備
- ◎第5節
市街地・宅地・住宅の整備
- ◎第6節
情報・通信基盤の整備
- ◎第7節
消防・救急体制の充実
- ◎第8節
防災体制の充実
- ◎第9節
生活安全対策の充実





第1節 計画的な土地利用

●現況と課題

土地は、居住する市民にとって限られた貴重な資源であるため、その地域の自然環境、社会環境、経済環境及び文化環境などの諸条件に配慮した計画的な土地の利用が望まれます。また、高速交通網の発達や経済社会の発展による社会環境の大きな変化に伴い、市民のニーズも多様化、高度化し、効率・有効的な土地利用の形成が求められています。

近年の土地開発は、地価が比較的安く規制の緩い用途地域以外へと居住地や商業施設の開発が拡大し、都市的土地利用と農業的土地利用が混在し、現況が大きく変化してきています。

土地を有効に活用し、効率的な都市基盤づくりと良好な住環境を保全するために、土地利用の指針となる国土利用計画法をはじめ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律などの土地利用に関する諸法令等に沿いながら、本市の自然と個性を生かし、緑あふれる快適な都市環境の実現を図るために、都市計画マスタープランに基づいた土地利用の方針の明確化、都市計画区域や地域地区の見直し等の検討を行うことが重要となります。

また、景観計画及び景観条例に基づき、豊かな自然景観、本市を特徴づける景観資源を保全し、活用するには景観づくりの意識啓発・意欲保持するための取組が必要です。

なお、経済性・効率性のみならず、景観に配慮した美しいまちづくりと同時に、頻発する災害の教訓から、防災機能の整った安全で安心な都市基盤づくりを計画的に進めることも必要です。

このほか、これらの取組を進めるとともに、総

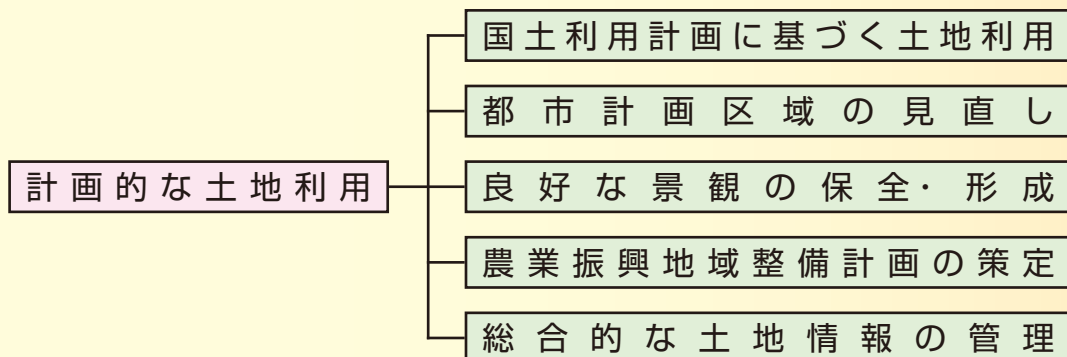
合的な地理情報システムを導入していくことが重要です。

●基本的方向

本市の自然環境を生かしたまちづくりを目指し、土地の総合的な利用を図ることから、自然環境を保護するとともに、優良農地も確保し、住居地域、商業地域及び工業地域などバランスの取れた土地利用を図るため、有効で計画的な土地利用を推進します。

また、景観に配慮した美しい快適な都市の創造のため、都市計画マスタープランに基づき、都市計画区域や地域地区を見直し、安全・安心で快適な都市基盤が整った人と自然を大切にすまちづくりを推進します。

● 施策の体系



● 施策の概要

1 国土利用計画に基づく土地利用

適正で均衡ある土地利用を目的として、国土利用関係法令に基づく国、県の計画や本市の土地利用に関する計画等と調整を図りながら、総合的かつ有効的な土地利用に関する指針としての、本市の国土利用計画の策定について検討します。

2 都市計画区域の見直し

都市計画マスタープランで示した都市整備方針に基づく、都市計画区域や地域地区の見直しなどの土地利用の適正な規制・誘導により、都市機能の適正配置と効率の良いまちづくりを推進します。

3 良好な景観の保全・形成

本市の豊かな自然景観、景観資源を保全・活

用するため、景観計画及び都市計画マスタープランに基づき、緑化・修景を推進します。また、景観づくりの意識啓発・意欲保持するための取組を支援します。

4 農業振興地域整備計画の策定

国土利用計画、都市計画等と調整を図りながら、農業の発展を促進する有効な土地利用を目標に、農業振興地域整備計画の策定を行い、優良な農業用地を守ります。

5 総合的な土地情報の管理

単体で利用している地理情報システムを順次統合化し、データの相互利用ができるシステムの導入を推進します。

地籍図データはあらゆる地図データの基礎となりますが、一部地域においてはデータが古く精度が低いいため、地籍調査の再調査を検討します。

● 関係計画

計画名	策定年月日	計画期間	担当課
出水農業振興地域整備計画	H 19. 2	期間の定めはない	農林水産課
出水市景観計画	H 22. 3	期間の定めはない	都市計画課
出水市都市計画マスタープラン	H 25. 3	H 25 ~ H 44 (20年間)	都市計画課



第2節 道路・交通ネットワーク・港湾の整備

●現況と課題

道路は、市民生活の利便性や経済活動の効率性を高め、市域の発展や地域活性化のための重要な社会資本です。

南九州西回り自動車道の供用区間は、熊本県八代市及び鹿児島市から北薩地域へ延伸し、本市においても、既に出水阿久根道路の一部が工事着工され、鹿児島空港へのアクセス道路としての北薩横断道路の整備も進められています。また、島原天草長島連絡道路についても風観測調査や地震観測調査が継続されるなど、その整備促進が図られています。これらの道路は、沿線地域の物流の効率化や都市部・観光施設間の交流促進につながり、地域活性化に大きく寄与すると期待されており、更に早期完成に向けて促進活動に取り組む必要があります。

市道等については、道路総合整備計画に基づき、体系的、計画的な道路整備を行うとともに、近年の豪雨により災害のリスクも高まっていることから、災害に強い道づくりと未然防止を含めた適正な維持管理の必要があります。

都市計画決定後長期間未着手となっている市決定の都市計画道路は、現在の都市構造に合致しなくなっています。そのため、実現化の見込みの少ない都市計画道路については、存続、変更、廃止の具体的な見直しの方針を明らかにします。また、道路総合整備計画で選定された整備幹線道路についても都市計画道路網との連絡などを考慮し、必要に応じて新規の都市計画道路の指定を検討する必要があります。

交通輸送関係では、平成23年3月に九州新幹線(鹿児島ルート)が全線開業したことにより、人・

物・情報の交流が活発化し、地域の振興に大きな効果が期待されています。

また、川内～八代間の肥薩おれんじ鉄道については、日常生活において地域の大切な交通機関として、地域住民の通勤・通学を中心に利用されていますが、沿線人口の減少や少子・高齢化、高速道路網の整備によるモータリゼーションの進行により経営状況は非常に厳しく、今後、利用促進を図り、健全で安定した経営を維持することが課題となっています。

なお、出水ふれあいバスや乗合タクシーにおいても沿線人口の減少や少子・高齢化等により利用者は減少傾向にあり、利便性の向上を図りながら効率的な運行が課題となっています。路線バスにおいても同様に利用促進を図る必要があります。

国道の状況

平成 23 年 4 月 1 日現在

路線名	区分	実延長 (m)	改 良		舗 装	
			改良済 (m)	率 (%)	改良済 (m)	率 (%)
国道 3 号		17,390	17,390	100.00	17,390	100.00
国道 3 2 8 号		15,995	15,995	100.00	15,995	100.00
国道 4 4 7 号		22,523	22,523	100.00	22,523	100.00
国道 5 0 4 号		24,507	18,703	76.32	24,507	100.00

資料：道路現況調書（県道路維持課）

県道の状況

平成 23 年 4 月 1 日現在

路線名	区分	実延長 (m)	改 良		舗 装	
			改良済 (m)	率 (%)	改良済 (m)	率 (%)
阿久根東郷線		1,736	1,263	72.75	1,736	100.00
出水菱刈線		8,300	6,353	76.54	8,300	100.00
水俣出水線		7,427	1,453	19.56	7,427	100.00
湯出大口線		5,123	1,355	26.45	5,123	100.00
脇本荘線		6,213	6,172	99.34	6,213	100.00
荒崎田代線		9,576	7,488	78.20	9,576	100.00
西出水停車場線		1,358	345	25.41	1,358	100.00
出水停車場線		379	379	100.00	379	100.00
米ノ津港線		124	0	0.00	124	100.00
沖田新蔵線		4,739	1,827	38.55	4,739	100.00
荘上鯖淵線		6,421	6,160	95.94	6,421	100.00
出水高尾野線		8,916	8,707	97.66	8,916	100.00
荒崎黒之浜線		6,648	4,081	61.39	6,648	100.00
鶴田定之段線		3,757	0	0.00	3,757	100.00

資料：道路現況調書（県道路維持課）

市道の推移

平成 23 年 4 月 1 日現在

年 度	路線数	実延長 (m)	改 良		舗 装	
			改良済 (m)	率 (%)	改良済 (m)	率 (%)
平成 18 年	1,074	741,357	420,538	56.73	708,192	95.53
平成 19 年	1,076	741,869	415,944	56.07	709,248	95.60
平成 20 年	1,084	743,955	425,603	57.21	711,526	95.64
平成 21 年	1,085	744,040	427,102	57.40	715,015	96.10
平成 22 年	1,086	744,139	427,848	57.50	715,114	96.10
平成 23 年	1,086	744,213	428,758	57.61	715,188	96.10

資料：道路現況調書（県道路維持課）



九州新幹線出水駅の一日当たり乗降客数

(単位：人)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
出水駅	1,970	1,997	2,044	2,086	2,408

資料：九州旅客鉄道（株）

肥薩おれんじ鉄道の一日常たり乗降客数（駅別）

(単位：人)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
米ノ津	223	198	199	182	172
出水	266	262	248	257	260
西出水	1,042	1,006	871	796	759
高尾野	111	113	122	129	141
野田郷	501	490	474	488	472

資料：肥薩おれんじ鉄道（株）

●基本的方向

将来を展望したまちづくりを推進するために、九州新幹線（鹿児島ルート）、南九州西回り自動車道等の高速交通体系による交通ネットワークの充実を図るとともに、安全で安心して利用できる生活道路の整備を推進します。

そのために、道路総合整備計画に基づいた、国道及び県道を基軸としたアクセス幹線道路の整備や、他市町との地域交流の促進を図る道路整備を

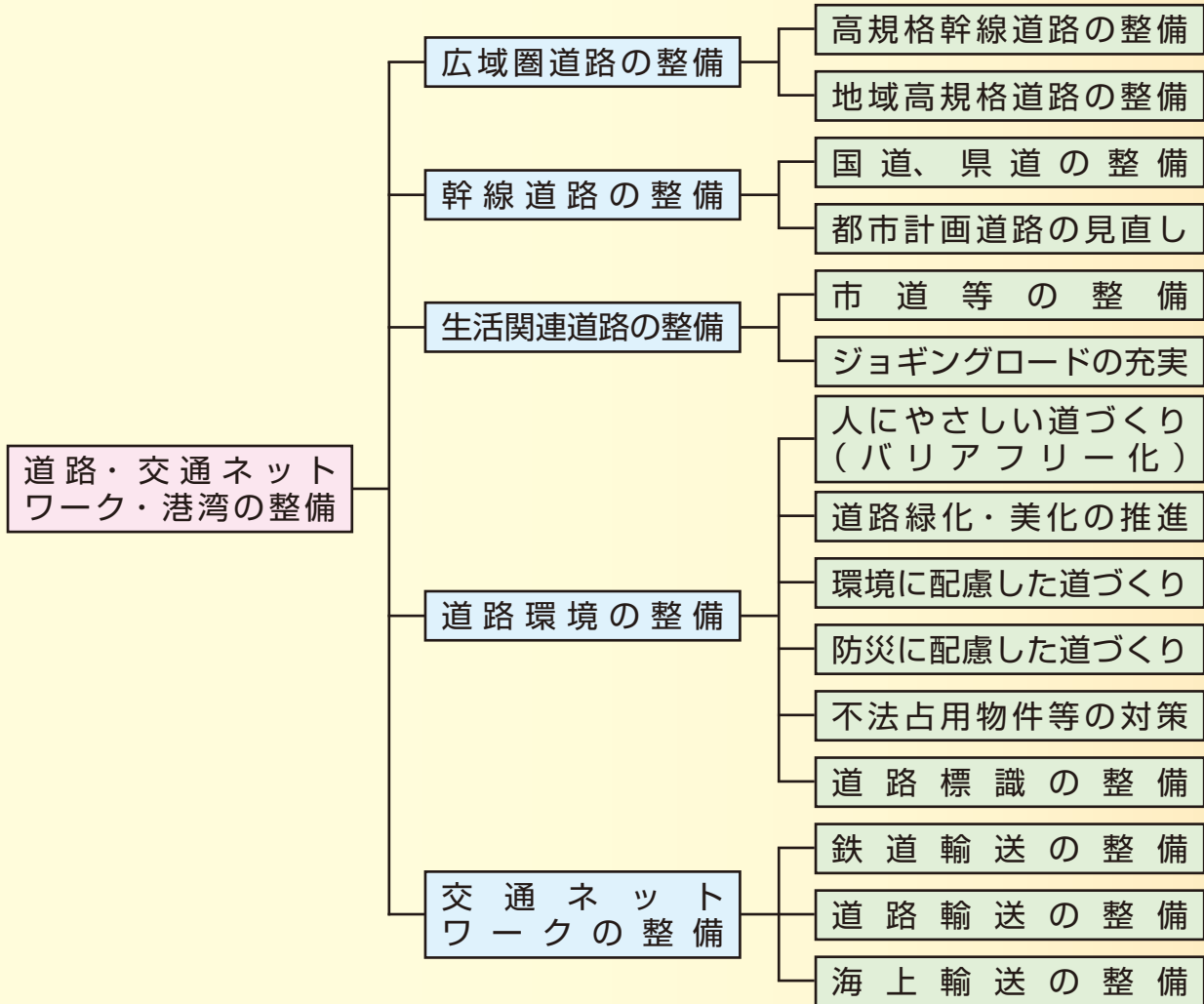
行います。

なお、生活関連道路の整備や道路環境の向上を図り、環境に配慮した安全で安心して利用できる道路整備を進めるとともに、災害に強い道づくりを目指します。

また、九州新幹線（鹿児島ルート）、肥薩おれんじ鉄道、地域間を結ぶバスなどの公共交通機関の利用促進を図り運行維持に努めます。



● 施策の体系



● 施策の概要

1 広域圏道路の整備

(1) 高規格幹線道路の整備

南九州西回り自動車道は、本市の各種地域開発プロジェクトを推進し、産業、経済、文化、観光等の振興と活性化に大きな役割を担う重要な路線であることから、早期完成に向けた建設促進活動を展開します。

(2) 地域高規格道路の整備

ア 北薩横断道路 (国道 504 号)

北薩横断道路は、北薩地域と鹿児島空港を結ぶアクセス道路として、定時性、高速性を確保する重要な路線であり、早期完成に向けた整備促進活動を展開します。

イ 島原天草長島連絡道路

本道路の風観測調査や地震観測調査が続けられており、今後においては、島原・天草架橋及び天草・長島架橋建設に関する調査の一層の促進と本道路の計画路線への格上げのための要望活動を展開します。



2 幹線道路の整備

(1) 国道、県道の整備

ア 既存路線の整備

- (ア) 国道328号流合地区の局部改良整備促進活動を展開します。
- (イ) 県道荘上鯖淵線、水俣出水線、出水菱刈線、荒崎黒之浜港線、荒崎田代線及び南九州西回り自動車道へのアクセス道路の整備促進活動を展開します。
- (ウ) 山間地等における危険箇所の防災工事の整備促進活動を図ります。

イ 新設道路の整備

- (ア) 上水流地区から荘地区内の県道脇本荘線へのアクセス道路として、県道荘上鯖淵線の整備促進活動を展開します。
- (イ) 地域振興及び活性化に資するため、宮之元上場線の県道昇格を促進します。

(2) 都市計画道路の見直し

都市計画決定後、長期間未着手で明らかに実現化の見込みのない都市計画道路について、具体的な見直しの方針を明らかにするとともに、公共交通との連携を支援する道路ネットワークを構築し、新規の都市計画道路の指定を検討します。

3 生活関連道路の整備

(1) 市道等の整備

ア 市道等の新設・改良事業

- (ア) 市道の新設・改良については、道路総合整備計画に基づき推進します。
- (イ) 国道や県道を基軸としたアクセス道路の整備を図ります。
- (ウ) 狭隘な区間の拡幅改良を図ります。
- (エ) 農道、里道等は、各種事業の活用により

整備を進めます。

- (オ) 雨水排水対策として、側溝未整備区間の整備を推進します。
- (カ) 路面の維持・補修等、日常的な管理の充実に図ります。

イ 橋梁整備

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な架け替え、予防的修繕等を推進します。

ウ コミュニティ道路の整備

- (ア) 歩行者と車が混在する商店街等の道路は、両者が共存できる道路整備の推進を図ります。
- (イ) 出水麓伝統的建造物群保存地区については、当該地域の関係住民の協力を得ながら、地域住民の便益と観光客のニーズを調和させ、地区全体の居住環境の向上のため、歴史的地区にふさわしい道路整備を図ります。

(2) ジョギングロードの充実

市民のふれあいや健康増進を図るため既存のジョギングロードの充実や、延伸について整備を検討します。

4 道路環境の整備

(1) 人にやさしい道づくり（バリアフリー化）

歩行者の視点による歩道の段差解消や拡幅、蓋版・街路灯整備など道路安全附属施設等の整備を促進し、子供や高齢者、障害者等が安全で安心して利用できる道路整備に努めます。

(2) 道路緑化・美化の推進

景観法等に基づき、公共用地を有効活用したポケットパークや緑化樹の植栽など、沿道との景観の調和を図り、地域全体の風致美観を向上させるため、積極的に道路緑化を推進します。

また、地域住民の参加による道路愛護・美化運動を推進し、歩くことが楽しめる道づくりに努めます。

(3) 環境に配慮した道づくり

道路は、排水性舗装やリサイクル材料を使用した環境にやさしい道路整備を行うなど環境への負荷の少ない道づくりに努めます。

(4) 防災に配慮した道づくり

近年は、ゲリラ豪雨など災害のリスクも高まっており、地域の孤立化等がないように未然防止と道路幅の確保など災害防止を視野に入れた整備に努めます。

(5) 不法占用物件等の対策

道路交通の安全性や快適性を向上させるため、交通障害物の対策を講じます。

- ア 公益性を有する物以外の占用許可の抑止
- イ 不法占用物件の実態把握調査と撤去指導の強化
- ウ 支障電柱等の移設促進
- エ 樹木の繁茂枝葉等の伐採

(6) 道路標識の整備

ツル博物館クレインパークいずみ、出水麓伝統的建造物群保存地区等、観光資源の充実や九州新幹線（鹿児島ルート）、南九州西回り自動車道等の高速交通体系の整備による市域外からの交通量の増大に対応するために、分かりやすい道路案内標識や施設案内板等の充実に努め、安全で円滑な道路交通環境整備を推進するとともに、まち並み景観に配慮した整備を図ります。

5 交通ネットワークの整備

(1) 鉄道輸送の整備

ア 九州新幹線の利便性の向上

全線開業した九州新幹線（鹿児島ルート）の更なる利便性の向上と利用者の増加による地域活性化につなげるため、停車本数の増便について要望活動を展開します。

イ 肥薩おれんじ鉄道の利用促進及び経営維持

肥薩おれんじ鉄道は、地域住民の通学、通勤等を中心に利用され、日常生活において大切な地域の基幹的交通機関です。

また、地域の産業・経済・文化の振興や物流の基幹ルートとしても重要な役割を果たしており、県、関係自治体等と連携しながら利用促進や経営の維持・安定に努めます。

(2) 道路輸送の整備

ア 地域間を結ぶ公共交通機関の整備

高齢者等の交通手段として重要な役割を担っている出水ふれあいバスや乗合タクシーは、更に利便性の向上を図り、利用状況も勘案しながら効率的な運行に努めます。

また、路線バスや鹿児島空港へのシャトルバスの維持、出水駅蔵之元港間シャトルバスの利便性を向上するため、関係機関と連携をとり、バス交通の充実を図ります。

イ 流通ターミナル機能の整備

南九州西回り自動車道の建設を踏まえ、高速自動車輸送と連携する流通ターミナル機能の整備と充実を促進します。

(3) 海上輸送の整備

米之津港施設の機能強化と利用促進を図ります。

●関係計画

計画名	策定年月日	計画期間	担当課
出水市道路総合整備計画	H 20. 3	H 21 ～ H 30（10年間）	道路河川課



第3節 河川・海岸等の整備

●現況と課題

本市には、二級河川15本と準用河川48本、普通河川78本があり、流水は農業用水にも利用され、重要な役割を果たしています。河川の上流域は地形が急峻な反面、下流域においては、緩やかな勾配となっているため、土砂堆積が生じています。米之津川については、平成18年7月の記録的な豪雨により甚大な被害を受けたことから、河川激甚災害対策特別緊急事業により河川改修工事が

が行われたところです。

今後は、米之津川上流部の整備促進を図っていく必要があります。

また、沿岸海域における活断層調査によると、布田川・日奈久断層帯が八代海（不知火海）に存在しており、市の防災マップにより、避難経路の確保や防波堤の改修などソフト面とハード面の整備計画等を検討する必要があります。

二級河川（県管理）の状況

平成23年4月1日現在

	水系名	河川名	管内の延長(m)	同左の内訳							
				改修を要するもの(m)	%	改修を要するものの内訳				改修を要しないもの(m)	%
						改修済(m)	%	未改修(m)	%		
二級河川	境川	境川	3,100	1,600	51.6	1,300	81.3	300	18.7	1,500	48.4
	米之津川	米之津川	20,300	15,400	75.9	5,700	37.0	9,700	63.0	4,900	24.1
		高柳川	3,500	3,500	100.0	3,500	100.0	0	0.0	0	0.0
		江良川	2,100	1,600	76.2	0	0.0	1,600	100.0	500	23.8
		平良川	8,600	4,100	47.7	500	12.2	3,600	87.8	4,500	52.3
		鍋野川	3,600	3,600	100.0	1,000	27.8	2,600	72.2	0	0.0
		軸谷川	4,300	3,000	69.8	1,300	43.3	1,700	56.7	1,300	30.2
		高川	4,300	500	11.6	0	0.0	500	100.0	3,800	88.4
		坂元川	3,400	2,200	64.7	0	0.0	2,200	100.0	1,200	35.3
	高尾野川	高尾野川	17,800	10,500	59.0	7,400	70.5	3,100	29.5	7,300	41.0
		野田川	10,100	8,600	85.1	5,029	58.5	3,571	41.5	1,500	14.9
		岩下川	3,800	3,500	92.1	1,300	37.1	2,200	62.9	300	7.9
		御手洗川	5,100	4,000	78.4	0	0.0	4,000	100.0	1,100	21.6
	江内川	江内川	6,300	6,300	100.0	3,130	49.7	3,170	50.3	0	0.0
	折口川	折口川	7,900	7,200	91.1	4,100	56.9	3,100	43.1	700	8.9

資料：県河川課

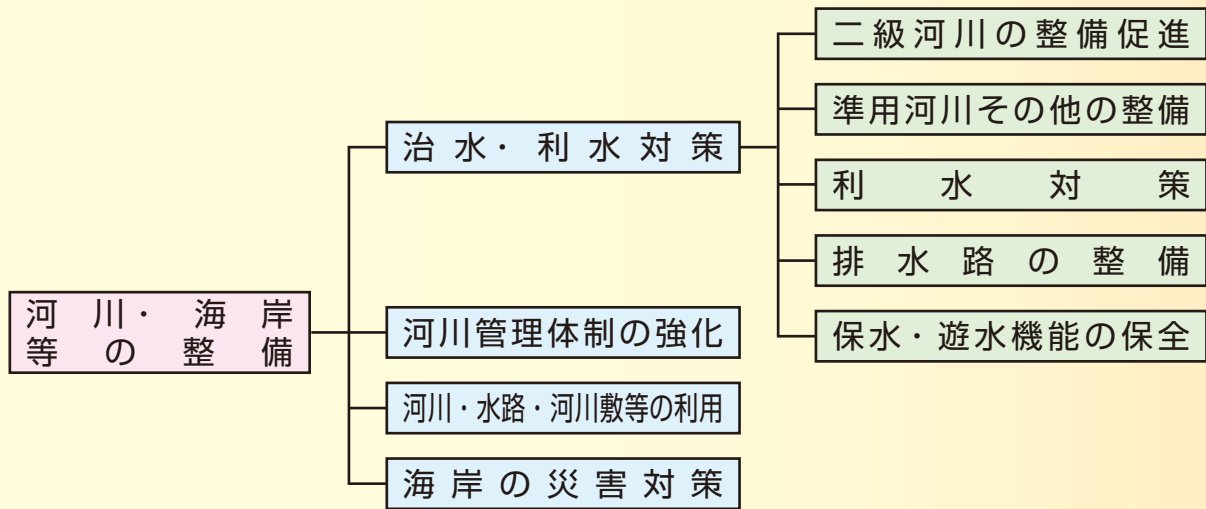
●基本的方向

自然に恵まれた本市の特性を生かし、自然と人間が共生する水と緑の豊かなまちを形成するため、環境に配慮しながら、河川の整備を計画的に推進し、土石流危険渓流や豪雨時の崩壊危険箇所

等の治水対策を推進します。

また、地域住民が安心して生活できるような災害防止施設の設置について、合意形成を図りながら推進します。

●施策の体系



●施策の概要

1 治水・利水対策

(1) 二級河川の整備促進

治水対策は、市民の生命と財産を守る最も根幹的なものであるため、災害に強い河川整備を促進します。

(2) 準用河川その他の整備

豪雨等による災害を未然に防止するため、維持管理の強化を図り、土石流危険渓流の治水対策として砂防施設の建設を促進します。

(3) 利水対策

資源として貴重な河川水の有効利用を図るため、水利権等の調整とともに、河川環境の保全を促進します。

(4) 排水路の整備

地域住民の生活に密接に関連している排水路を適正に管理するとともに、降雨時の河川への流水抑制、水環境を保全する施設、浸水被害を防止する幹線排水路の整備を促進します。

(5) 保水・遊水機能の保全

ア 河川及び排水路等のよどみやふちを保持し、遊水施設の整備を促進します。

イ 山林の乱開発を防止するとともに、計画的な植林を推進し、水源涵養を図ります。



2 河川管理体制の強化

河川の自然環境及び生態系を保全し、災害を未然に防止するために、河川管理やパトロールの強化を推進します。

- (1) 河川の不法占用の防止
- (2) 流水の水質汚濁の防止
- (3) 危険物やごみ等の不法投棄の防止
- (4) 護岸等の点検及び補修
- (5) 地域住民の参加による河川愛護及び美化運動の推進

3 河川・水路・河川敷等の利用

水と緑の自然環境の調和を図った植栽及び遊歩道、レクリエーション広場、親水性護岸やホタル、魚類等の生態系に配慮した水環境の整備を促進します。

4 海岸の災害対策

高潮、津波、海岸線の浸食等による災害を防止するため、海岸保全施設整備等を促進します。

第4節 公園・緑地の整備

● 現況と課題

1 公園

本市の公園は、豊かな自然の中に整備され、スポーツやレクリエーションを通じて健康増進を図る場として、また、ゆとりと潤いをもたらすやすらぎの場として多くの市民に利用され、都市公園、農村公園、一般公園、その他の公園で構成され、85か所60.55ヘクタールとなっています。

今後の公園には、健康・レクリエーション機能のほかに防災機能、景観形成や環境保全機能の充実も求められています。また、公園施設の老朽化に対する安全・安心対策の強化及び改築・更新費用の平準化を図る観点から、公園施設長寿命化計画に基づく既存ストックの長寿命化対策やバリアフリー化^(※)を推進する必要があります。

公園の適正な維持管理と効果的・効率的な管理運営を図るため、平成22年度から21か所の都市公園と12か所の一般公園について、また、平成23年度から5か所の都市公園と1か所の一般公園について、民間の能力やノウハウを活用し、サービスの向上及び効率的な運営を図るため、指定管理者制度を導入しています。

(1) 都市公園

運動公園は、市民はもとより、市外からの利用者も多く、スポーツの各種大会やレクリエーションを通じた交流の場として活用されています。近隣公園である東光山公園は、地形的に眺望が良いことから、年間を通し、市内外の住民

に親しまれていますが、観光施設として魅力向上のため、施設のリニューアル化や周辺樹林地の景勝緑化としての活用などについて計画を策定し、整備促進を図る必要があります。

街区公園については、住民の身近な公園として親しまれており、今後も更に利用しやすいように、適正な維持管理に努める必要があります。

(2) 農村公園、一般公園

農村公園は農村総合整備モデル事業で、一般公園は開発行為等で住宅公園として整備され、地域の住民の健康増進と福祉の向上が図られています。

しかしながら、少子・高齢化や人口減少が進んだ地域では、公園の利用を含め、維持管理も困難になっている所や人口が集中し、住宅地化の進む所もあり、都市計画マスタープランの方針と整合性をとりながら、維持管理の方法を含め、公園の整理・統合を検討する必要があります。

2 緑地

本市は、紫尾・矢筈山系の山地に囲まれた自然環境に恵まれた地域であり、米之津川を主流とした平良川、鍋野川等や高尾野川、野田川、江内川等の水系は重要な緑地を形成しています。

また、市内に多く存在する社寺林・屋敷林も地域における大切な緑地として居住環境を形成しており、今後も、これらの緑地の保全と活用に努める必要があります。

(※) バリアフリー化／高齢者・障害者等が公園内の園路、駐車場、便所等の施設を利用する際、円滑に利用することができるようにするもの



3 緑化

本市は植木の里であり、公共施設や主要な国道、県道、市道沿いにはイヌマキなどの樹木を植栽し、緑化や良好な景観の形成を図っています。また、六十間堤防沿いに防風と風致を兼ねた景勝松の植栽、中心商店街のフラワーポットの設置、出水駅周辺の緑化修景など緑地の保全と創出を推進しています。さらに、公共施設等の樹木の病虫害防除、剪定、除草等適正な緑地

管理を充実する必要があります。

また、地球温暖化対策として、都市計画の分野で低炭素型の都市・地域構造の形成が求められています。低炭素都市づくりを進めるため、公園緑地の整備、緑のカーテン、空閑地の緑地化、適正な森林の管理等緑化推進の対策で、ヒートアイランド現象の緩和、二酸化炭素吸収量の増加、消費電力量の節減の効果等が期待されています。



都市公園の状況

	公園名	所在地	種別	供用面積 (ha)	設置年月日 (供用開始年月日)
1	青木公園	昭和町 72	街区公園	0.67	S40 . 3 . 31
2	朝日公園	昭和町 8 - 1		0.12	S43 . 3 . 7
3	イゲノ木公園	米ノ津町 5		0.08	S42 . 2 . 17
4	沖田公園	緑町 42		0.26	S43 . 3 . 7
5	加紫久利公園	下鯖町 1273		0.68	S45 . 4 . 1
6	春日公園	昭和町 47 - 1		0.15	S46 . 4 . 1
7	米ノ津公園	米ノ津町 905		0.61	S51 . 9 . 27
8	城山墓地公園	麓町 1407	墓園	2.30	S38 . 11 . 30
9	昭和公園	昭和町 35	街区公園	0.30	S42 . 2 . 9
10	豎馬場公園	麓町 211		0.22	S42 . 4 . 6
11	築港公園	米ノ津町 638		0.10	S42 . 1 . 24
12	特攻碑公園	平和町 149		0.36	S43 . 3 . 11
13	名護公園	今釜町 439		0.61	S41 . 3 . 24
14	東町公園	米ノ津町 158		0.04	S37 . 8 . 31
15	緑公園	緑町 7 - 1		0.17	S43 . 10 . 18
16	本町公園	本町 1	0.20	S55 . 4 . 1	
17	東光山公園	上鯖淵 6332 - 5	近隣公園	3.68	S62 . 10 . 1
18	西出水運動公園	大野原町 2040 - 2, 2042 - 3	地区公園	1.39	H 7 . 3 . 30
19	出水市総合運動公園	中央町 32	運動公園	17.67	S44 . 4 . 1
20	海洋公園	境町 914	街区公園	0.83	H 3 . 2 . 14
21	クレインパークいずみ	文化町 1000	風致公園	4.34	H 7 . 4 . 28
22	米ノ津運動公園	下鯖町 1103 - 1	地区公園	2.28	H 8 . 3 . 31
23	出水運動公園	武本 4610		2.81	H12 . 1 . 23
24	明神公園	明神町 2313 - 2	街区公園	0.40	H13 . 3 . 31
25	住吉運動公園	住吉町 55 番 1		0.33	H16 . 12 . 14
26	上畑公園	下鯖町 1553 番 15		0.05	H17 . 11 . 30
27	西町ふれあい公園	西出水町 413 番 1		0.11	H18 . 12 . 1



農村公園の状況

	公園名	所在地	種別	供用面積 (H a)	設置年月日 (供用開始年月日)
1	朝熊農村公園	美原町 743	農村公園	0.24	S 54 . 1 . 10
2	八幡農村公園	上知識町 691		0.36	S 54 . 1 . 10
3	日当農村公園	上鯖淵 3326 - 7		0.08	S 54 . 1 . 10
4	津山農村公園	下知識町 1044		0.22	S 54 . 1 . 10
5	江川野農村公園	武本 13631		0.11	S 54 . 1 . 10
6	掛腰農村公園	浦田町 605		0.11	S 55 . 4 . 1
7	切通農村公園	境町 1876		0.11	S 55 . 4 . 1
8	上中農村公園	武本 12870 - 1		0.10	S 55 . 12 . 24
9	城山東農村公園	麓町 1177		0.36	S 55 . 12 . 24
10	福ノ江農村公園	汐見町 1079		0.82	S 58 . 4 . 1
11	今釜農村公園	今釜町 4635		0.09	S 60 . 8 . 1
12	小原農村公園	武本 1044 - 1075		0.37	S 60 . 8 . 1
13	名古農村公園	住吉町 364		0.08	S 62 . 3 . 25
14	安原農村公園	美原町 323		0.34	S 62 . 3 . 25
15	太田農村公園	上鯖淵 1133		0.43	S 62 . 3 . 25
16	高川ダム周辺公園	下大川内 2543 - 2 先		0.47	S 55 . 1 . 24
17	西部地区農村公園	高尾野町下高尾野 1154 - 1		2.00	S 57 . 4 . 1
18	高尾野麓地区農村公園	高尾野町柴引 1414 - 1		0.12	S 58 . 4 . 1
19	平坊地区農村公園	高尾野町江内 6720 - 10		0.35	S 54 . 4 . 1
20	小山川丘公園	高尾野町江内 7822 - 7		0.62	H 11 . 4 . 1
21	野口公園	高尾野町江内 6044 - 11		0.08	H 11 . 4 . 1
22	江内中央公園	高尾野町江内 3365		0.10	H 10 . 4 . 1
23	荒崎展望公園	高尾野町江内 1401 - 13		0.88	H 12 . 4 . 1
24	下高尾野湧水公園	高尾野町下高尾野 290 - 1		0.36	H 13 . 4 . 1
25	下山木漏れ日公園	高尾野町下水流 981		3.07	S 58 . 4 . 1
26	本町ため池公園	高尾野町大久保 7100		1.40	H 17 . 4 . 1
27	御岳溜池公園	高尾野町大久保 3434 - 10		0.51	H 17 . 4 . 1
28	若宮公園	高尾野町江内 5824		0.08	H 16 . 11 . 24
29	旭農村公園	野田町下名 2424 - 1		0.11	H 2 . 3 . 31
30	屋地農村公園	野田町下名 6242 - 1		0.13	H 7 . 3 . 31
31	鏡淵農村公園	野田町下名 1066 - 2		0.06	H 9 . 3 . 31
32	中郡農村公園	野田町下名 5794		0.10	H 6 . 3 . 31
33	本町八幡農村公園	野田町下名 5747 - 1	0.14	H 1 . 3 . 31	
34	竹添農村公園	野田町下名 146 - 1	0.08	H 17 . 3 . 31	
35	熊陳農村公園	野田町上名 5829 - 3	0.12	S 58 . 3 . 31	
36	餅井農村公園	野田町下名 3452 - 2	0.10	H 4 . 3 . 31	

37	青木農村公園	野田町上名 1899		0.07	H 4 . 3 . 31
38	大丸農村公園	野田町上名 7014 - 3		0.12	S 58 . 3 . 31
39	上特手農村公園	野田町上名 4302 - 1		0.12	H 2 . 3 . 31
40	田の神広場	野田町上名 1738 - 15		0.03	H 15 . 3 . 31
41	川平農村公園	野田町上名 7576 - 1		1.75	S 57 . 3 . 31
42	嶽ダム公園	野田町上名 4564 - 35		0.37	H 16 . 3 . 31

一般公園の状況

	公園名	所在地	種別	供用面積 (ha)	設置年月日 (供用開始年月日)
1	早馬住宅公園	明神町 2671 - 16	一般公園	0.01	S 54 . 2 . 28
2	城山南公園	武本 3151 - 12		0.05	S 57 . 3 . 24
3	明神団地公園	明神町 2700 - 82		0.07	S 57 . 9 . 1
4	西出水住宅公園	西出水町 807		0.03	S 58 . 6 . 1
5	朝熊ニュータウン公園	美原町 6641 - 24		0.02	S 58 . 10 . 18
6	桜町ニュータウン公園	西出水町 562		0.02	S 62 . 9 . 18
7	小松ニュータウン公園	麓町 3190 - 14		0.04	S 62 . 10 . 1
8	星が丘団地公園	武本 2868 - 77		0.07	S 62 . 10 . 1
9	千本付団地公園	西出水町 14 - 14		0.02	H 11 . 7 . 8
10	みそなめての碑	武本 1044 - 21		0.09	S 54 . 12 . 5
11	沖田ニュータウン公園	黄金町 814 - 18		0.02	H 19 . 4 . 1
12	麓コミュニティー運動公園	高尾野町唐笠木 822		0.41	S 56 . 10 . 1
13	高尾野ふれあい公園	高尾野町大久保 3816 - 35		0.43	H 2 . 4 . 1
14	中部地区運動公園	高尾野町柴引 2685 - 1		0.24	H 12 . 4 . 1

その他の公園の状況

	公園名	所在地	種別	供用面積 (ha)	設置年月日 (供用開始年月日)
1	名古屋児童遊園	住吉町 58	その他	0.11	S 40 . 4 . 1
2	みなと公園	米ノ津町 1229 - 1		1.00	H 6 . 1 . 1

●基本的方向

自然に恵まれた本市の特性を生かし、自然と人間が共生する水と緑豊かなまちを形成するため、都市計画マスタープランの方針に基づき、緑地の保全と緑化の推進に関する緑の基本計画の策定を

検討します。

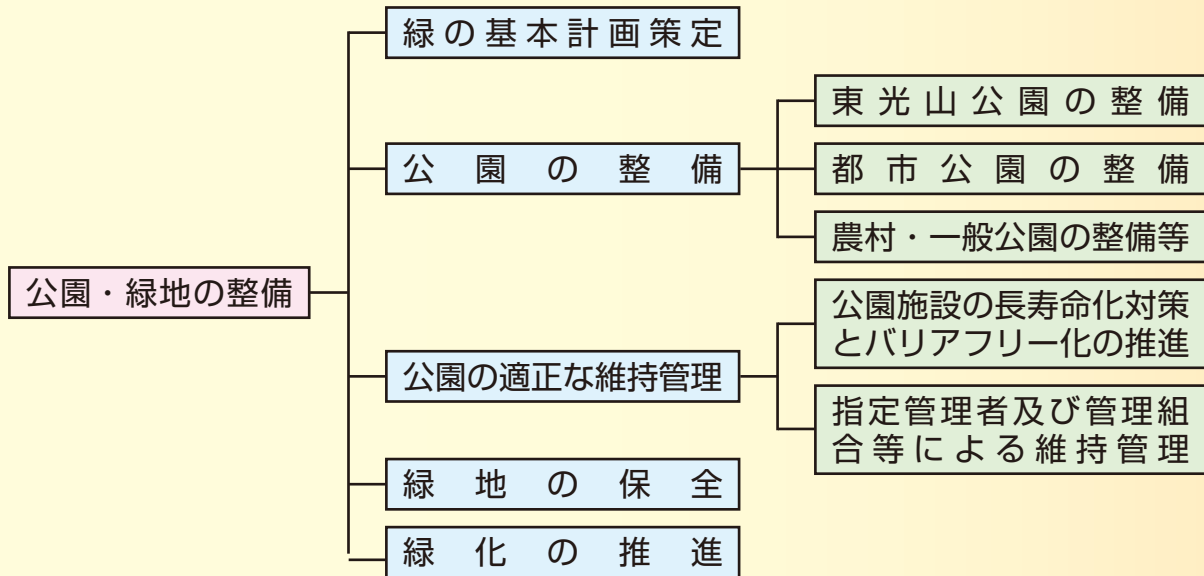
都市計画マスタープラン等の指針及び公園施設長寿命化計画に基づき、市民の日常的な健康の保持と増進を図り、市民にとって安心・安全で、快適な都市環境を形成し、市民の多様なニーズに対



応できる公園の整備を図るとともに、適正な公園の維持管理に努めます。

また、緑地の保全と都市緑化を推進し、低炭素都市づくりに努めます。

●施策の体系



●施策の概要

1 緑の基本計画策定

自然に恵まれた本市の特性を生かし、自然と人間が共生する緑豊かなまちを形成するため、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、緑の基本計画の策定を検討します。

2 公園の整備

(1) 東光山公園の整備

東光山公園は、地形的に眺望が良いことから、年間を通して、市内外の住民にも親しまれています。更に観光施設としての魅力向上を図るため、公園施設のリニューアル化、公園周辺の整備等に努めます。

(2) 都市公園の整備

総合運動公園や地区運動公園については、既存施設の複合的活用が可能となるよう検討を加え、利用状況を考慮しながら、市民ニーズに対応できる運動公園として充実を図ります。城山墓地公園は、出水麓伝統的建造物群保存地区と一体となった活用を検討します。

また、特攻碑公園の戦争遺跡の適切な保存と周辺の桜並木の保全、管理に努めます。

クレインパークいずみは、花壇等の整備により市民が憩える部分と野鳥の森等自然環境学習ができる部分とを併せ持った公園の活用を図ります。

その他街区公園等については、地域住民が快適に利用しやすいように維持管理や整備に努めます。

(3) 農村・一般公園の整備等

都市計画区域の見直しに伴い、整理・統合を検討しながら、地域の福祉や生活環境の向上を図るための公園として、利用促進に努めます。

3 公園の適正な維持管理

(1) 公園施設の長寿命化対策とバリアフリー化の推進

公園施設の老朽化に対する安全・安心対策を強化するとともに改築・更新時期を平準化し、ライフサイクルコスト^(※)の低減を図るため、公園施設長寿命化計画の維持管理方針等に基づき、既存ストックの長寿命化対策を図るとともに、施設の新設・改築・更新時には誰もが安心・安全に利用できるバリアフリー化された施設整備を行います。

(2) 指定管理者及び管理組合等による維持管理

指定管理者制度を導入した公園については、民間の能力やノウハウが生かされ、サービスの向上及び効率的な運営が図られるようモニタリングを実施し、適正な維持管理を行います。

一般公園、農村公園など、地域性のある公園は、地域住民で組織する管理組合等と連携し、

適正な維持管理に努めます。

4 緑地の保全

米之津川、高尾野川等を主流とする水系の山林等の緑地や市街地周辺の緑地の保全と良好な景観の形成を図るため、緑地の保全に支障が及ぶような開発行為等の抑止に努めます。

また、河川や海岸沿いの緑地などは鳥類等の良好な生息区域であり、水辺の自然環境を保全し、生物の多様性確保を図るとともに、クレインパークいずみ等の施設と一体となった自然にふれあう空間として利用を促進します。

5 緑化の推進

公共施設や主要な道路沿いに樹木等を植栽し、緑化修景を推進します。出水駅西口、東口広場周辺の緑とオープンスペースは、本市特産の植木で緑が創出されており、今後も快適で良好な都市環境の形成に努めます。

さらに、低炭素都市づくりを進める中で、地球温暖化対策として市民の緑化意識の高揚と緑化意識の普及に努めるとともに、市民との協働により、緑地の保全と都市緑化の推進に努めます。

● 関係計画

計画名	策定年月日	計画期間	担当課
出水市都市計画マスタープラン	H 25. 3	H 25 ～ H 44 (20 年間)	都市計画課
出水市景観計画	H 22. 3	期間の定めなし	都市計画課

(※) ライフサイクルコスト (生涯費用) / 企画、設計、竣工、運用、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを建物の生涯とし、その全期間に要する費用のこと。



第5節 市街地・宅地・住宅の整備

●現況と課題

本市の土地利用は、紫尾山・矢筈岳・笠山及び八代海（不知火海）に囲まれた出水平野に市街地及び地域生活拠点となる集落が点在し、水と緑の田園都市が形成されています。

また、市内の一部では、市街地を形成するための都市計画区域や用途地域を指定し、都市基盤の充実を図っています。

しかし、地価が安く規制の緩やかな都市計画区域内の無指定区域や都市計画区域外へ居住地が拡大し、宅地と農地が混在することで都市基盤施設の効率的な整備の妨げとなり、住環境の悪化を招いている状況となっています。そのため、有効で計画的な土地利用の推進や都市計画区域や地域地区の見直し等を行い、住宅や店舗を適切に市街地へ誘導することが課題となっています。

宅地は、単に居住の場ということだけでなく、そのまちの主要な部分を構成するものですが、市

街地以外での宅地の取得が容易なことから、優良農地の無秩序な小規模開発が拡大しつつあり、これらを抑制することが課題となっています。

住宅は、市民の多くは永住志向であることから、住宅の持家率が高く、一定の居住水準が確保されています。

民間賃貸住宅では、新しい住宅の入居率が高く古い住宅は空家が目立つ状況にあります。

一方で、市営住宅の一部には、昭和30年代に建設された古い住宅があり、住環境に格差が生じているため、建て替えや改修により居住水準の向上を図るとともに、多様なニーズに対応した住宅施策を図る必要があります。

また、自然災害から市民の生命・財産を守るため、がけ地近接等危険住宅移転事業を継続するとともに、住宅の耐震診断や耐震改修の促進を図ります。



公営住宅の状況

H24.10.1 現在

名称	建設年度	構造	戸数	名称	建設年度	構造	戸数
上町団地	昭 48 ~ 53	準耐火平屋	112	蕨島団地	昭 40	準耐火平屋	2
太田原団地	平 15 ~ 19	耐火 2 階 木造	98	野口団地	昭 33・37	木造平屋	2
上大川内団地	昭 56	準耐火 2 階	10	荒崎団地	昭 37・39	準耐火平屋	4
花立団地	平 4	耐火中層	30	麓団地	平 23 ~ 24	耐火 2 階	44
上屋団地	昭 43 ~ 44	準耐火平屋	48	麓第二団地	昭 48 ~ 49	準耐火平屋	30
西町団地	昭 61 ~ 62	耐火中層	33	柴引団地	昭 50 ~ 56	準耐火平屋	94
鹿島団地	平 8 ~ 11	耐火中層	152	下水流団地	昭 51 昭 53 ~ 56	準耐火平屋	30
茶円堀団地	平 13 ~ 14	耐火中層	52	畦浦第二団地	昭 53 ~ 54	準耐火平屋	10
平和団地	昭 54 ~ 59	準耐火 2 階 耐火中層	102	大和団地	昭 54 ~ 55	準耐火平屋	8
沖田団地	昭 31	準耐火平屋	15	上の原団地	昭 57・60	準耐火平屋	15
安原団地	昭 42 ~ 47 昭 61 ~ 63	準耐火平屋 準耐火 2 階 木造平屋	84	下水流第二団地	平 3 ~ 4	木造平屋	16
平松団地	昭 54 ~ 57 昭 59 ~ 60	準耐火 2 階 耐火 2 階	50	西部第一団地	平 11	木造平屋	6
鶴亀タウン	昭 63 ~ 平 3	耐火中層 耐火 2 階	98	ウッドタウン高尾野	平 14	木造平屋	16
加紫久利団地	昭 39 ~ 41	準耐火平屋	48	本町 C 団地	昭 37 ~ 38	準耐火平屋 木造平屋	15
境町団地	平 3 ~ 4	木造平屋	6	仮屋 A 団地	昭 41・43	準耐火平屋	10
前田団地	昭 40	準耐火平屋	2	仮屋 C 団地	昭 44 ~ 47	準耐火平屋	31
切通団地	昭 31	木造平屋	2	本町 A 団地	昭 48 ~ 49	準耐火平屋	27
早馬団地	平 5 ~ 6	耐火中層	30	西牟田団地	昭 50 ~ 53	準耐火平屋	32
早馬第二団地	平 21	耐火 2 階	28	熊陳 A 団地	昭 53 ~ 55	準耐火平屋	38
荘団地	昭 31	木造平屋	2	熊陳 B 団地	昭 55 ~ 59	準耐火平屋 木造平屋	46
荘上団地	昭 57	耐火 2 階	4				
荘下団地	平元 ~ 2	木造平屋	5	小 計	42 団地		1,487



一般住宅の状況

名称	建設年度	構造	戸数
八坊団地	昭 42	準耐火 2 階	9
畦浦第二団地	平元～ 3	木造平屋	6
下水流団地	昭 60	木造平屋	4
上の原団地	昭 60	木造平屋	6
東町団地	昭 43	木造平屋	2
東水流団地	昭 43	木造平屋	1
町団地	平 5	木造平屋	1
地藏団地	昭 61～ 62	木造平屋	9
別府団地	平 6～ 7	木造平屋	11
中郡団地	平 13	木造平屋	10
岩元団地	平 14	木造平屋	6
小 計	11 団地		65

特定公共賃貸住宅の状況

名称	建設年度	構造	戸数
畦浦団地	平 6	木造平屋	6
畦浦第二団地	平 8	木造平屋	4
ウッドタウン高尾野	平 13	木造平屋	9
三軒屋団地	平 8	木造平屋	14
柴引中央団地	平 6	木造平屋	4
下水流第二団地	平 5	木造平屋	6
西部第二団地	平 11	木造平屋	10
小 計	7 団地		53
市営住宅合計	60 団地		1,605

●基本的方向

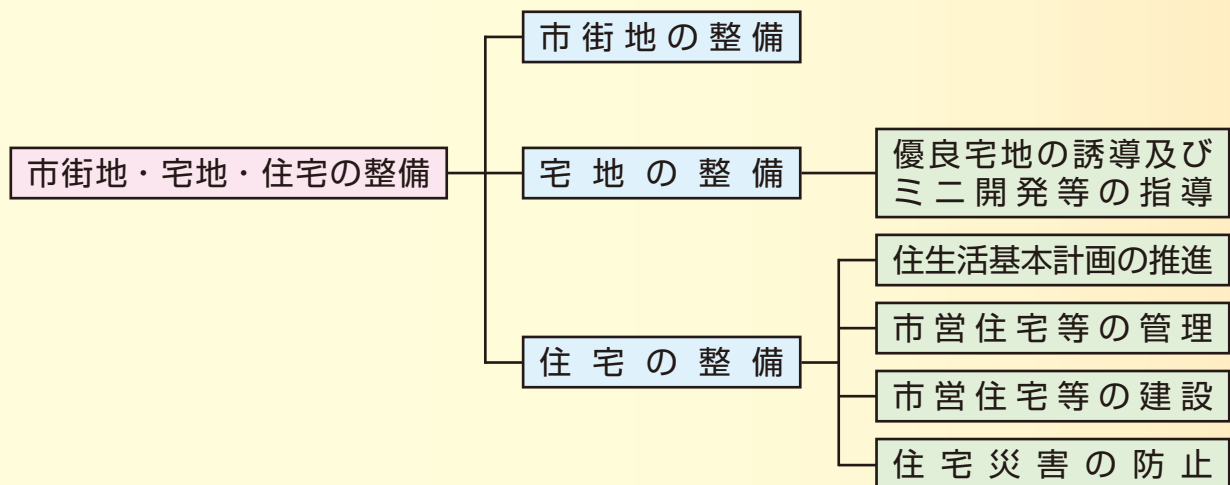
市街地や地域生活拠点において、それぞれの地域的特色を生かしたにぎわいのある市街地活性化を推進します。また、優良宅地の開発誘導を促進し、無秩序な開発行為の抑制指導に努めます。

住宅については、総合計画等を基本として、市

民ニーズを的確に把握し、策定した住生活基本計画に基づいた整備を計画的に推進します。

安全・安心のまちづくりを目指し、がけ地近接等危険住宅の移転事業を推進するとともに、住宅の耐震診断や耐震改修の促進のため、耐震診断・改修施策をより一層推進します。

●施策の体系



● 施策の概要

1 市街地の整備

市街地は、郊外への人口流出などに起因して人口・世帯が減少し、空き店舗が目立っています。また、人口の減少は産業の衰退や自治会等の地域コミュニティ活動の停滞を招き、まち全体の活力低下となっていることから、地域の特性や資源を生かしながら、人口増加を誘導するための手段として、市街地全体の活性化事業等の導入を検討します。

2 宅地の整備

優良宅地の誘導及びミニ開発等の指導

都市計画区域内における宅地開発は、3,000平方メートル以上の規模による土地開発行為と、その規模に達しないミニ開発（3,000平方メートル未満）があります。都市計画法による開発行為は、関係法令等の規制によって一定の良好な宅地供給がなされている一方、ミニ開発など小規模宅地の開発は無秩序に開発され、住環境の悪化につながるおそれがあるため、適切な優良宅地への誘導を図るとともに、適正指導に努めます。

3 住宅の整備

(1) 住生活基本計画の推進

本市の住宅行政の指標で今後の住宅政策を定めるものとして、総合計画や国・県の住生活基本計画を踏まえ、近年の住宅政策の動向及び本市の地域特性や住宅事情、居住ニーズ等を整理・分析した上で、住宅政策の目標と展開方向、政策推進のための戦略計画等について検討し、本市における住宅政策の指針として定めた住生活基本計画に基づき、本市の住宅政策を体系的・

総合的に推進します。

(2) 市営住宅等の管理

市営住宅の管理戸数は、平成24年10月1日現在、公営住宅・特定公共賃貸住宅・一般住宅の計1,605戸となっています。

市営住宅は、低所得者向けとして、また特定公共賃貸住宅及び一般住宅は、中堅所得者向けとして住宅に困窮している者全てを対象に供給しており、定住化の促進及び社会情勢の変化に対応した住宅管理を行い、居住水準の向上に努めます。

(3) 市営住宅等の建設

市営住宅の一部には、昭和30年代に建設した住宅をはじめとして、現在の居住水準を満たしていないものもあり、建物構造体の劣化や設備の老朽化など、住環境が年々悪化しています。

そのため、公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な建て替えや設備改善の推進を図ります。

また、それと同時に高齢者、障害者等対策としてのバリアフリー化も急務であり、入居者が安全・安心、快適に居住できる生活空間の創造を積極的に推進します。

(4) 住宅災害の防止

がけ崩れの危険から未然に市民の生命・財産を守るため、がけ地近接等危険住宅移転事業を推進します。

また、住宅の倒壊による人身への危険を防止し、住宅の資産価値を高めるため、耐震診断・耐震改修促進を図ります。



●関係計画

計画名	策定年月日	計画期間	担当課
出水市住生活基本計画	H 25. 3	H 25 ～ H 34 (10年間)	都市計画課
出水市公営住宅等長寿命化計画	H 25. 3	H 25 ～ H 34 (10年間)	都市計画課



第6節 情報・通信基盤の整備

●現況と課題

我が国においては、情報通信分野における急速な技術革新や国の政策等の推進により、超高速かつ低廉なブロードバンド環境が実現し、インターネットを利用した新しいサービスが急速に普及・拡大しています。

このような情報化の進展は、私たちの日常の行動・情報活動・消費行動などを大きく変え、日常生活になくはならないものとなっています。

本市における通信ネットワークの現状については、本庁及び各出先機関、学校等を光ファイバーや高速無線LAN等で接続しネットワーク化を行っており、一部の学校等においては通信事業者の電話回線によるADSLサービス高速通信を実施している状況です。

また、インターネット接続環境として、市内の大部分において通信事業者における光ファイバー網が整備され超高速通信が実現していますが、一部の地域では光ファイバー網が未整備で超高速通信ができない状況であり、今後、国・県及び通信事業者と連携し基盤整備を推進する必要があります。

本市ホームページによる情報化の現状については、生活、防災、環境、行政情報の提供、議会中

継、図書館蔵書検索等のサービスを行っていますが、更なる機能の強化が求められています。

本市の内部情報化の現状については、グループウェア^(※)により情報の共有化を行い業務の効率化を図っていますが、今後は、電子文書化、電子決裁等のシステム導入及び現システムの再構築を検討する必要があります。

地理情報システムについては、都市計画、固定資産税、農地、上水道等のシステムにおいて利用されていますが、単体で利用されているため相互の情報が利用できないなどの課題があります。

電子自治体の現状については、電子申請等は、鹿児島県及び県内市町村の共同運営システムにより運用を行っているものの、添付書類は郵送や持参が必要であったり、手数料の納付がオンライン化されていないなど電子化のメリットが発揮されていない状況もありますが、申請や申込みのみで完結する手続については拡大する方向であります。

情報通信システムの安全対策の現状については、コンピュータウイルス対策ソフトなど安全対策を実施していますが、自然災害等によるシステムの停止やデータ喪失について更なる安全対策を行う必要があります。

(※) グループウェア／企業内LANを活用して情報共有やコミュニケーションの効率化を図り、グループによる協調作業を支援するソフトウェアです。



● 基本的方向

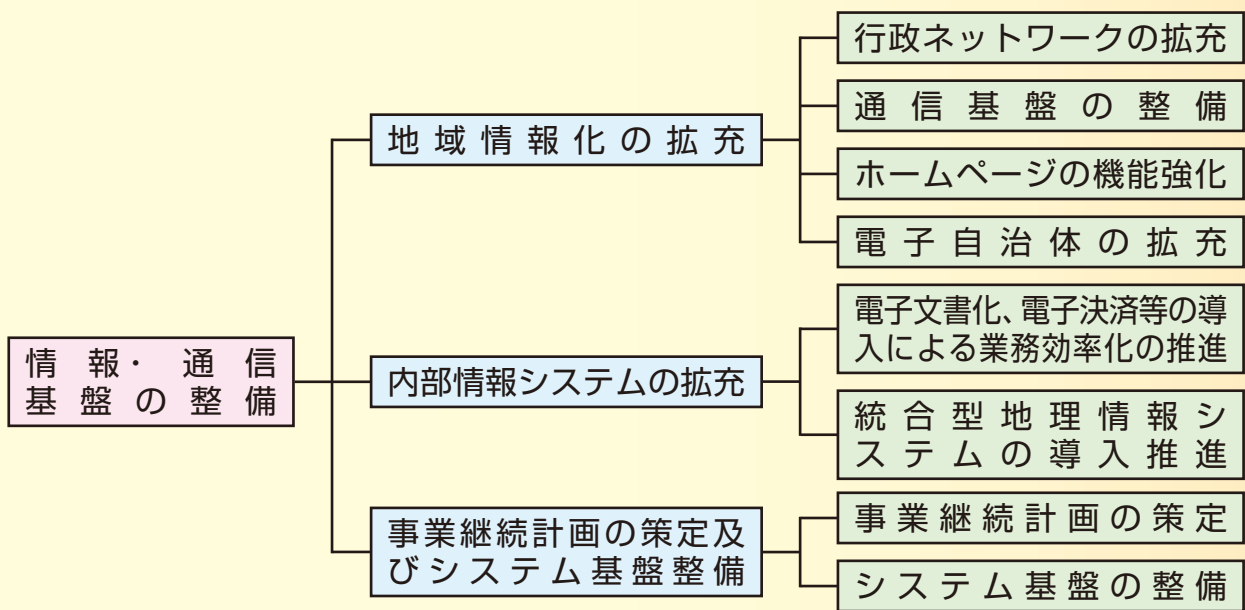
地域情報化の拡充については、光ファイバーによる市内全域の超高速ブロードバンド化及びWi-Fi^(※)規格による無線LANの整備を図り、情報通信の普及に努めます。また、ホームページの機能強化及び電子自治体の拡充を図り、市民の利便性を追及します。そのために、国・県及び通信事業者と連携して補助金、助成金等の活用を図

ります。

内部情報システムの拡充については、事務の効率化を推進するため、電子文書化、電子決裁等の導入及び統合型地理情報システムの導入を検討します。

また、現システム全体の更新時期を迎えるため、クラウドコンピューティング^(※)を含め、事業継続性の高い新システムの構築を図ります。

● 施策の体系



(※) Wi-Fi (ワイファイ、wireless fidelity) / 無線 LAN 機器間の相互接続性を認証されたことを示す名称。コンピュータ、携帯電話のような多様な機器が無線 LAN を利用し、市街地や公共施設等の接続箇所を経由してインターネットへ接続できる。

(※) クラウドコンピューティング / 従来のコンピュータ利用は、ユーザー（企業、個人など）がコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、データなどを、自分自身で保有・管理していたのに対し、クラウドコンピューティングでは、ユーザーはインターネットを経由して企業側に設置されたコンピュータを利用しサービス利用料金を払う利用形態である。

● 施策の概要

1 地域情報化の拡充

(1) 行政ネットワークの拡充

電話回線により本庁と接続している一部の学校等について、無線LAN、光ケーブル等による整備を図ります。

(2) 通信基盤の整備

光ブロードバンド未整備地域の光ファイバー網の整備及び人が集まる公共施設、商業施設等の無線LANの整備について推進します。

また、国・県等の補助事業などを活用しての整備も同時に行い、情報通信の拡充を図ります。

(3) ホームページの機能強化

Webアクセシビリティ^(※)の向上、外国語コンテンツの拡大、スマートフォン等の携帯端末への対応を図り、内容の充実に努めます。

(4) 電子自治体の拡充

家庭にいながら行政手続きができるような電子自治体を拡充します。

また、コンビニや公共施設等での証明書交付について調査研究を行います。

2 内部情報システムの拡充

(1) 電子文書化、電子決裁等の導入による業務効率化の推進

電子自治体に対応できるように電子文書化、電子決裁等の導入により業務の効率化を推進します。

(2) 統合型地理情報システムの導入推進

現在、単体で利用している地理情報システムを順次統合化し、データの相互利用ができるシステムの導入を推進します。

3 事業継続計画（BCP）^(※)の策定及びシステム基盤整備

(1) 事業継続計画の策定

大規模災害・事故で被害を受けても、重要事業をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に復旧させる「事業継続」を戦略的に実現するための計画を策定します。

(2) システム基盤の整備

運用コストの削減及び災害時の事業継続を実現するため、クラウドコンピューティングやデータセンターの活用を推進します。

(※) Webアクセシビリティ／インターネット情報を利用するすべての人が、年齢や身体的制約、利用環境に関係なく、インターネットで提供される情報に問題なくアクセスし、情報や機能を利用できること。

(※) 事業継続計画（BCP）／企業等が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。



第7節 消防・救急体制の充実

●現況と課題

本市における消防体制は、常備消防と非常備消防で構成されています。

常備消防においては、消防救急無線等のデジタル化への移行や消防ポンプ自動車等の更新、装備機器の近代化を進め、消防活動の迅速化・効率化を図っていく必要があります。

一方、非常備消防においては、消防団員は地域の実情に精通しており、火災はもとより、地震、台風、洪水等の自然災害において、防御、警戒及び避難誘導等に当たるなど、地域防災の中核的存在として、その果たす役割には大きいものがありますが、近年、高齢化や職業の多様化等により団員確保が難しい状況となっています。

また、市民に火災予防の啓発を図るとともに、設置が義務付けられた住宅用火災警報器の全戸設

置を、引き続き促進する必要があります。

消防水利については、今後も地震等を考慮した耐震性防火水槽や消火栓の設置を計画的に推進するとともに、河川等の自然水利についても活用する必要があります。

救急救助業務については、高齢者の急病や交通事故等の増加に伴い、その需要は増加傾向にあるため、救急救助体制の一層の充実を図る必要があります。

大規模災害等については、支援体制の充実に努めるとともに、市の消防防災体制では対処できない場合に備え、他市町との協力体制を強化する必要があります。

常備消防の広域化については、鹿児島県消防広域化推進計画に基づき、引き続き検討していく必要があります。

常備消防力の状況（消防署）

	現有消防力
署	1署1分署
職員	75人
水槽付消防ポンプ自動車	1台
消防ポンプ自動車	2台
救急自動車（高規格救急車）	3台
はしご付消防ポンプ自動車（30メートル級）	1台
救助工作車	1台

非常備消防力の状況（消防団）

	現有消防力
分団	13分団
団員	487人
水槽付消防ポンプ自動車	1台
消防ポンプ自動車	14台
積載車	14台
小型動力ポンプ	14台

（平成24年4月1日現在）

火災の発生件数

	件数	出火率人口 1万人当たり 発生件数	損害額 (千円)	主 な 原 因						
				火遊び	こんろ	たばこ	たき火	ふろ・ かまど	ストーブ	その他
平成19年	48	8.3	112,256		3	3	14		1	27
平成20年	28	4.8	43,692	2	4	2	5		1	14
平成21年	27	4.7	37,318	1	4	1	4			17
平成22年	16	2.8	26,726		1		3			12
平成23年	32	5.6	48,165	1	2		6	1		22

救急業務の状況（出場）

	件数	救 急 事 故 種 別										
		火災	自然 災害	水難 事故	交通 事故	労働 災害	運動 競技	一般 負傷	加害	自損 行為	急病	その 他
平成19年	2,053	2			267	22	12	219	10	40	1,212	269
平成20年	2,025	2		3	221	18	10	212	11	38	1,225	285
平成21年	2,041	4		2	236	15	12	272	9	21	1,132	338
平成22年	2,059	2		2	232	22	11	249	4	36	1,206	295
平成23年	2,090	1		2	183	13	16	266	6	30	1,243	330

消防水利の状況

（平成24年4月1日現在）

消火栓			防火水槽						河川等	プール	合計
公設	私設	計	公設		私設		計				
基	基	基	基	うち耐震	基	うち耐震	基	うち耐震	か所	か所	基・か所
708	16	724	397	67基	4	4基	401	71基	110	22	1,257

●基本的方向

火災のない出水市を目指し、予防行政の強化、市民の防火意識の高揚を図り、火災の未然防止に努めるとともに、市民の生命、財産を守るため、施設と装備の近代化や組織の見直し、活性化を推進します。

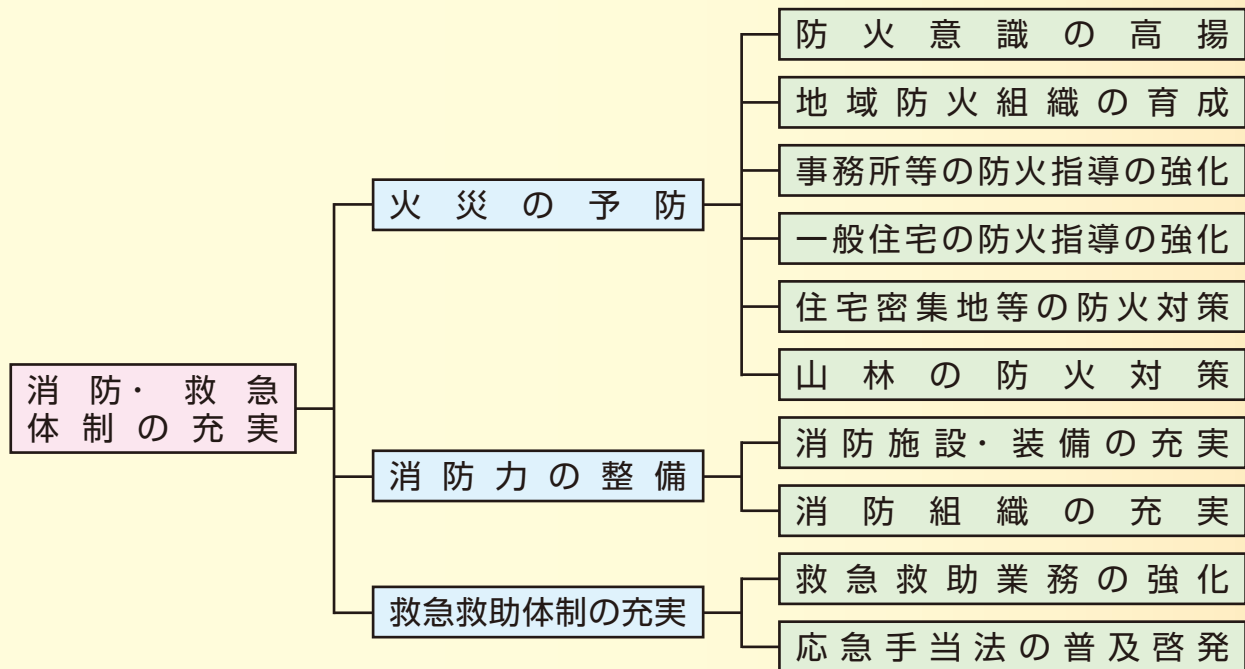
また、救急救助業務の需要増加に対応するため、

救急救助体制や資機材の充実に努めます。

消防職員及び消防団員については、高度で専門的な知識と技術を習得させるための教育を行い、資質の向上を図るとともに、地域住民に対し「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を育てるため、自衛消防隊、自主防災組織等の育成・指導に努めます。



● 施策の体系



● 施策の概要

1 火災の予防

(1) 防火意識の高揚

火災の未然防止と被害の軽減を図るため、防災行政無線設備や広報紙などのあらゆる媒体を活用し、また、初期消火訓練等の講習会を開催して市民の防火意識の高揚を図ります。特に、高齢化社会に対応するため、高齢者への防火指導に努めます。

(2) 地域防火組織の育成

女性、少年、幼児を対象とした防火クラブ及び自治会で組織されている自衛消防隊や自主防災組織の育成・指導を図ります。

(3) 事業所等の防火指導の強化

旅館やホテル、病院等各事業所の火災予防査察を強化し、消防用設備等の設置、管理の徹底及び防火訓練の実施などによって、適切な防火

管理体制が確立されるよう指導を強化します。

(4) 一般住宅の防火指導の強化

一般住宅、特に一人暮らし世帯や寝たきり高齢者世帯等の災害時要援護者が居住する住宅を対象とした予防査察を実施し防火診断等を行い、火災の未然防止に努めます。また、住宅用火災警報器の設置指導に努めます。

(5) 住宅密集地等の防火対策

住宅密集地や市街地における火災拡大と放火を防止するため、関係機関や地域住民と連携して、道路上の障害物の除去や放火を未然に防止する環境づくりに努めます。

(6) 山林の防火対策

山林火災を防止するため、市民の山林火災予防意識の啓発を図るとともに、関係機関と連携した広報活動やパトロール等を実施し、森林の保全と地域の安全に努めます。

2 消防力の整備

(1) 消防施設・装備の充実

消防救急無線デジタル化への移行と通信指令システムの更新及び携帯・IP電話からの119番通報に係る位置情報通知システム（統合型）の整備を図ります。

また、迅速かつ効果的な消防活動を行うために、消防車両の計画的更新や装備機器の近代化を図り、消防施設・装備の充実に努めます。

さらに、消火栓や耐震性防火水槽の消防水利を計画的に整備します。

(2) 消防組織の充実

ア 常備消防の広域化については、県や近隣市町と協議を重ね、適切に対応していきます。

イ 消防職員及び消防団員に対して近年の災害の態様に即応できる教育訓練を充実して機動力の強化を図ります。

ウ 消防団員については、団員を雇用する事業所や地域住民の理解を得て団員の確保に努め、誇りをもって活動できる環境づくりなどを進めます。

エ 大規模災害等に対処するため、鹿児島県消防相互応援協定のほか、水俣市を含む近隣市町と消防相互応援協定を締結していますが、今後、更に連携を深め、協力体制の強化を図ります。

3 救急救助体制の充実

(1) 救急救助業務の強化

救急活動の需要増加と症例の多様化に対応す

るため、救命技術の向上や的確な搬送体制の確立と装備の強化を図ります。

特に、救急救助業務においては、高度で専門的な知識、技術が求められることから、救急救命士等の養成・教育訓練に努めるとともに、高規格救急車の更新整備を図ります。

また、平成23年度に運航を開始したドクターヘリと連携するなど、救急患者の適正な搬送に努めます。

(2) 応急手当法の普及啓発

早期の応急手当により救命効果を高めるため、定期的に市民に対する応急手当の知識、技術など普通救命講習を実施するとともに、自動体外式除細動器（AED）の普及、取扱指導に努めます。また、救急車の正しい利用について市民への啓発に努めます。



●関係計画

計画名	策定年月日	計画期間	担当課
出水市消防計画	H 23. 4. 1	H 23 ~ H 24 (2年間)	消防本部



第8節 防災体制の充実

●現況と課題

近年、地震、津波、集中豪雨や台風等による自然災害は、異常な気象状況とともに頻発し、更に大規模化する傾向にあり、市民生活に及ぼす影響は極めて大きく、特に本市では、平成9年3月の鹿児島県北西部地震災害、同年7月には、21人の尊い命が失われた針原土石流災害などが発生しており、また、平成11年9月の台風18号では暴風被害により電気等のライフラインが寸断されましたが、その後、電力供給は九州電力（株）により1系統から2系統に整備されました。そのほか市においては、災害時の迅速なライフラインの復旧対策として、各種事業所との災害時応援協定の締結を図っています。

また、平成18年7月の鹿児島県北部豪雨災害では、米之津川の氾濫により市街地を中心に米之津川流域で1,000棟以上の家屋が床上・床下浸水を受ける極めて広範かつ甚大な被害が発生しましたが、米之津川河川激甚災害対策特別緊急事業による改修工事が完了し、洪水等における浸水の危険性は大幅に低下しました。

さらに市内には、北東から南西に横切るように出水断層帯が存在し、地震が発生した場合の規模はマグニチュード7.0程度と推定されており、被害を軽減するため建築物の耐震化等の対策を促進する必要があります。

このような状況の下、市民の生命と財産を守り、市民生活の安全と安心を確保することは、行政の基本的な責務であり、過去の災害を教訓として、関係機関と綿密な連携の下に防災体制を確立し、災害予防や応急復旧などの防災対策を迅速かつ的確に実施するとともに、市民の防災意識を高め、

自主防災組織及び防災ボランティアの育成・強化を図り、災害に強いまちづくりを推進して行くことが重要な課題となります。

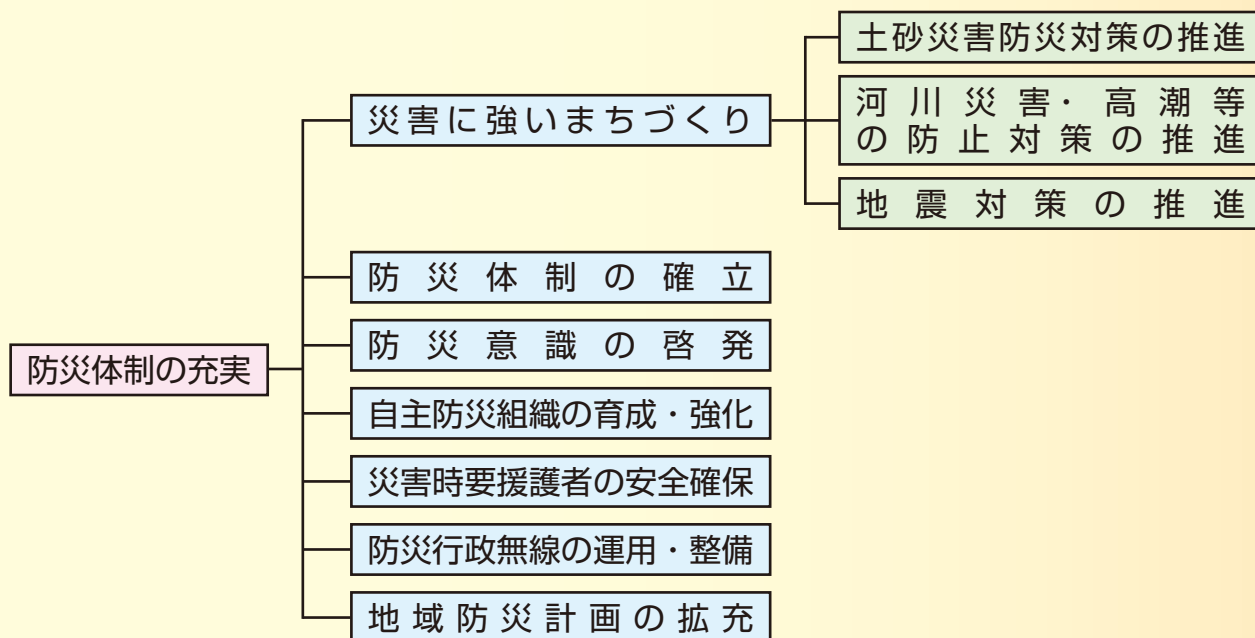
●基本的方向

市民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進するため、地域防災計画に基づき、緊急時に迅速かつ適切に対応できる防災体制及び防災対策の確立・整備を行います。

また、市民の防災意識の高揚を図りながら、災害時要援護者の避難支援や地域住民の安全を確保するため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の精神に基づき、自主防災組織の結成や地域ぐるみの防災活動を促進し、防災ボランティアの育成・強化を図ります。



● 施策の体系



● 施策の概要

1 災害に強いまちづくり

(1) 土砂災害防災対策の推進

- ア 土石流危険渓流指定地については、標識板を設置し、地域住民に周知を図るとともに、危険度や緊急度の高い渓流から砂防事業の推進を県に要請します。
- イ 急傾斜地崩壊危険箇所指定地については、標識板を設置し、地域住民に周知を図るとともに、危険度や緊急度の高い箇所から土砂災害防止事業を推進します。
- ウ 土砂災害警戒区域指定地については、区域図を配布し、地域住民に周知を図るとともに、警戒避難体制の整備を図ります。
- エ 災害発生の危険度の高い山林の治山事業については、国及び県に要請します。

(2) 河川災害・高潮等の防止対策の推進

- ア 河川の危険箇所の改修については、計画的な実施とともに、県管理の河川については、県に要請します。
- イ 高潮、津波、海岸線の浸食等による災害を防止するため、海岸保全施設の整備を国及び県に要請します。
- ウ 河川断面が著しく阻害されるなど、治水上緊急性が高い寄り洲を除去することにより、河川の氾濫を未然に防止し、県管理の河川については、県に要望します。

(3) 地震対策の推進

- 建物の耐震化促進、家具等の固定化や擁壁・ブロック塀の地震対策を推進します。



2 防災体制の確立

情報伝達・収集体制や避難体制、救急・救助体制、災害予防・応急・復旧対策などの各種の防災体制を確立し、迅速・確実な対策を図るとともに、災害時に備えた防災資機材等の整備を図ります。

3 防災意識の啓発

災害発生時に迅速で的確な対応が行えるように、市民参加による防災訓練や防災講演会を実施するとともに、防災知識の普及や防災意識の高揚を図るため、広報紙等を活用した啓発活動の推進を図ります。

4 自主防災組織の育成・強化

災害発生初期における情報収集・伝達、避難誘導、救護、初期消火や行方不明者の搜索など、地域住民の安全を守る自治会単位や複数の自治会で構成する自主防災組織の結成を促進し、災害の未然防止や地域ぐるみの防災活動の強化を図ります。

5 災害時要援護者の安全確保

社会環境の変化により増加傾向にある災害時要援護者（高齢者・障害者等）を各関係機関と相互協力し、地域住民と緊密な連携を図り、支援する防災体制を確立します。

6 防災行政無線の運用・整備

緊急時の市民への迅速かつ的確な情報伝達のため、防災行政無線の効果的な運用を行います。

また、今後、情報伝達内容の多重化に対応するため、防災行政無線のデジタル化への整備を推進します。

7 地域防災計画の拡充

東日本大震災の災害を教訓として、地震・津波及び原子力発電所の事故に備え、国の防災基本計画や県地域防災計画の見直し等に基づき、市地域防災計画の地震・津波等に関する見直しや原子力災害対策計画の策定に取り組むとともに、迅速・確実な災害応急体制等の整備・充実を図ります。



● 関係計画

計画名	策定年月日	計画期間	担当課
出水市地域防災計画	H 23. 2	H 23 ~	総務課

第9節 生活安全対策の充実

●現況と課題

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、出水市交通安全計画を策定し、道路環境の整備、交通安全啓発活動など、交通事故のない社会の実現に向け、交通安全対策に取り組んでいます。

交通事故発生件数は、ここ数年は横ばい状態にあります。高齢者が関わった事故は、増加傾向にあります。交通事故の根絶を期して、今日まで継続して交通安全に対する意識の高揚を図る一方、交通安全指導員を設置し、交通安全協会など各種団体の協力を得ながら、市民総ぐるみで交通事故防止に努めており、また、学校等における各種交通教室や交通安全フェア等を行い、交通ルールの遵守と交通マナーの意識高揚を図っています。

交通事故の発生は、運転免許取得者及び自動車保有台数の増加に加え、運転者のモラルの欠如等に起因しており、特に最近においては高齢者に関する事故が増加しているため、これらに対応した諸施策の展開、徹底した交通ルールの遵守指導が必要です。

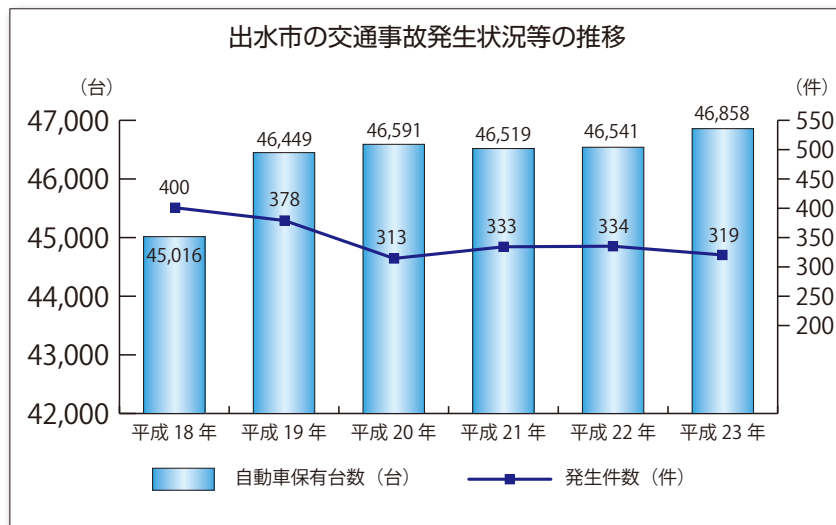
一方、交通事故の被害者救済に関しては、交通災害共済制度を実施していますが、加入率はここ数年微減傾向にあることから、平成23年度から見舞金増額等の改正を行い、加入率のアップ及び保障の充実を図っています。

次に、防犯については、核家族化、社会の複雑化及び生活・産業活動の高度化・多様化に伴い、地域の犯罪抑止機能の低下、犯罪誘発要因の増加などにより、犯罪が発生しやすい状況になっています。

このようなことから、市民が安全に安心して暮らせる地域社会を形成していくためには、自主防犯組織の育成・強化を図るとともに、関係機関との連携や市民相互の連帯感を高め、防犯意識の高揚を図る必要があります。

次に、消費生活については、近年、さまざまな生活用品やサービスが生み出され、消費生活が豊かになり、販売方法が複雑化・多様化してきており、訪問販売や通信販売、インターネットを利用した取引等によるトラブル、振り込め詐欺等が数多く発生し、被害者も多年齢層にわたっています。

このような被害を防ぐためには、消費者自らが知識習得に努め、また、市民を対象とした講座の実施や相談業務の充実が必要です。



高齢者の交通事故の推移

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
発生件数 (件)	400	378	313	333	334	319
うち高齢者 (件)	148	129	125	114	134	124
割合 (%)	37.0	34.1	39.9	34.2	40.1	38.9
死者数 (人)	4	7	3	6	9	4
うち高齢者 (人)	3	3	2	6	4	3
割合 (%)	75.0	42.9	66.7	100	44.4	75.0
負傷者数 (人)	524	493	391	444	436	399
うち高齢者 (人)	100	91	80	87	101	102
割合 (%)	19.1	18.5	20.5	19.6	23.2	25.6

※高齢者：65歳以上の者

交通災害共済の加入者の推移

	人口 (人)	加入者 (人)	加入率 (%)
平成 18 年度	57,561	33,187	57.7
平成 19 年度	57,106	32,999	57.8
平成 20 年度	56,525	32,174	56.9
平成 21 年度	56,032	31,377	56.0
平成 22 年度	55,705	30,662	55.0
平成 23 年度	55,555	30,343	54.6

※人口は各年度末の住民基本台帳登録人口

●基本的方向

交通教室等の開催により、市民総ぐるみの交通安全対策を推進し、交通安全思想の普及徹底を図ります。

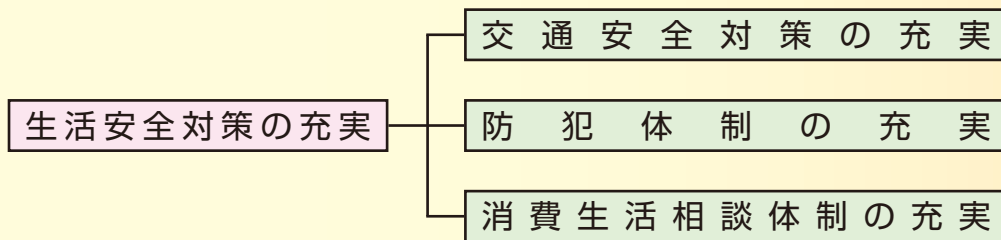
また、交通事故多発箇所等の検証結果を踏まえながら、歩行者や自転車利用者に配慮した交通安全施設の整備や効果的な事故防止策を実施して、交通事故の減少に努め、被害者救済については、交通災害共済制度への加入促進等に努めます。

犯罪のない明るい社会を形成するため、自治会等を対象とした防犯灯の設置や電気料の補助事

業を実施するなど、市民の防犯意識を高めるとともに関係機関・団体等との連携を強化し、ボランティアによる防犯パトロール隊などの防犯組織の育成・強化を図り、安全で住み良い地域社会の実現に努めます。

また、安全な消費者生活の確保のために、関係機関との連携を図りながら、消費生活に必要な知識を習得するための講座の実施や広報等により消費者情報を提供するとともに、消費生活相談の充実を図ります。

●施策の体系



1 交通安全対策の充実

交通安全推進を目的とする関係機関、団体と積極的に協力し、高齢者はもとより、各年齢層に応じた交通安全教育を徹底し、交通安全の意識の向上に努めます。

また、道路の構造及び交通の状況を考慮し、交通の安全を確保するために必要な箇所については、防護柵、道路標識、区画線、夜間における交差点での事故防止のために夜間自発光機を

設置するなど交通安全施設の整備を図ります。

さらに、交通事故が多発している交差点や交通事故が発生する危険性の高い箇所については、現場診断を行い、道路改良や信号機の設置等を推進します。

一方、交通事故における被害者救済の充実を図るため、各世帯への案内や広報を行い、交通災害共済制度への加入促進を図ります。



2 防犯体制の充実

暴力追放、盗難防止などの防犯意識の高揚を図るため、関係機関・団体と連携を図りながら、広報活動の充実に努めます。

また、地域ぐるみの防犯活動を展開するため、市防犯協会と連携を強化し、ボランティア団体等による防犯パトロール隊の育成に努めるなど防犯体制の確立を図ります。

さらに、夜間における市民の安全を守るため、自治会や関係機関と連携し、防犯灯などの設置・維持を支援します。

一方、青少年の非行防止を図るため、市少年育成センターなどの各活動団体との連携を強化

しながら、有害図書の撤去や防犯パトロールの充実・促進に努めます。

3 消費生活相談体制の充実

県消費生活センターをはじめ、関係機関との連携等により、迅速かつ的確に対応できる消費生活相談の充実に努めます。

また、消費生活に関する知識の向上を図るため、特に高齢者と若年層に重点を置いた消費者教育の充実に努めるとともに、広報等で適切な消費者情報の提供や、正しい自主的な消費行動のとれる消費者意識の啓発に取り組み、消費者保護に努めます。

●関係計画

計画名	策定年月日	計画期間	担当課
出水市交通安全計画（第9次）	H 24. 2	H 23 ~ H 27（5年間）	総務課



第3章

思いやりと温かさがはぐくむ 健康・福祉のまちづくり

- ◎第1節
健康づくり対策の充実
- ◎第2節
医療体制の充実
- ◎第3節
医療保険と年金の充実
- ◎第4節
高齢者福祉の充実
- ◎第5節
障害者福祉の充実
- ◎第6節
子育て支援・児童福祉の充実
- ◎第7節
母子（寡婦）・父子福祉の充実
- ◎第8節
地域福祉の充実





第1節 健康づくり対策の充実

●現況と課題

主要死因の第1位が悪性新生物であり、増加傾向にあることや脳血管疾患・糖尿病死亡率が国・県よりも高い傾向にあります。メタボリックシンドローム該当者及び予備群該当者が健診受診者の3人に1人となっています。これらの要因は生活習慣に起因するものが多く、市民が生涯を通じて健康でいきいきと暮らすためには、乳幼児期からの全てのライフステージにおける健康づくりを推進していくことが必要です。

家族構成の複雑化や子育てに関する考え方が多様化してきており、ニーズに応じた出産・育児の支援や子供の健やかな発育のための保健指導、発達障害についての理解など母子保健の充実に努め

ていかなければなりません。

ストレス社会においてこころの健康を保つことが難しくなってきており、正しい知識の提供や地域全体でこころの健康づくりについて知識を深め、周囲の人のこころの健康にも関心を持ち、「気づき」「見守り」「支援」につなぐ体制づくりを推進していかなければなりません。

平成21年の新型インフルエンザや腸管出血性大腸菌感染症など感染症の蔓延が社会に重大な脅威となるケースが増えてきています。それらに対する予防事業の推進に努めるとともに、新たな感染症の発生、流行に備えるため引き続き資材確保等、危機管理体制の整備に努めていかなければなりません。

標準化死亡比（SMR）（平成18～22年）：全国100

	悪性新生物（大腸）		脳血管疾患		腎不全		自殺	
	男	女	男	女	男	女	男	女
鹿児島県	88.5	87.2	114.1	113.2	112.0	113.7	122.0	100.3
出水保健所	92.9	112.5	119.6	115.7	107.1	147.3	120.6	97.5
出水市	89.0	135.3	125.6	116.8	107.9	176.4	135.4	112.9

合計特殊出生率（平成15～19年）

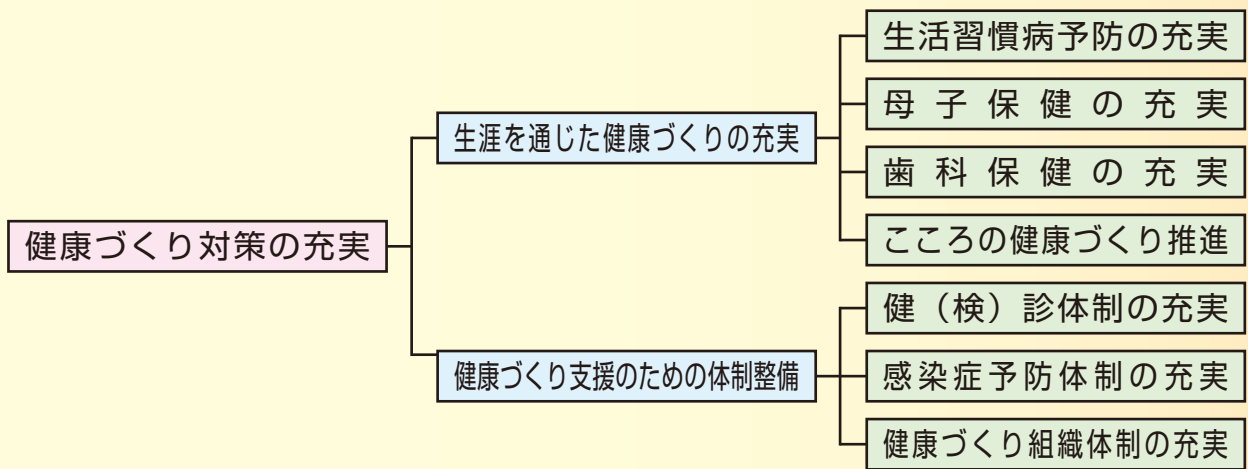
	国	県	出水保健所管内	出水市
合計特殊出生率	1.31	1.52	1.82	1.84

●基本的方向

市民がいつまでも健やかで心豊かに生活を送ることができるよう、乳幼児期からの全てのライフステージにおける健康づくりを推進し、関係機関と相互に連携して健康づくりをサポートする体制

整備に努めるとともに、市民と行政の協働による健康づくりを推進するため、「健康いずみ21」を基本として生活習慣病の予防に努め、健康づくり支援のための健（検）診や健康づくり組織体制等の整備を推進します。

●施策の体系



●施策の概要

1 生涯を通じた健康づくりの充実

(1) 生活習慣病予防の充実

市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう健康意識の啓発を図り、市民自ら行う生活習慣病予防のための健康管理を支援します。

また、生活習慣の基礎が形成される乳幼児期から学童期については、家庭・保育園・幼稚園・学校・地域と連携して正しい生活習慣づくりに取り組みます。

(2) 母子保健の充実

安心・安全で快適な妊娠・出産・育児への取組と子供の発達に応じた支援を行うための健診・相談を充実します。

また、保健、医療、福祉及び教育分野との更なる連携を取りながら、地域全体で子育てを学び合える体制づくりを進めます。

(3) 歯科保健の充実

妊娠期及び乳幼児期の歯科保健指導に加え、市民が積極的に口腔疾患予防に取り組むことができる体制づくりに努め支援します。

また、成人期の歯周病予防及び壮年期からの歯の喪失防止のために8020運動^{はちまるにーまる}を展開し、歯周疾患についての検診、教育及び相談の充実を図ります。

(4) こころの健康づくり推進

こころの健康を保つため、ストレス・うつ等に対する正しい知識の提供や周りの人々の理解と地域相互の助け合いの必要性等の普及啓発に



努めます。また、保健所等と連携を図りながらこころの健康づくりを推進します。

2 健康づくり支援のための体制整備

(1) 健（検）診体制の充実

疾病の予防及び早期発見のため、健（検）診の必要性を啓発し、受診しやすい健（検）診機会を提供します。

また、疾病の早期発見、早期治療を推進し、市民一人一人の健康状態に応じて必要な指導・助言、各種の健康教育等につなげる事後管理体制を充実します。

(2) 感染症予防体制の充実

保健所、医療機関等と協力して感染症に関する正しい知識や適切な予防策の普及啓発に努めるとともに、感染症の発生や蔓延^{まん}を防止するため、予防事業を推進します。

また、新たな感染症などの発生・流行に備え、危機管理体制の整備に努めます。

(3) 健康づくり組織体制の充実

地域における健康づくり活動を支援・育成するため、保健推進員、食生活改善推進員協議会、体育協会などの関係機関が相互に連携して健康づくりをサポートする体制整備を進めます。

●関係計画

計画名	策定年月日	計画期間	担当課
健康いずみ 21	H 22. 3.24	H 22 ～ H 26 (5年間)	保健センター
いずみ子ども育成支援行動計画（後期計画）	H 22. 3	H 22 ～ H 26 (5年間)	こども課



第2節 医療体制の充実

●現況と課題

出水総合医療センターにおいては、医師不足による経営状況の悪化とともに医療サービスの低下が懸念されていましたが、これまでの医師招聘活動が実を結び、内科系医師の充実を図ることができました。経営状況については、不採算部門に対する一般会計からの特別支援を受けながら、経営改善に努めているところです。なお、医師の増加に伴い、患者数に見合った看護師の確保が喫緊の課題となっています。

今後は平成23年度策定の出水総合医療センター診療ビジョンに基づき、整形外科や産婦人科等の診療体制についても再構築を行い、市民誰もがいつでも安心して医療サービスが受けられるような地域完結型医療^(※)の体制づくりを目指すとともに、出水総合医療センターを出水保健医療

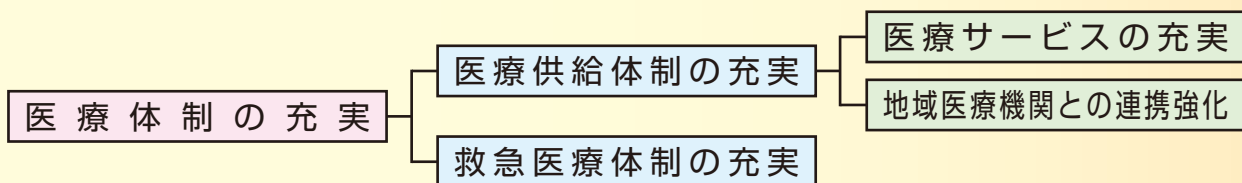
圏域における中核的病院として、地域の医療機関と連携し高度医療及び救急医療に対応する機能の強化と医療サービスの向上に努める必要があります。

●基本的方向

市民が必要とする適正な医療サービスを受けられるように、急性期医療、救急医療、高度医療等の機能の充実を図ります。

また、急性期医療の充実を図るため、阿久根市民病院や水保市立総合医療センターなど近隣の病院との病病連携を深めるとともに、出水郡医師会の協力により市内医療機関との病診連携を行い、第一次^(※)及び第二次救急^(※)医療の体制を整えます。

●施策の体系



(※) 地域完結型医療／地域の医療機関が連携し、役割を分担しつつ医療を完結させることを目標とするもの

(※) 第一次救急／入院や手術を伴わない医療（夜間一次診療所や在宅当番医など）

(※) 第二次救急／入院や手術を要する症例に対する医療（救急医療を行う病院群輪番制や共同利用型病院方式など）



● 施策の概要

1 医療供給体制の充実

(1) 医療サービスの充実

市民が必要とする医療サービスの充実に努めます。

(2) 地域医療機関との連携強化

出水総合医療センターを出水保健医療圏域の中核的病院として高度医療、救急医療等に対応する医療提供機能を強化するとともに、地域医療機関との連携の強化を図ります。

2 救急医療体制の充実

休日、夜間の医療については、出水郡医師会等と共に現在の在宅当番医制及び夜間一次救急診療所による第一次救急医療並びに病院群輪番制による第二次救急医療の充実を更に推進します。

また、出水総合医療センターにおいては、常勤医師及び非常勤の救急外来医師による第二次救急医療体制の維持を図ります。

● 関係計画

計画名	策定年月日	計画期間	担当課
出水市病院改革プラン	H 24. 3.31	H 24 ~ H 28 (5年間)	出水総合医療センター 経営企画課



第3節 医療保険と年金の充実

●現況と課題

国民健康保険は、国民皆保険体制の基盤をなす重要な役割を担っていますが、高齢者や低所得者の加入割合が高いなど財政基盤が弱いことに加えて、医療技術の高度化や生活習慣病の増加などにより医療費が増加しており、財政運営は非常に厳しい状況にあります。

現在、後期高齢者医療制度に代わる新たな高齢者の医療保険制度の検討と同時に、市町村単位の国民健康保険を広域化し、都道府県単位化するな

どの検討が進められており、国民健康保険制度は大きく変化していく時期にあります。

後期高齢者医療制度については、運営主体である鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携を取って適正な給付を行うとともに、検討されている新しい高齢者の医療制度について適切な情報を提供していく必要があります。

国民年金事業は、関係機関と協力・連携して国民年金制度の周知や年金相談業務の充実を図る必要があります。

国民健康保険 年度平均加入状況及び医療費の推移

(単位：世帯、人、千円)

年度	世帯数	被保険者数	給付合計		
			(医療費)	療養給付費・療養費	高額療養費
H18	13,667	25,476	4,651,277	4,166,021	485,256
H19	13,562	25,026	5,148,778	4,637,109	511,669
H20	9,940	17,941	5,003,491	4,455,656	547,835
H21	9,756	17,481	5,102,309	4,540,992	561,317
H22	9,912	17,660	5,378,138	4,772,627	605,511
H23	9,816	17,277	5,562,826	4,942,990	619,836

※ H20 から 75 歳以上の全員及び 65 歳以上の障害認定された方が後期高齢者医療制度に移行されています。

●基本的方向

国民健康保険事業については、財政運営の健全化を図るため、保健事業の充実、適正受診の周知徹底や医療費動向に応じた国民健康保険税の適正賦課に努めます。

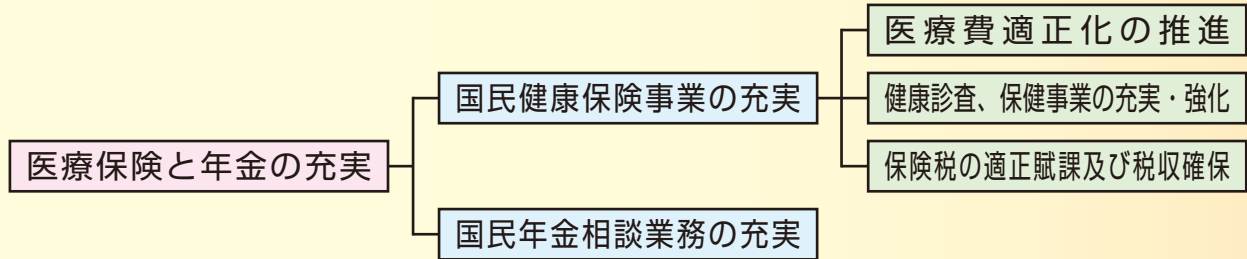
また、医療費適正化の面では、特定健康診査等の実施計画に基づいた 40 歳以上の被保険者の受診率を高め、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の該当者及び予備群該当者の把握に

努め、予防のための情報提供やハイリスク者に対する保健指導の充実を図ります。

国民年金事業については、被保険者の意識向上を図るため広報活動を行い、年金制度の周知を図り、窓口での年金加入・受給手続等の各種届出の受理を行うとともに、関係機関の協力・連携により未納、未加入及び無年金者に対する相談業務の充実に努めます。



● 施策の体系



● 施策の概要

1 国民健康保険事業の充実

(1) 医療費適正化の推進

市広報紙等を活用して医療費を大切に使うための適正受診の周知を図るとともに、レセプト点検の充実・強化により医療費適正化を図ります。

(2) 健康診査、保健事業の充実・強化

ア 特定健康診査・特定保健指導の推進

特定健診等の実施計画に基づいて、40歳以上の国民健康保険加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施します。

なお、未受診者に対しては積極的に受診を呼びかけ、受診率の向上を図ります。

また、メタボリックシンドローム該当者及び予備群該当者については、関係機関と連携して効果的な保健指導を実施します。

イ 人間ドック等の推進

一般ドックや脳ドックを積極的に推進し、健康状態の把握など健康保持のための意識の高揚を図ります。

(3) 保険税の適正賦課及び税収確保

医療費の状況に応じた国民健康保険税の適正賦課と負担の公平化を図るため、収納率の向上に努めます。

2 国民年金相談業務の充実

市広報紙等による国民年金制度等の効果的な広報活動と相談業務の充実を図ります。

第4節 高齢者福祉の充実

●現況と課題

団塊の世代が高齢期を迎えるなど高齢者人口は全国的に増え続けており、本市においても65歳以上の市民（高齢者）が増加傾向にあり、その比率も人口の4分の1を超えており、また、独り暮らしの高齢者、高齢者だけの世帯数も増加しております。

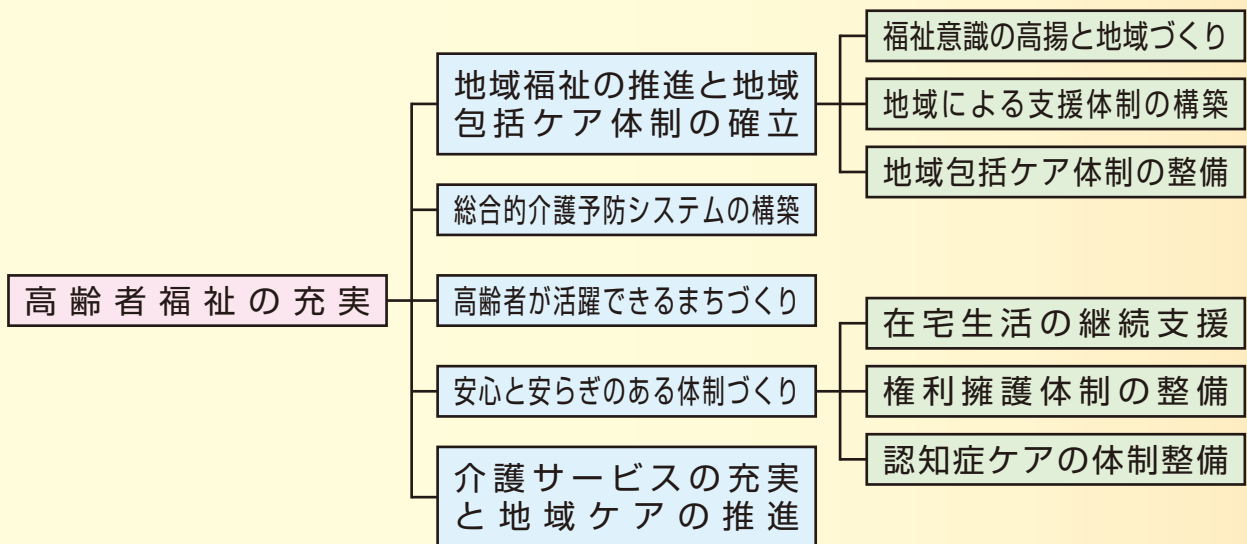
高齢者が安全で元気に楽しい生活を続け、長年培った経験や豊富な知恵、知識を活用し、更にやる気と生きがいを活力に結び付けるなど、高齢者の住みやすいまちづくりと活躍できるまちづくりを推進していく必要があります。

●基本的方向

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるように、高齢者福祉施策や介護予防事業の推進及び地域ケア体制の整備を図り、介護保険制度の基本理念である高齢者の自立支援や尊厳保持が図られるまちづくりを目指します。

また、保健・医療・福祉・介護の連携を深め、総合的で多様な福祉サービスが提供できる体制を構築し、高齢者が長年培ってきた能力や技術を生かせる就労など社会参加の機会拡大に努めます。

●施策の体系





● 施策の概要

1 地域福祉の推進と地域包括ケア体制の確立

(1) 福祉意識の高揚と地域づくり

地域の高齢者を支援し、共に安全で元気で楽しいまちとなるよう福祉意識の啓発と福祉教育に努め、思いやりと温かさが育む心豊かな長寿社会を築きます。

(2) 地域による支援体制の構築

地域全体で支え合う仕組みの構築、在宅福祉アドバイザー等の地域組織やボランティアなどが連携した地域づくりの取組を支援し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるような体制づくりに努めます。

(3) 地域包括ケア体制の整備

地域の身近な総合相談・支援の役割を地域包括支援センターが中心となって、ボランティア、地域住民同士で行う支援（インフォーマルサービス）等も含め、地域におけるさまざまなサービスや資源を有効に活用し、高齢者やその家族を包括的に支援できる体制の強化に努めます。

2 総合的介護予防システムの構築

介護が必要になる前の状態にある人から、軽度の要介護者までを対象として実施する地域支援事業と予防給付の対象者を的確に把握し、生活機能の維持・向上のために効果的な介護予防に伴うサービスが統一的な体系の下で提供される総合的介護予防システムの確立に努めます。

3 高齢者が活躍できるまちづくり

老人クラブなど各種団体が取り組む文化・学習・趣味・創作活動、スポーツ・レクリエーション活動、高齢者の経験や知識を生かしたボランティア活動等を支援するとともに、いきいきふ

れあいサロンなど的高齢者間の交流や子供との世代間交流など、さまざまな交流の場の創出を図り、高齢者が主体的に生きがいを感じながら社会活動に参加できる環境づくりを進めます。

また、シルバー人材センター等の活動を支援し、高齢者の能力や体力に応じた就労機会の拡大に努めます。

4 安心と安らぎのある体制づくり

(1) 在宅生活の継続支援

高齢者の在宅生活を支えるために、介護保険サービス、地域支援事業及び高齢者福祉サービスの充実を図り、介護予防及び生活支援の体制づくりに努めます。

(2) 権利擁護体制の整備

制度の周知を行うとともに、地域包括支援センターの相談窓口の機能を充実させることにより、成年後見人制度、地域福祉権利擁護事業等の制度を利用しやすい環境整備に努め、また、関係機関や地域のネットワークの構築を図ります。

(3) 認知症ケアの体制整備

認知症高齢者に対し、介護保険の地域密着型サービスなど公的なサービスによる支援をはじめ、認知症サポーター等のボランティアの養成や隣近所の人などのネットワークによる見守りの仕組みを整備するとともに、地域に認知症の正しい知識普及を図ることで、誰でも将来は起こり得る認知症に対し、本人や家族や地域がそれぞれの立場で支え合い、認知症高齢者が尊厳をもって暮らせる地域ケア体制づくりに努めます。

5 介護サービスの充実と地域ケアの推進

要介護者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を継続することが可能となる在宅介護サービスなど、地域のそれぞれの特性に応じた地域密着型の介護サービスの提供を促進するため、認知症対応型共同生活介護等の展開と併せ、複合型サービス^(※)の推進を図ります。

また、高齢者に対する包括的・継続的なケアを行うため、地域における在宅介護の拠点として、各地域の介護保険・老人保健関連施設の機能強化を図るとともに、各介護保険・老人保健関連施設のネットワーク化を図り、利用者にとって選びやすい福祉介護サービスについての情報提供等に努めます。

●関係計画

計画名	策定年月日	計画期間	担当課
出水市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	H 24. 3	H 24 ～ H 26 (3年間)	いきいき長寿課

(※) 複合型サービス／小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で、介護や医療・看護のケアを提供するサービスのこと。



第5節 障害者福祉の充実

●現況と課題

障害者福祉サービスの制度は、行政がサービスを決する措置制度から、障害者等自ら利用サービスを選択し、事業者と直接契約する支援費制度に移行し、さらに平成18年度からは、障害者に共通した各種福祉サービスの一元化やサービスの提供主体を市町村に一元化するなどした障害者自立支援法が施行されました。

その後も、障害者権利条約の批准に向け、平成24年10月、障害者虐待防止法が施行され、さらに、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備、平成25年4月に障害者自立支援法に代わる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

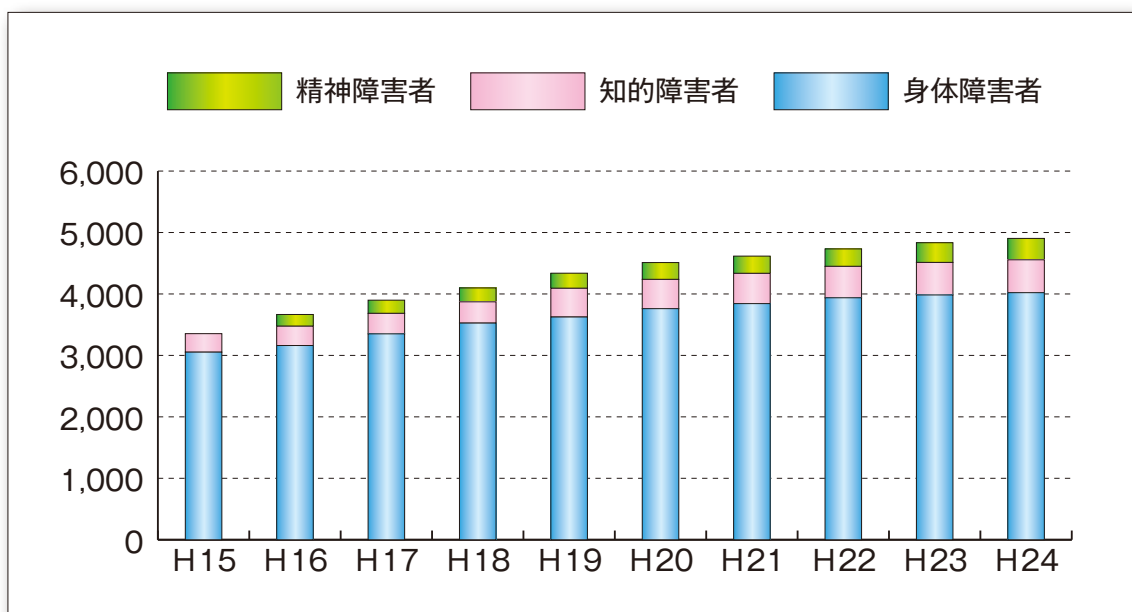
の法律（障害者総合支援法）が施行されるなど、障害者を取り巻く施策は大きく変化しています。

人の価値観の多様化、ライフスタイルの変化、さらに少子・高齢化といった社会全体の変化、障害者の増加、障害者自身や介護者の高齢化、核家族化といった障害者を取り巻く環境の変化の中で、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、地域における障害者の生活支援の推進、ライフステージを通じた施策の展開、総合的なサービス提供体制の整備など、障害者の自立支援や障害者を巡る諸課題に対応した効果的な施策の推進が求められています。

障害者手帳所持者数の推移

（各年4月1日現在）

	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24
身体障害者	3,053	3,161	3,351	3,526	3,625	3,761	3,843	3,938	3,984	4,021
知的障害者	301	314	333	346	467	476	492	511	529	535
精神障害者	-	191	215	226	246	274	281	284	321	348



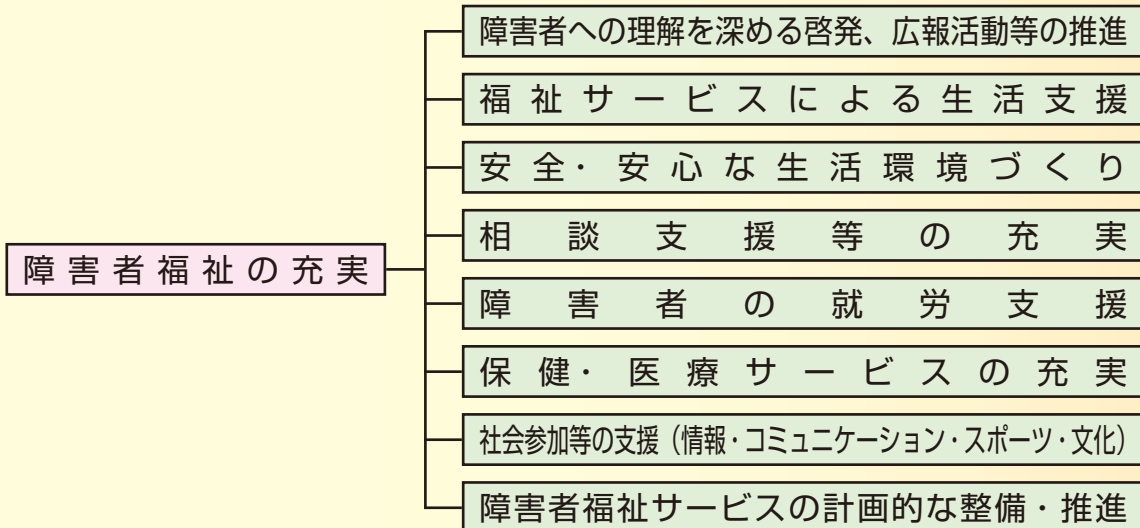
●基本的方向

ノーマライゼーションの理念の下、障害のある人の自立した生活を支援し、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会の仕組みづくりのために、障害及び障害者に対する地域、市民、企業等の理解や認識を深めることが必要であり、それぞれができ得る行動等で、また、防災ネットワークの確立やバリアフリー化の推進など連携した環境整備等の取組により、障害者を支援する地域社

会の構築を目指します。

また、障害者の自立と社会参加の促進を図るために、障害者の生活を支援する福祉サービスの充実、効果的なサービスの活用のための相談支援等の充実、保健・医療機関や高齢者福祉施設との緊密な連携、就労支援や就労の場の確保、コミュニケーションの支援など、障害者福祉の充実に努めます。

●施策の体系



●施策の概要

1 障害者への理解を深める啓発、広報活動等の推進

各種広報の活用、福祉関係機関等の催しの機会、講演会の開催などを通じて、啓発、広報活動等を行い、障害や障害者に対する理解や認識を深めるとともに、学校等における障害者福祉教育の推進に努めます。

また、ボランティア活動に対する理解を深め、

活動への積極的な参加ができるよう、その機会や場の開拓、情報提供等に努めるとともに、障害者のニーズに配慮しながら、点訳・手話通訳・障害者移送など、ボランティアの育成・支援に努めます。

2 福祉サービスによる生活支援

自宅での入浴や食事などの介護や外出時の移動支援などを行う訪問系サービス、通所で利用



するデイサービスや就労移行支援などの日中活動系サービス、グループホームや施設入所支援など住まいの場としての居住系サービス、医療等の支給を行う自立支援医療、補装具の支給、相談支援や日常生活用具の支給などを行う地域生活支援事業など、障害者支援策や在宅介護サービスを充実させ、障害者の生活支援に努めます。

3 安全・安心な生活環境づくり

公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、不特定多数の人が利用する民間施設においても、障害者等の利用に配慮したバリアフリー化が図られるよう周知を図り、生活環境の整備推進に努めます。

また、安全対策として、障害者が地域で安心して生活できる環境を確保するため、火災、事故及び自然災害に迅速に対応できるよう、住民自主防災組織、関係機関等と連携した防災ネットワークを確立するとともに、日常生活用具給付制度等を活用して、緊急通報装置、自動消火器、ファックスなど、防災情報伝達機器等の整備充実に努めます。

4 相談支援等の充実

障害者や介護者等の相談、療育や障害児教育の相談等に応じて、適正な指導・助言や関係機関等への連絡調整などの総合的な相談支援体制の充実、障害者の実情に応じた諸制度や障害者福祉サービス等の活用のための情報提供機能の充実に努めます。

5 障害者の就労支援

障害者の職業的自立と社会参加を促進するため、公共職業安定所等の協力支援により、障害者雇用に対する企業等の理解と認識を高め、障害者の雇用・就業機会の拡大に努めるとともに、就労移行支援・就労継続支援の給付等により障害者の就労や自立した地域生活への支援に努めます。

6 保健・医療サービスの充実

医療・保健機関等による健康教育、障害の発生子防、早期発見、適切な治療とリハビリテーションなどの充実に努めます。

7 社会参加等の支援

(情報・コミュニケーション・スポーツ・文化)

障害者の社会参加を図るために、体力や年齢等に応じ、リハビリテーションと社会参加の促進を兼ねたスポーツ・レクリエーション、文化活動などへの参加機会の確保に努めます。

また、手話通訳者を必要に応じて各窓口や会議等に派遣するなど、コミュニケーション支援のサービスの充実に努めます。

8 障害者福祉サービスの計画的な整備・推進

障害者の実態及び障害者福祉サービス需要の適切な把握を行い、障害者福祉サービス需要に的確に対応できる施策や整備を計画的に行うために、障害者基本法に基づく出水市障害者計画及び自立支援法に基づく出水市障害福祉計画の推進に努めます。

●関係計画

計画名	策定年月日	計画期間	担当課
出水市障害者計画及び障害福祉計画	H 24. 3	H 24 ～ H 26 (3年間)	福祉課

第6節 子育て支援・児童福祉の充実

●現況と課題

近年、結婚・出産年齢の上昇、さらには、教育費等の子育てに伴う経済的負担の増大や育児の心理的・肉体的負担の重さなどにより出生率の低下を招き、少子化の進行に歯止めがかからない状況にあります。

少子化による影響は、親の過保護や過干渉、子供同士の交流機会の減少などにより、子供の社会性が育ちにくくなるなど、子供自身の健やかな成長への影響が懸念されています。

このため、家庭、地域、学校、関係機関が連携して、より良い家庭や地域づくりを行うとともに、心身ともに健やかで人間性豊かな児童の育成が求

められます。

本市における出生数は緩やかな減少傾向にありますが、女性の就業機会の拡大などにより、保育所の入所状況は、低年齢化しながら年々増加する傾向にあり、保育需要の多様化に対応した保育内容の充実が求められています。

また、保育所の民営化や幼稚園との連携・協力の在り方等について、国における新しい制度の動向を踏まえ、検討していく必要もあります。

このような状況の中、安心して子供を産み育てることができる社会を目指して、多様な子育て支援策の充実を図る必要があります。

年齢別就学前児童数

(平成24年4月1日現在)

年齢(歳)	男(人)	女(人)	計(人)	備考
0	282	245	527	平成23年4月2日生～平成24年4月1日生
1	261	239	500	平成22年4月2日生～平成23年4月1日生
2	248	228	476	平成21年4月2日生～平成22年4月1日生
3	264	248	512	平成20年4月2日生～平成21年4月1日生
4	269	252	521	平成19年4月2日生～平成20年4月1日生
5	263	241	504	平成18年4月2日生～平成19年4月1日生
計	1,587	1,453	3,040	



15歳未満人口の推移

	総人口（人）	15歳未満人口（人）	15歳未満人口の割合（％）
昭和 30年	71,355	26,909	37.7
35年	67,483	24,345	36.1
40年	61,723	18,853	30.5
45年	56,289	14,247	25.3
50年	55,006	12,739	23.2
55年	57,279	12,878	22.5
60年	58,402	12,808	21.9
平成 2年	57,962	11,593	20.0
7年	58,655	10,773	18.4
12年	58,460	9,636	16.5
17年	57,907	8,925	15.4
22年	55,621	7,977	14.3

資料：国勢調査

●基本的方向

安心して子供を産み育てる環境づくりを目指し、明日の社会を担う子供たちが、心身ともに健やかで人間性豊かに育つよう、家庭における子育てを社会全体で支援するという視点に立って、啓

発活動の推進、相談・指導の充実を図ります。

また、多様なニーズに対応するために、市民と協働した子育て支援施策の拡充を図るとともに、民間のノウハウを生かした保育施設の運営・整備に取り組みます。

●施策の体系

子育て支援・児童福祉の充実

- 啓発活動の推進
- 相談・指導の充実
- 経済的支援対策の充実
- 保育内容の充実、組織の再編及び施設設備の整備推進
- 放課後児童健全育成事業等の推進
- 交流事業等の推進
- 学習機会の充実
- 遊び場等の確保、活動環境等の整備推進
- ファミリーサポートセンターの充実

● 施策の概要

1 啓発活動の推進

地域社会の維持発展と健全な次世代の形成を図るため、子供を産み育てることの大切さ、より良い家庭づくりや父親の子育て参加の促進、ボランティアグループの育成や地域社会の子育て機能の拡充など、安心して子供を産み育てられる環境づくりと、児童の健全育成を家庭、学校、地域社会、関係機関などが連携して行う支援体制づくりの啓発活動を推進します。

2 相談・指導の充実

家庭児童相談室、保健センター、教育委員会など関係機関が連携して児童問題に関する相談・指導機能の充実に努めるとともに、児童虐待や家庭内暴力等の発生防止に努めます。

また、保護を必要とする児童については、児童総合相談センターとの連絡調整を図ります。

子育て不安の解消のため子育て支援センターの利用を促進するとともに、子育て家庭が地域から孤立化しないよう積極的な家庭訪問を実施し、子育てに関する情報提供に努めます。

3 経済的支援対策の充実

児童手当制度の周知を図るとともに、子ども医療費助成制度等、特に市独自の拡充部分について広報周知し、子育て世帯に対する経済的な負担軽減に努めます。

4 保育内容の充実、組織の再編及び施設設備の整備推進

保育所入所希望者の増加や需要の複雑化・多様化に対応するため、病後児保育の取組等保育サービスの充実に努めます。

幼稚園と保育所との一体化を見据えた国における新しい制度の動向を踏まえ、保育所の在り方について検討します。

また、老朽化した保育所施設の改善を図るとともに、地域の保育需要を勘案し、公立保育所の民間移譲の促進に取り組みます。

5 放課後児童健全育成事業等の推進

教育委員会と連携を図りながら、昼間保護者等が不在となる小学校低学年児童のための放課後児童健全育成事業を推進し、10人未満の小規模児童クラブを含めた放課後児童クラブの充実を図ります。

6 交流事業等の推進

家庭、地域、学校、関係機関が連携して、異年齢の子供同士や高齢者とのふれあい、ボランティア体験など、子供の自主性や社会性ととともに、心身ともに健やかで、豊かな人間性を育む交流事業等の推進に努めます。

7 学習機会の充実

地域、保育所、幼稚園、学校及び関係機関が連携し、子供の成長に応じたしつけや食育、子供との関わり方等を提供します。

8 遊び場等の確保、活動環境等の整備推進

子育てに配慮したトイレ等の整備など遊び場の周辺環境の整備推進とともに、安全で安心して利用できる公園整備等活動環境の整備推進に努めます。

9 ファミリーサポートセンターの充実

子育ての支援を受けたい方と子育ての支援を



行いたい方の会員組織を拡充し、短時間の子育て支援のサポート体制の充実を図ります。

●関係計画

計画名	策定年月日	計画期間	担当課
いずみ子ども育成支援行動計画（後期計画）	H 22. 3	H 22 ～ H 26（5年間）	こども課

第7節 母子（寡婦）・父子福祉の充実

●現況と課題

近年、婚姻や離婚に対する意識の変化等が原因で離婚率が上昇し、母子・父子家庭等が増加してきています。

母子家庭は経済的基盤の不安定さに加え、児童の教育・進学・日常生活などの悩みがあり、父子家庭は児童の養育や日常的な家事等が悩みとなっています。加えて、寡婦（夫）世帯は、経済的・社会的に不安定な状態にあります。

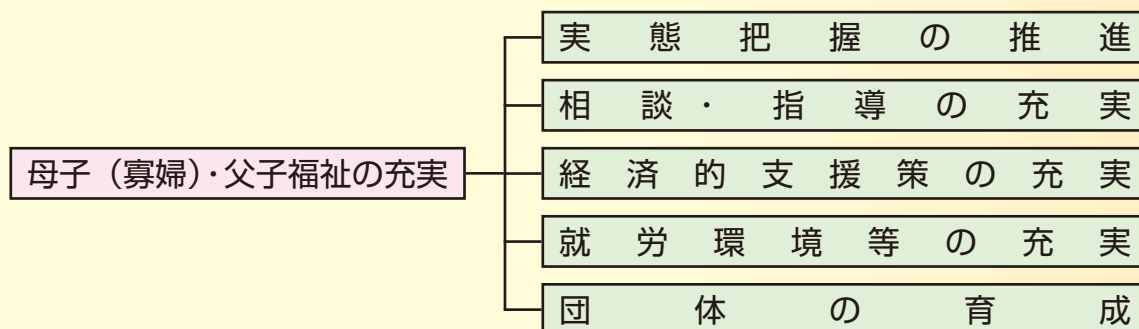
母子・父子家庭等が安定した生活を営めるよう、

経済的支援に加えて、相談・指導機能の充実、保育所での延長保育や休日保育等、子育てと仕事の両立を図るための支援が必要です。

●基本的方向

母子・父子家庭等が安定した生活を営めるよう、実態に即した精神的・経済的支援の充実に努めるとともに、就労や児童の生活、教育等に関する相談・支援体制の充実を図ります。

●施策の体系



●施策の概要

1 実態把握の推進

母子・父子家庭等の福祉需要に適切に対応するため、民生委員児童委員等を通じて、母子・父子家庭等の実態把握に努めます。

2 相談・指導の充実

家庭相談員、主任児童委員、民生委員児童委員等を中心に、母子・父子家庭等の児童の養育・教育・進学・日常生活などの悩み等の相談に応

じ、精神的かつ経済的な自立に向けた指導・助言内容の充実を図ります。

3 経済的支援策の充実

母子・父子家庭等の経済的自立を支援するため、母子自立支援事業や母子（寡婦）福祉貸付金制度を周知するとともに、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成制度など関連する経済的自立支援対策の充実に努めます。



4 就労環境等の充実

母子・父子家庭等の保護者の就労等を支援するため、延長保育や休日保育等、保育内容の充実や放課後児童健全育成事業の充実に努めるとともに、企業内保育施設の設置奨励など就労環境の改善を推進します。

また、保護を要する母子家庭については、就業支援・生活指導を行う母子生活支援施設との連絡調整に努めます。

5 団体の育成

母子寡婦福祉会等の団体の育成やスポーツ・レクリエーションなど、交流機会の推進を図ります。

●関係計画

計画名	策定年月日	計画期間	担当課
いずみ子ども育成支援行動計画（後期計画）	H 22. 3	H 22 ～ H 26（5年間）	こども課

第8節 地域福祉の充実

●現況と課題

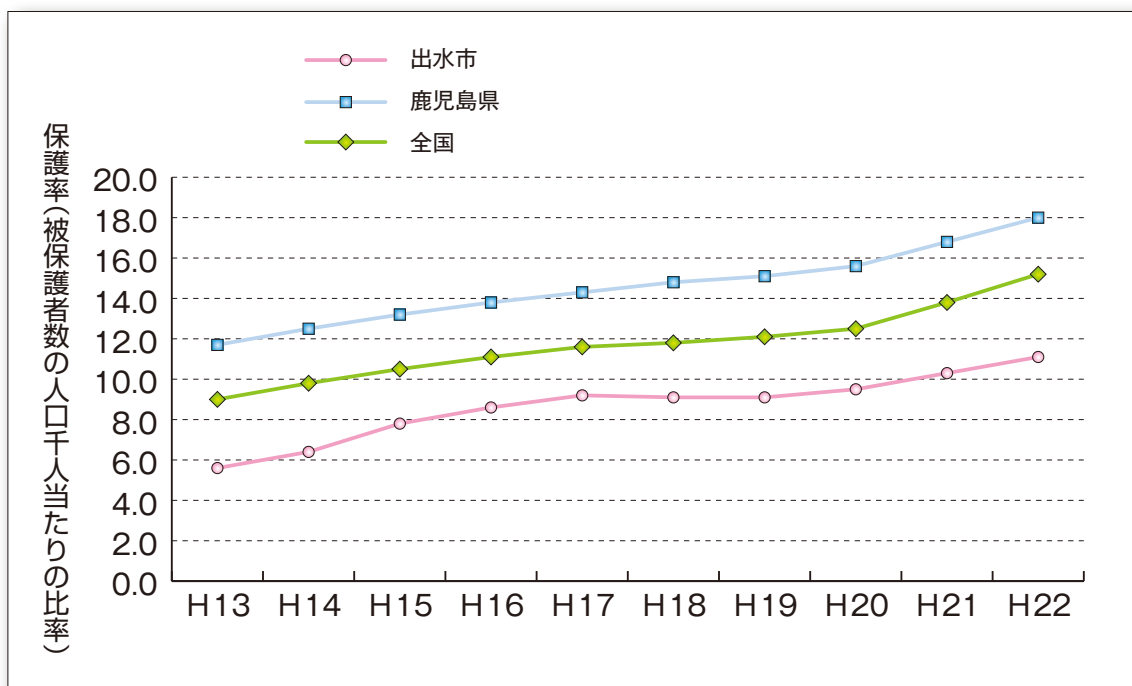
近年の経済情勢や家族形態の変化、急速に進行する少子・高齢化と人口減少等により、生活様式が変化し、市民の意識や価値観が多様化するとともに地域住民相互のつながりが希薄化するなど地域福祉を取り巻く環境は大きく変容してきました。

このような中、高齢者・子供・障害者など社会的弱者と言われる人々はもちろんのこと、全ての市民が健康で文化的な生活を維持しながら住み慣れた地域で安心して希望をもって暮らせるように、思いやりとぬくもりのある、そして誇りのもてる住民自治による地域づくりを推進する必要があります。

保護率の推移（被保護者数の人口千人当たりの比率）

（単位：％）

	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22
全 国	9.0	9.8	10.5	11.1	11.6	11.8	12.1	12.5	13.8	15.2
鹿児島県	11.7	12.5	13.2	13.8	14.3	14.8	15.1	15.6	16.8	18.0
出 水 市	5.6	6.4	7.8	8.6	9.2	9.1	9.1	9.5	10.3	11.1



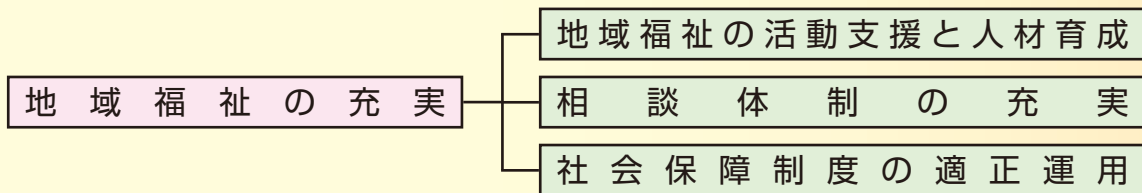


● 基本的方向

社会的に弱い立場の人などがいつでも気軽に悩み事を語り合え、全ての地域住民が経済的にも精神的にも安心・快適に希望をもって生活ができるよう、お互いが助け合い、支え合う住民自治による地域づくりを進めます。

また、福祉に関するボランティア活動など地域活動の支援や人材育成を図るとともに、民生委員等の関係機関による生活相談体制の充実、強化を図り、経済的に困窮している世帯に対しては生活保護制度による援助を行うなど社会保障制度の適正運用及び有効活用に努めます。

● 施策の体系



● 施策の概要

1 地域福祉の活動支援と人材育成

地域住民がお互い助け合い、支え合う思いやりとぬくもりのある、そして活力のある住民自治による地域づくりを進めるため、社会福祉協議会と連携し、福祉に関するボランティア活動、各種地域活動の支援や人材育成を図ります。

2 相談体制の充実

民生委員等の関係機関との連携を密にし、人権、プライバシーに配慮しながら個々のニーズに沿った適時適切な指導援助が行えるよう、地域に密着した相談体制の充実を図ります。

3 社会保障制度の適正運用

全ての市民が健康で文化的な生活が維持できるように、生活に困窮する世帯には生活保護制度を適正に運用し、必要な保護を行うとともに、その自立を助長します。

また、必要な人には他の社会保障制度等を有効活用し、より快適な生活の提供に努めます。

第4章

歴史と文化の薫りが暮らしを彩る 教育と住民自治のまちづくり

- ◎第1節
生涯学習の推進
- ◎第2節
社会教育の充実
- ◎第3節
幼児教育の充実
- ◎第4節
義務教育の充実
- ◎第5節
高校教育の充実
- ◎第6節
文化の振興
- ◎第7節
スポーツ・レクリエーションの振興
- ◎第8節
コミュニティ活動の充実
- ◎第9節
人権の尊重
- ◎第10節
地域間交流・国際交流の推進





第1節 生涯学習の推進

●現況と課題

生涯を通じ新しい知識や技術を身に付け、生活に役立つ情報などを共有し、充実した人生を過ごしたいという市民の欲求は高まっています。このようなことから「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる生涯学習社会の実現が重要になってきています。

本市では、現在、中央公民館や働く婦人の家等を中心として公民館講座や健康教室など各種の事業を行っていますが、多様なニーズに対応し、市民生活を充実させるため、市民が主役の生涯学習という観点から多様な学習機会の創出や情報提供等を進め、より具体的な生涯学習の推進計画づくりを行い、生涯学習の施策を総合的に展開していく必要があります。

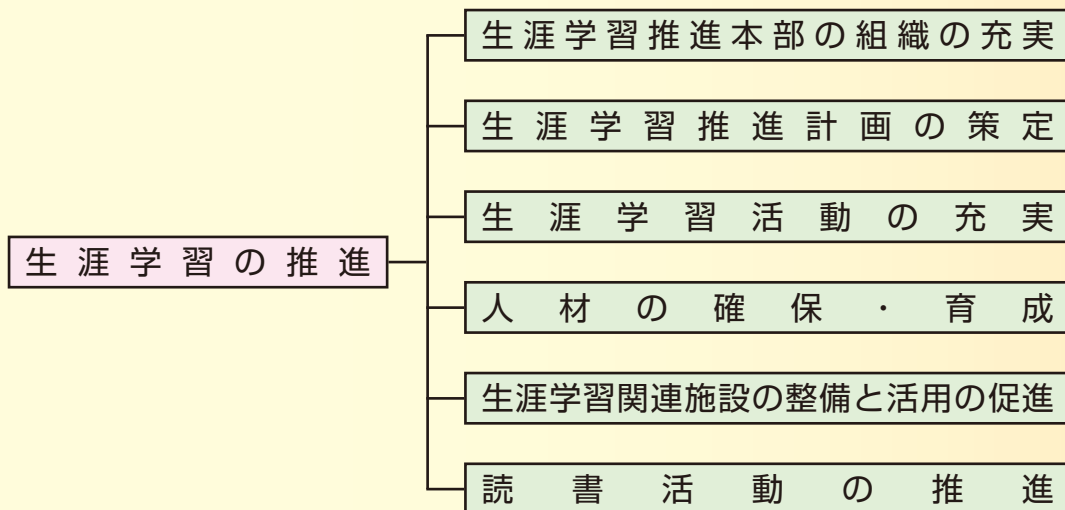
また、「読書活動日本一のまちづくり」を目指して策定された「読書活動推進計画」に基づき、全ての市民が読書に親しみ、心豊かな人生を送れるよう、読書環境の整備に努める必要があります。

さらに、指定管理者制度を導入した施設については、民間の能力やノウハウを活用し、サービスの向上及び効率的な運営を図っています。

●基本的方向

「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる生涯学習社会の実現を図るために、生涯学習推進本部の組織の充実を図り、関係機関・団体等との連携を強化して市民のニーズに対応できる情報提供など、多様な学習機会の創出に努めます。

●施策の体系



● 施策の概要

1 生涯学習推進本部の組織の充実

行政や関係機関、各種団体等の連絡調整を行い、相互協力と機能分担の下、生涯学習を積極的に支援するため、生涯学習推進本部の組織を充実し、総合的な生涯学習関連施策を効果的に推進します。

2 生涯学習推進計画の策定

学習機会の提供・学習環境の整備・学習成果を生かした活動の展開など、体系的な生涯学習に関する具体的な施策を策定します。

3 生涯学習活動の充実

「いつでも、どこでも、だれでも」学習できるように市民の学習ニーズに対応できる体制を整備し、生涯学習活動の充実を図ります。

4 人材の確保・育成

豊富な経験や技能をもった指導者や生涯学習講座修了生など、市民の多様な学習ニーズを支援する生涯学習プログラム開発のための専門的な知識や技術をもった人材の確保・育成を図ります。

5 生涯学習関連施設の整備と活用の促進

生涯学習関連施設の効率的な管理運営を充実させるとともに、施設間の連携を密にしながら施設の利用促進を図ります。

また、老朽化の進む施設の環境整備に努めるとともに、情報化社会に対応するため、図書館システムの機能充実を図ります。

6 読書活動の推進

全ての市民が読書を通して、感動する心を培い、想像力を育み、コミュニケーション能力を身に付け、主体的に生きてゆく力を養うため策定された「読書活動推進計画」に基づき、市と市民が協働して読書環境の整備に努め「読書活動日本一のまちづくり」を目指します。



● 関係計画

計画名	策定年月日	計画期間	担当課
出水市教育振興基本計画	H 23. 3	H 23 ~ H 30 (8年間)	教育総務課
出水市読書活動推進計画	H 24. 3	H 24 ~ H 28 (5年間)	読書推進課



第2節 社会教育の充実

●現況と課題

少子・高齢化、高度情報化、国際化など、社会環境は急速に変化し、また、人々の価値観やライフスタイルも多様化しています。その一方で、不登校や児童虐待、フリーターやニートの増加など、青少年をめぐる諸問題が社会的な問題となっており、これらの問題に的確に対応することが求められています。

このような中で、まず、家庭の教育力を向上させるために、子育てを支援する家庭教育の強化を図ることが必要です。また、「生きる力」を育む「自然体験活動」や「生活体験活動」を推進したり、市民自らが高め、磨き合い、いきいきと生活し、子供の手本となる成人教育を充実させたりすることも必要です。さらには、地域の絆^{きづな}を取り戻し、共に支え合い、高め合う自治会活動の推進と、

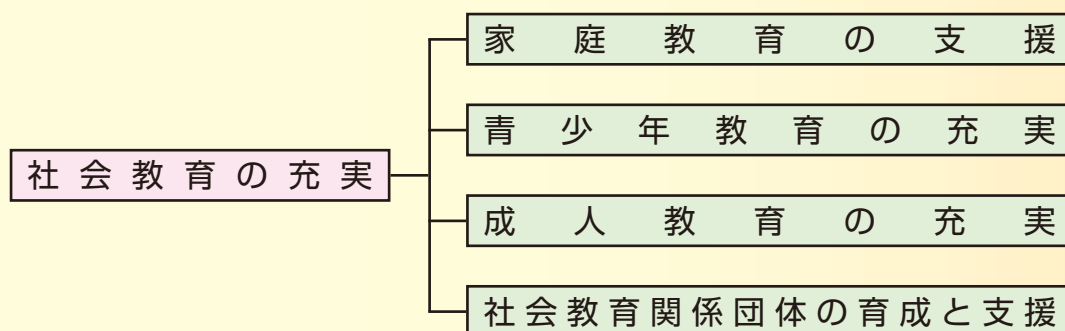
地域の教育力の向上に努める必要があります。加えて出水の自然、文化、伝統など郷土の良さに気付き、大切にする社会教育の推進に努めることが重要です。

●基本的方向

子供にとって最も身近な社会である家庭の教育力を向上させるために、家庭での子育てを支援します。青少年教育については、ふるさと出水を愛し、自他の命を大事にし、心豊かでたくましい子供を学校教育と連携しながら育てます。また、市民の学びを支援しつつ、各種研修事業を拡充し成人教育を充実させます。

さらに、社会教育関係団体の育成になお一層努め、地域の教育力や自立自興の精神が高まるよう努力します。

●施策の体系



● 施策の概要

1 家庭教育の支援

家庭教育の現状について実態調査に取り組み、現状を把握した上で取り組むべき課題を整理します。これを基に施策内容を決め、従来の家庭教育支援事業を充実させながら、一層の家庭教育の支援に努めます。

2 青少年教育の充実

家庭、地域、学校それぞれの教育力を高めながら連携を強化し、三者が一体となった青少年教育を推進します。また、体験活動を重視することとし、各施設や郷土の自然、人材を生かして様々な体験活動の機会を提供します。多くの感動体験を通して、心豊かでたくましく、生きぬく力を備えた青少年を育てます。

3 成人教育の充実

成人を対象とした各種講座、指導者育成のための研修事業等を実施するなど成人教育の充実に取り組みます。

4 社会教育関係団体の育成と支援

自治会連合会、青少年育成推進協議会、子ども会育成連絡協議会、PTA 連絡協議会、女性団体連絡協議会、青年団など各種団体の組織の充実と連携を図り、各団体が自立自興の精神で充実した活動がなされるよう団体を育成し、活動を支援します。





第3節

幼児教育の充実

●現況と課題

現在、市内には幼稚園9園(市立7園、私立2園)があり、幼児教育の振興に大きな役割を果たしています。全ての幼稚園で3歳児からの入園を実施していますが、就業形態の変化や少子化等の影響で園児数が定数に満たない幼稚園もあります。

今後は幼稚園と保育所との連携・協力の在り方等、検討していく必要があります。

なお、幼児期は家庭教育の影響を最も大きく受ける時期であるため、家庭と幼稚園との連携を密にする必要があります。

さらに、就学指導の充実に向けて、小学校や関係機関とのより一層の連携を図っていくことも大切です。

●基本的方向

「生きる力」の基礎を育成するため、道徳性の芽生えを培う教育や基本的生活習慣の徹底など子供の成長段階に合った適時性の教育に努め、一人一人の幼児の個性に応じた教育及び心の教育の推

進を図ります。

そのためには、幼稚園教育要領に基づき、各園の特色を生かしながら教育課程の改善・充実に努めます。

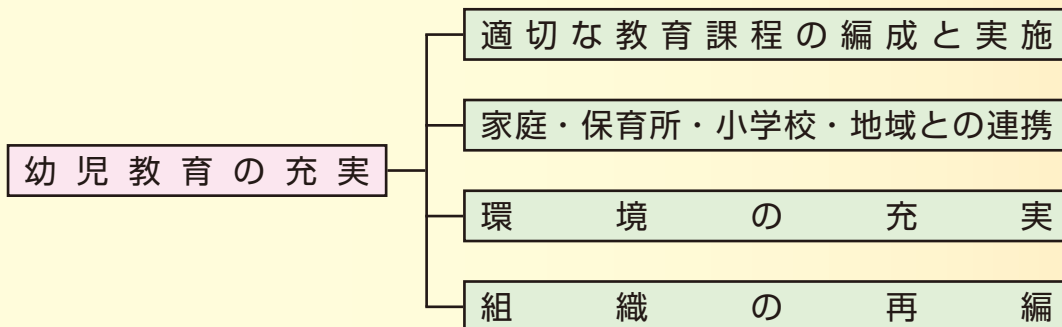
保育所・幼稚園・小学校との連携において、園児が小学校生活に早く慣れるように施設見学、異世代交流などの活動を実施し、今後においても保育所、幼稚園、小学校が子供たちの様子や各々の保育・授業内容等情報交換を行い、より一層連携を図っていきます。

また、家庭や地域との連携を深め、保護者会等を通して、親としての基本的な役割を学ぶ機会の充実に努めるとともに、適切な就学指導の推進も行っていきます。

さらに、社会福祉法人、学校法人等の関係団体と意見交換をする仕組みを作れないか、今後具体的に検討していきます。

幼稚園施設については、園児等の安全を確保し、創造性や感性を高める施設設備の充実に努めていきます。

●施策の体系



● 施策の概要

1 適切な教育課程の編成と実施

年間指導計画による実施と改善・充実に努めるとともに、幼稚園教諭研修会等を開催し、全園共通の研究テーマや各園における具体的なサブテーマを設定し、実践研修を進めます。

2 家庭・保育所・小学校・地域との連携

家庭・保育所・小学校・地域との連携を図りながら、保護者会や懇談会等を開催するなど、幼児期における心の教育・家庭の教育力の向上に努めます。また、就学指導を充実させるために、関係機関との協議の場をつくり、園児が学校生活をスムーズに開始できるような体制を構築し、幼児に関する情報の共有を緊密にします。

3 環境の充実

園児の安全性と創造性や感性を高める施設設備・教材等の充実に努めます。

4 組織の再編

地域の需要を勘案した公立幼稚園の統廃合や、保育所と連携・協力の在り方等、国における新しい制度の動向を踏まえ検討します。

● 関係計画

計画名	策定年月日	計画期間	担当課
いずみ子ども育成支援行動計画（後期計画）	H 22. 3	H 22 ～ H 26（5年間）	こども課



第4節 義務教育の充実

●現況と課題

近年の科学技術の発達、情報化・国際化の進展、少子・高齢化等により社会は大きく変化してきています。その一方で、いじめや不登校、暴力行為や少年犯罪の多発などが社会問題化しており、学校教育を取り巻く環境は大きく様変わりしています。

学校教育は、生涯学習の基礎を培うという観点から、確かな学力や豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」を備えた児童生徒を育成することを基本的なねらいとしています。

本市では、美しい自然と豊かな文化・歴史を生かした教育的風土を活用して、21世紀をたくましく心豊かに生き抜く児童生徒の健全育成を目指しており、各学校においては、公教育の精神にのっとり、職員の一致協力体制の下、地域に根ざした教育を推進していく必要があります。

今日の教育においては、自ら考え、主体的に行動し、社会の変化に適切に対応できる資質や能

力の育成が重視され、学校における創造的で主体的な取組が期待されています。一方、物質的な豊かさの反面、いじめや不登校等が増加し、心の教育や生命尊重の教育の充実が緊急課題となっており、学校、家庭、地域社会が一体となった取組が望まれています。

このような情勢を踏まえ、将来を担う子供たちの個性や能力を高め、「生きる力」を育むため、基礎学力の充実を図るとともに、地域の特性を生かした特色ある学校づくりを推進し、知育・徳育・体育のバランスがとれた教育を実践します。

また、児童生徒の減少傾向に伴い、学校区再編成は重要な課題ですが、通学距離、学校規模の適正化、学校の地域で果たす役割等を考慮して、市民の理解を得ながら慎重に検討していく必要があります。

施設については、年次的に整備を図っていますが、施設の一部には老朽化した建物があるため、改築や改修を要するものがあります。

児童生徒数の推移

(単位：人)

	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24
児童	3,781	3,683	3,614	3,477	3,405	3,351	3,312	3,224	3,189
生徒	1,881	1,885	1,899	1,892	1,869	1,794	1,710	1,665	1,636

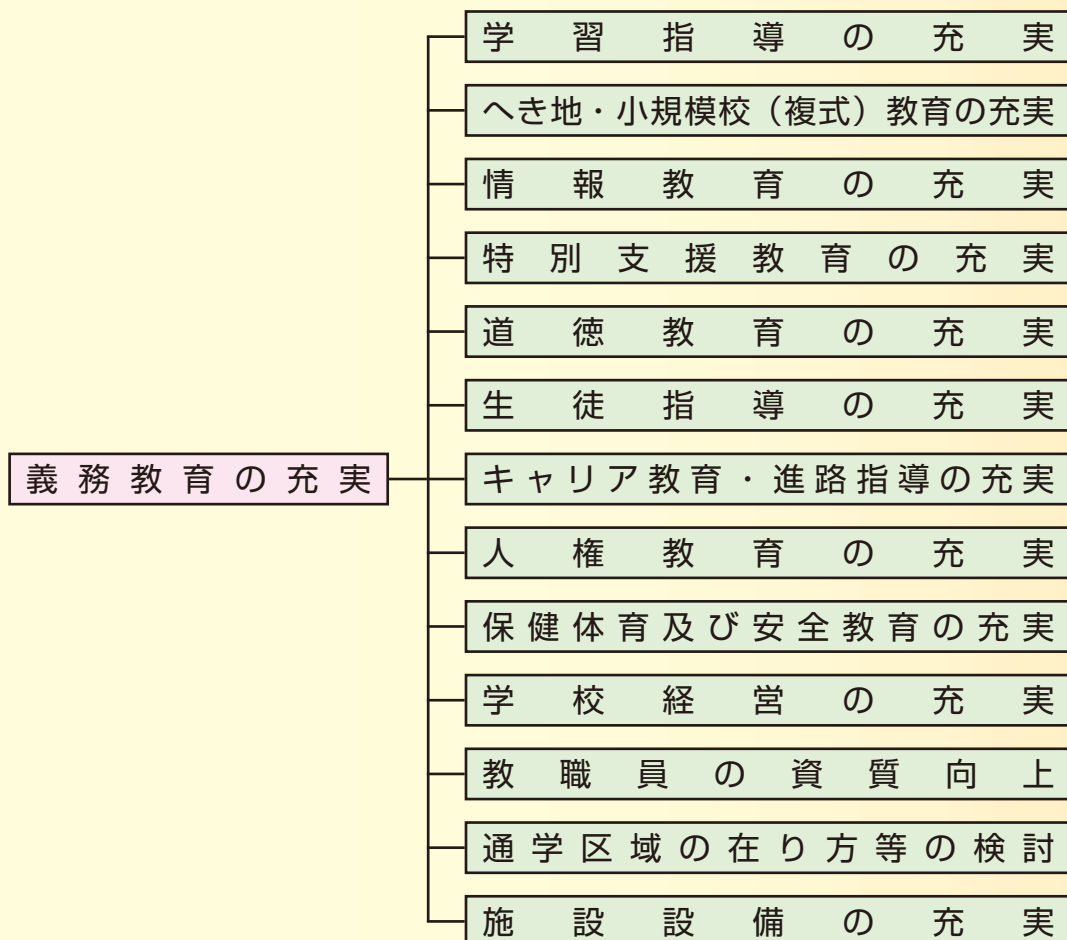
●基本的方向

生涯学習の基礎を培う観点から、基礎・基本の徹底を図り、心の教育の充実に努めるとともに、体力向上や健康増進に努め、個性を生かす教育を推進します。また、家庭や地域、幼稚園、保育所、

小・中・高等学校との連携を一層強化するとともに、児童生徒の豊かな心の育成に努めます。

さらに、国・県の教育の動向を踏まえつつ、時代に即応した教育を推進します。

● 施策の体系



● 施策の概要

1 学習指導の充実

「学力定着ラスト 15 分の充実」や個々に応じた指導等を通して、基礎的、基本的内容の定着を図り、言語活動の充実を通して学力向上に努めます。

また、読書指導の充実を図り、児童生徒の読書習慣の確立に努めます。

さらに、外国語指導助手の効果的な活用を図り、小学校外国語活動や総合的な学習の時間の推進、幼稚園、保育所、小・中・高等学校間の連携・充実に努めます。

2 へき地・小規模校（複式）教育の充実

指導力の向上に努め、少人数指導の良さを生かした実践を展開し、個々に応じた指導を徹底します。

また、小規模校集合学習など、小規模校のデメリットを補うより効果的な指導方法の改善・充実に努めます。

さらに、小規模校特別認可制度（特認校制度）や山村留学制度を活用した児童生徒の交流を進め、小規模校の良さを生かした教育を望む児童生徒やその保護者の期待に応えます。



3 情報教育の充実

教職員一人一人に1台ずつ配置されたコンピュータを適切に活用しながら、授業の中で積極的にコンピュータ、インターネットを活用した指導を推進し、児童生徒のコンピュータについての知識及び利用能力の向上を図ります。

4 特別支援教育の充実

就学指導委員会等を通して保護者の理解を深め、適切な入級指導を進めるとともに、市民に対し、障害のある児童生徒に対する正しい理解の啓発に努め、通常学級との交流を計画的に推進します。

また、特別支援学校との連携を図り、個別支援を充実させながら適切な就学指導を推進します。

5 道徳教育の充実

教科等部会による道徳教育研修会等を通して道徳教育の充実に努めるとともに、家庭、地域との連携を深め、道徳的活動の実践化に努めます。

また、生命尊重の視点に立ち、道徳の時間を要として、ボランティア活動や勤労体験、自然体験との関連を図りながら確実な実践の推進を目指します。

6 生徒指導の充実

指導体制を確立し、全職員の共通理解による一貫性のある指導を実践しながら、基本的なしつけを徹底し、規範意識をもたせるとともに、いじめや暴力を許さない正しい行動のとれる児童生徒を育成します。また、家庭や関係機関等と連携して、いじめ、不登校児童生徒の早期発

見や校外生活指導の充実強化を図ります。

7 キャリア教育・進路指導の充実

小中高等学校での勤労体験を通して、自己の在り方、生き方を考え、理想をもって自己実現を図ることができる児童生徒の育成に努めます。

また、職業体験学習等の啓発的体験を積極的に推進します。

進路指導については、児童生徒の個性や特徴を生かし、自ら正しい職業観や目的意識をもって主体的に進路選択できるよう、計画的かつ継続的な指導に努めます。

8 人権教育の充実

授業や校内研修会等を通して、同和教育をはじめとする人権教育についての正しい認識と理解を深め、人権尊重の精神に徹し、偏見や差別をなくす意欲や実践力をもった児童生徒の育成に努めます。

9 保健体育及び安全教育の充実

児童生徒の体格、体力及び運動能力を的確に把握し、児童生徒に主体的に改善、向上に努めさせるとともに、体育的行事、部活動の充実、競技力の向上を図ります。

また、学年の発達段階に即した性に関する指導（エイズ教育）や喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実・改善に努めます。

児童生徒の事故防止については、地域ぐるみの交通安全指導、水難事故防止等に努め、地震・津波・火災等の災害、事故、不審者、個人情報の流出等を防止するための危機管理マニュアルの整備・充実を図ります。

また、学校給食を充実させるため、学校栄養教諭等の専門性を生かした給食指導、食育の重要性から食に関する指導、さらには、地産地消に基づく郷土の食材を生かした給食献立の工夫に努めます。

10 学校経営の充実

校長及び教頭の指導力を高め、秩序ある学校運営体制を確立するとともに、教職員の使命感の高揚に努め、校務分掌を機能させ、学校運営の活性化に努めます。また、学校の教育課題を明確にして、全職員で課題解決に取り組むとともに、特色と風格ある学校づくりに努めます。

さらに、開かれた学校づくりを推進するため、学校評議員制度の充実、郷土素材（教材）、人材の積極的な活用に努め、郷土に根ざした教育活動を推進します。

11 教職員の資質向上

各学校の教育課題等に適切に対応できる教職員の資質及び指導力向上を図るため、教職員研修の充実を図り、服務規律の厳正確保に努めるとともに、人事評価制度の推進を図ります。

12 通学区域の在り方等の検討

今後の児童生徒数の推移等を考慮し、地域住民のコンセンサスを得ながら、必要に応じて通学区域の在り方等についての検討を進めます。

13 施設設備の充実

老朽化した校舎及び屋内運動場の大規模な改修や改築、運動場整備、プールの改修整備、その他附属建物の増改築等を図り、教育環境の整備に努めます。

教職員住宅については、老朽建物の改修、改築など住環境の整備に努めます。





第5節 高校教育の充実

●現況と課題

本市に設置されている高等学校は、市立出水商業高等学校のほか4校で、それぞれの学校が特色ある学校経営に取り組んでおり、在籍生徒数のうち64パーセントの生徒が専門学科に学び、36パーセントの生徒が普通科で学んでいます。

市立出水商業高等学校は、商業科、情報処理科の2学科の商業高等学校として、生徒の学力、適性、進路等に応じた発展的な教育課程を編成して、その弾力的な運用を図り、ビジネス、情報処理、会計処理等に関する専門的な知識、技術を習得させています。両学科においては情報処理、簿記等の資格取得に力を入れており、近年、各種検定資格試験の合格者も増加しています。

また、情報処理機器の更新等を行い、時代に即応した理論と実践、知識と技術の統合を図りながら、一人一人の生徒の望ましい職業観、勤労観の育成に努めています。

一方、興味・関心、進路等は一段と多様化してきていることから、生徒指導や進路指導上の問題などは依然として課題です。さらに、基本的な倫理観や規範意識等を培う心の教育・充実が重要な課題となっています。

また、主体的に生きる力を育成する教育、生徒の興味・関心、進路希望等に応じた個々の能力を伸ばす教育を推進していくことが必要です。

さらに、学校施設については、老朽化が進んでいるため、教育内容の充実に向けた整備が必要となっています。

これらのほか、学校施設開放や地域の人材活用により地域との連携を図り、開かれた学校づくりを推進することも必要です。

今後、少子化の進展により生徒数が減少していくことから、更に魅力ある学校にしていく必要があります。

市内高等学校の生徒推移

学校名	科 別	平成 21 年 5 月 1 日現在			平成 22 年 5 月 1 日現在			平成 23 年 5 月 1 日現在			平成 24 年 5 月 1 日現在		
		生徒数			生徒数			生徒数			生徒数		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
市立出水商業高等学校	商 業	89	142	231	92	136	228	82	128	210	69	106	175
	情報処理	117	118	235	107	128	235	104	131	235	95	143	238
	計	206	260	466	199	264	463	186	259	445	164	249	413
県立出水高等学校	普 通	352	339	691	344	318	662	289	329	618	268	283	551
県立出水工業高等学校	建 築	75	12	87	62	16	78	61	16	77	55	21	76
	工業化学	43	13	56	14	7	21	-	-	-	-	-	-
	電子機械	223	4	227	212	3	215	192	2	194	196	1	197
	電 気	100	5	105	99	3	102	98	3	101	82	5	87
	計	441	34	475	387	29	416	351	21	372	333	27	360
県立野田女子高等学校	生活文化	0	223	223	0	221	221	0	178	178	0	141	141
	食 物	0	99	99	0	98	98	0	110	110	0	110	110
	衛生看護	0	133	133	0	132	132	0	129	129	0	120	120
	うち専攻科	0	45	45	0	53	53	0	57	57	0	38	38
	計	0	455	455	0	451	451	0	417	417	0	371	371
私立出水中央高等学校	看 護	50	390	440	52	395	447	48	401	449	59	392	451
	うち専攻科	24	151	175	25	146	171	15	155	170	17	154	171
	医療福祉	13	49	62	17	60	77	23	72	95	27	79	106
	普 通	198	191	389	212	190	402	227	197	424	216	202	418
	計	261	630	891	281	645	926	298	670	968	302	673	975
合 計		1,260	1,718	2,978	1,211	1,707	2,918	1,124	1,696	2,820	1,067	1,603	2,670
普通科割合 (%)		43.65	30.85	36.27	45.91	29.76	36.46	45.91	31.01	36.95	45.36	30.26	36.29
専門学科割合 (%)		56.35	69.15	63.73	54.09	70.24	63.54	54.09	68.99	63.05	54.64	69.74	63.71



市内高等学校卒業者の進路状況

	平成 21 年 3 月 卒 業 者					平成 22 年 3 月 卒 業 者						
	卒 業 者	進 学 者	教 育 訓 練 機 関 専 門 学 校	就 職 者	そ の 他	卒 業 者	進 学 者	教 育 訓 練 機 関 専 門 学 校	就 職 者	そ の 他		
市立出水商業 高等学 校	145	28	46	62	9	154	29	75	46	4		
県立出水 高等学 校	234	167	58	4	5	222	168	49	4	1		
県立出水工業 高等学 校	160	6	13	137	4	168	11	26	126	5		
県立野田女子 高等学 校	158	40	25	84	9	168	64	24	71	9		
	専攻科 うち	33	0	0	33	0	専攻科 うち	23	0	0	23	0
私立出水中央 高等学 校	348	170	40	133	5	325	145	40	139	1		
	専攻科 うち	80	0	2	78	0	専攻科 うち	81	0	0	81	0
合 計	1,045	411	182	420	32	1,037	417	214	386	20		

	平成 23 年 3 月 卒 業 者					平成 24 年 3 月 卒 業 者						
	卒 業 者	進 学 者	教 育 訓 練 機 関 専 門 学 校	就 職 者	そ の 他	卒 業 者	進 学 者	教 育 訓 練 機 関 専 門 学 校	就 職 者	そ の 他		
市立出水商業 高等学 校	150	19	77	52	2	153	17	81	55	0		
県立出水 高等学 校	229	162	56	5	6	225	167	52	4	2		
県立出水工業 高等学 校	138	1	20	114	3	127	3	23	93	8		
県立野田女子 高等学 校	141	47	28	57	9	155	36	39	71	9		
	専攻科 うち	19	0	0	19	0	専攻科 うち	29	0	0	29	0
私立出水中央 高等学 校	314	151	37	125	1	305	148	34	112	11		
	専攻科 うち	86	0	0	86	0	専攻科 うち	71	0	1	70	0
合 計	972	380	218	353	21	965	371	229	335	30		

●基本的方向

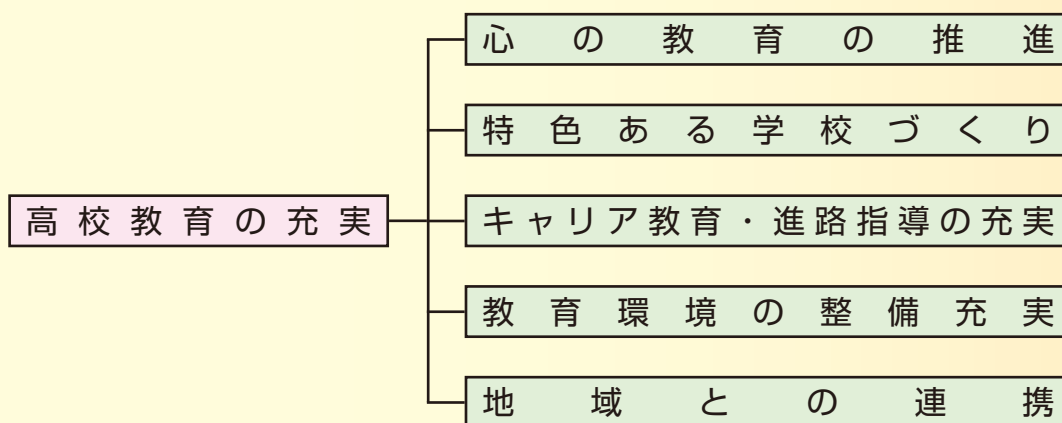
豊かな人間性を身に付け、自ら学ぶ力や社会に
適応できる生きる力を備えた生徒の育成に努めま
す。

このため、多様化する生徒の能力・適性等に応
じ、生徒一人一人の個性を最大限に伸ばすため特
色ある学校づくりを進めるとともに、倫理観や規

範意識を身につけさせ、思いやりの心や感動する
心などの豊かな人間性を育む教育を推進します。

また、人材育成や教育水準の向上などに対する
地域社会の要求に応える産業教育、環境教育を
推進するとともに、コンピュータについての知識
及び利用能力の向上を図った情報教育を一層推進
し、それら施設設備の充実に努めます。

●施策の体系



●施策の概要

1 心の教育の推進

学校・家庭・地域社会が十分に連携して、生
徒の倫理観や規範意識を高めるとともに、特別
活動等の充実を図り、心の教育を推進します。
また、生命尊重・人権尊重の取組を充実します。

全ての教育活動を通して人間的な心のふれあ
いを重視した生徒指導・カウンセリング体制の
充実を図ります。

2 特色ある学校づくり

教育課程の多様化、弾力化、個性化を図ると
ともに、文化・スポーツ活動の活性化に努めま
す。

就業体験等を通じた望ましい勤労観・職業観
の育成を含め、技術革新の進展等に対応した専
門教育の充実を図ります。

今後は、少子化の影響による生徒数の減少を
考慮し、学科の検討等を行い、更に魅力ある学
校を目指します。



3 キャリア教育・進路指導の充実

ボランティア活動や就業体験等を通し、生き方指導の充実を図ります。

各種資格取得のため、より効果的な指導法の研究に努めます。また、就職先を確保するために、職場訪問等による職場開拓に努めます。

4 教育環境の整備充実

施設設備の整備を図り、有効な活用に努めるとともに、国際化・高度情報化の進展に対応で

きる条件の整備に努めます。

社会情勢の進展に対応した特色ある学校づくりを進めるため、適正な募集定員の策定や教員構成の充実を図るとともに、新しい時代に対応した教育の在り方について研究を進めます。

5 地域との連携

学校施設の開放や教育活動における地域人材の活用を促進し、地域に開かれた学校づくりを推進します。

第6節 文化の振興

●現況と課題

本市には、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された「出水市出水麓伝統的建造物群保存地区」や特別天然記念物の「鹿児島県のツルおよびその渡来地」をはじめ、県指定文化財である「出水御飯屋門」「十一面千手観音像・脇立四天王像」「絹本著色雲山和尚像」「出水の種子鳥楽」「高尾野町の兵六踊」「野田町熊野神社の田の神舞」「野田町の山田楽」などの郷土芸能のほか、数多くの有形・無形の文化財や戦争遺跡が存在しています。

これらの文化財を保護していくためには市民の理解と意識の高揚が重要であることから、標柱や説明板の整備を行うとともに、歴史や文化財を後世に伝えるため歴史書等の発刊を今後も継続する必要があります。

地域に伝承されている行事や芸能などの伝統文化についても、引き続き保存・継承し、芸術文化に関する競技会等の参加者への支援などに努めています。

また、埋蔵文化財については、開発行為との関係において迅速かつ適切な対応と保護体制の確立が課題となります。

市民の豊かな個性を育むために舞台芸術・美術鑑賞機会の創出に努めるとともに、芸術文化活動団体等を支援して、舞台発表の場を提供するなど、市民が文化活動に積極的に参加できる体制づくりを推進し、これらの活動拠点となる文化会館や公民館等の機能を維持します。

ツル博物館クレインパークいずみは、博物館としての特性や教育・文化施設としての機能を活用し、多くの人々にさまざまな方法で利用されるような施策を進めるとともに、国内で唯一のツルの

博物館として国際的にも学術的にも質の高い調査研究を行う必要があります。

特別天然記念物のツルの保護については、今後とも人との共生を目指した適切な保護管理政策を実施する必要があります。

●基本的方向

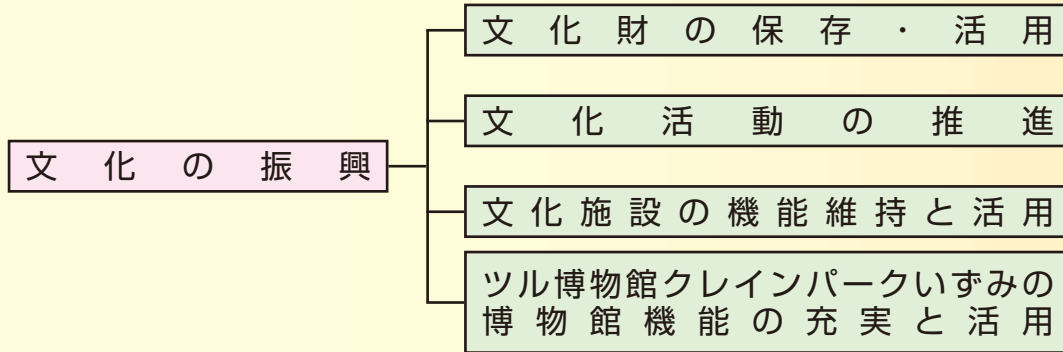
本市の恵まれた歴史・文化・自然・交通等の立地条件を生かしながら、文化活動を推進するとともに、芸術文化施設の整備・充実に努め、歴史と文化を保存・活用する環境づくりに努めます。

また、文化団体への支援や鑑賞事業の提供など、芸術文化の振興に努めるとともに、文化財保護意識の高揚を図り、先人の残した貴重な文化財を市民共有の財産として保存・継承しながら、文化施設を活用し市民の郷土愛を醸成します。





●施策の体系



●施策の概要

1 文化財の保存・活用

有形文化財等については、破損や消滅を防止するため、寄贈や寄託等の働きかけを行うとともに、文化財意識の高揚を図るため、標柱や説明板の整備を行い、適切な保存に努めます。また、戦争遺跡等については、現存する遺跡の調査を実施し、戦争遺跡保存・活用に努めます。

埋蔵文化財については、計画的な発掘調査を実施するとともに、関係機関と調整しながら保護に努めます。

郷土の民俗芸能等については、組織の活性化を図るために連絡協議会等を支援するとともに、定期的な芸能大会を開催します。また、郷土芸能を守り受け継ぐ後継者の育成に努めます。

「出水市出水麓伝統的建造物群保存地区」と特別天然記念物である「鹿児島県のツルおよびその渡来地」は文化財保護行政上重要な意義をもっているため、関係団体と連携しながら保存活用を推進します。

2 文化活動の推進

優れた芸術・文化に接する機会を創設するため、文化会館等を利用した自主文化事業を開催し、市民の文化活動への参加を促進します。

自主文化事業については、近隣市町や公共的団体等と連携を図るとともに、事業の共催についても検討します。

また、地域に根ざした芸術・文化活動を行っている人たちに、その成果の発表と交流の場を提供し、市民文化の向上を図ります。

3 文化施設の機能維持と活用

文化会館、音楽ホール、歴史民俗資料館等の文化施設を地域文化活動の拠点として位置付け、指定管理者制度を導入した施設については、民間の能力やノウハウを活用し、サービスの向上及び効率的な運営を図ります。

歴史民俗資料館については、収藏品等の適切な管理と系統立てた資料の展示を行い、地域の歴史・文化の特性を生かした企画展を開催するとともに、滅失・散逸のおそれのある貴重な歴史資料の掘り起こしと収集に努め、保存・活用等に取り組みます。

また、子供たちの郷土学習を支援し、理解を深めるため、学校教育と連携し歴史教育普及活動を充実させ、歴史民俗資料館の利用促進を図るとともに、麓資料館の建設についても検討します。

4 ツル博物館クレインパークいずみの博物館機能の充実と活用

ツル博物館クレインパークいずみでは、ツル類をはじめとする鳥類やその他の動物・植物等、広く出水の自然に関する調査・研究、博物館資料や情報等の収集を行いながら、それらを生かした展示内容の改善、充実を図るとともに、企画展や自然観察会等の魅力ある主催事業をより

推進し、利用促進を図ります。

「人とツルが共存するまちづくり」を実現するために人とツルがふれあい親しむことができる文化・学習機能を持つ教育施設として位置づけ、国際的なネットワークを生かし、ツルに関する質の高い調査研究に貢献し、世界の研究機関との交流や国際会議なども開催でき得る調査・研究機能を併せ持った専門博物館を目指すとともに、市民の協力を得ながら適切なツルの保護管理政策を実施します。

また、市内の子供たちや修学旅行生に対するツルに関わる出水市の文化やツルに関する学習・教育の普及活動に努めます。





第7節

スポーツ・レクリエーションの振興

●現況と課題

日常生活における物質的な豊かさや利便性の向上、少子・高齢化社会の進行など、社会環境の変化は、体を動かす機会の減少など市民生活にも大きな影響を及ぼしています。

このような背景の下、本市においても市民の健康や体力についての関心が年々高まり、老若男女を問わず、各種のスポーツ・レクリエーション活動が行われるとともに、各種の大会が開催され、また、スポーツ少年団の活動においては、活発にスポーツ交流や親睦が深められながら、青少年の心身の健全な発達と技術の向上が図られています。

また、市民の嗜好や生活様式の多様化に伴い、健康づくりから本格的な競技スポーツに至るまで、市民のスポーツに対するニーズはますます多様化・高度化してきています。

これらのニーズに対応し、市民のスポーツ活動の日常化・継続化を図るためには、スポーツ・レクリエーションに関する情報の収集提供、施設の

整備・充実、関係団体の育成、指導者の育成や確保を積極的に推進する必要があります。

また、社会体育施設の管理運営については指定管理者制度を導入したところであり、更に市民サービスの向上と効率的な運営を図る必要があります。

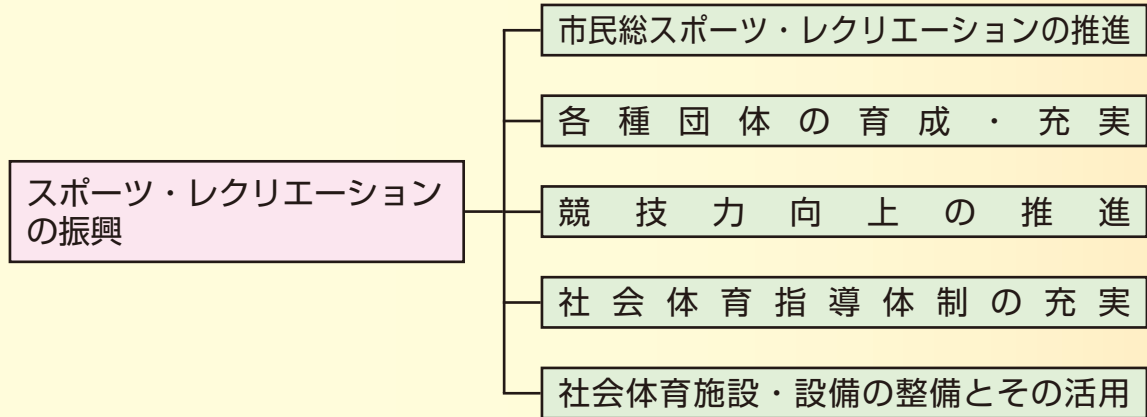
●基本的方向

市民が日常生活の中で生涯にわたり、積極的にスポーツ、レクリエーションに親しみ、健康の保持増進と体力向上に努め、明るく豊かで活力のある生活を営むことができるように、スポーツ・レクリエーション活動を通じたウェルネス^(※)のまちづくりを進めるとともに、各種大会・イベント・合宿の開催・誘致を通じて、競技力の向上及び交流人口の増加を図ります。



(※) ウェルネス / 体、心、ライフスタイルが良好な状態にあること、又は、その働きかけ。運動、食事及び休養といった従来の健康づくりのとらえ方に加えて、趣味やおしゃれなどのライフスタイル、さらには、自然保護や環境問題までを含めた、より高度で発展性のある生活環境を維持しようという幅広い考え方のこと。

● 施策の体系



● 施策の概要

1 市民総スポーツ・レクリエーションの推進

- (1) スポーツ・レクリエーションの行事等の案内を積極的に行うなど、市民への情報提供に努めます。また、現在行っている利用度の高い施設についてのインターネットによる施設予約の普及・拡大に努めます。
- (2) 初心者に対する各種のスポーツ・レクリエーション教室を開催するとともに、市民の健康づくりへの関心が高まっていることから、保健部門との連携により新しい種類のスポーツの普及に努めます。
- (3) 地域における青少年健全育成、地域の連帯感高揚や活性化を図るために、地区体育協会単位のスポーツ・レクリエーション活動を推進します。
- (4) 地域住民に身近な学校体育施設を開放し、スポーツを通じた仲間づくり、健康づくりの場と

して活用を図ります。

- (5) 市民が継続的にスポーツ・レクリエーションに親しむ「健やかスポーツ 100 日運動」の推進に努め、スポーツの生活化を図り、ウェルネスのまちづくりを推進します。
- (6) スポーツ活動の安全指導を促進します。
- (7) スポーツ推進委員会を中心に総合型地域スポーツクラブ^(※)の育成に努めます。

2 各種団体の育成・充実

- (1) 市体育協会、地区体育協会及び種目別競技団体の自主的活動の育成強化に努めます。
- (2) スポーツ少年団の交流を通じて、団相互の連携と団活動の活性化を図るとともに、リーダーや母集団の育成により、適正な団活動の推進に努めます。
- (3) スポーツ推進委員の資質向上に努めるとともに、スポーツ推進委員会の充実を図ります。

(※) 総合型地域スポーツクラブ／「だれでも、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを楽しむことができ、地域の日常的なスポーツの活動の場として、子供から大人まで、また、高齢者や障害者を含め、全ての人が参加でき、地域の住民自らが主体となって運営する新しい型のスポーツクラブ



- (4) 市レクリエーション協会の組織の確立・拡充及び運営の効率化と事業の充実を図ります。
- (5) スポーツ教室からのクラブ及び同好会の結成など、その育成と組織づくりに努めます。

3 競技力向上の推進

- (1) 市民が幅広く参加できる自治会対抗や地区内大会の開催を通じ、選手の発掘を図るとともに、底辺を拡大することにより、選手のレベルアップを図ります。
- (2) 地区大会、県大会等への選手派遣を促進し、県又は九州地区を代表して出場する選手・チームに対し支援をします。
- (3) 県体又は国体出場の選手・チームに対し支援を行い、競技力の強化を図ります。

4 社会体育指導体制の充実

- (1) 地域のリーダーとなる社会体育指導者の育成と指導体制確立のため、スポーツ推進委員をはじめ各種競技団体役員等を対象に、地区・県等の研修会への積極的参加を奨励するとともに、

安全対策の指導に努めます。

- (2) スポーツ推進審議会を市民の体力向上や健康づくり、競技力の向上等を図るために充実させるよう努めます。

5 社会体育施設・設備の整備とその活用

- (1) 多様化する市民の健康やスポーツに対するニーズに対応できるよう、施設・設備の計画的な整備や維持補修に努め、安全面等に配慮しながら、その効果的な活用を図ります。
- (2) 地域住民の身近な生涯スポーツの拠点として、学校体育施設の開放を推進するとともに、施設・設備の充実に努めます。
- (3) 体育施設の管理運営については、平成23年度から指定管理者制度を導入したところであり、適切な受益者負担の設定などを含め、民間の能力やノウハウを活用し、サービスの向上及び効率的な運営を図ります。
- (4) 県・地区大会及び各種スポーツイベントの誘致や開催、高校・大学等の合宿誘致に努め、社会体育施設の有効活用を図ります。



第8節 コミュニティ活動の充実

●現況と課題

価値観の多様化等により、郷土に対する愛着や市民相互のふれあいが希薄になるなどの都会化が進展し、地域基盤そのものが変化しています。そのような中、本市では、自治会を中心に各地域の主体的な活動を推進し、その活性化を図っていますが、少子・高齢化による限界集落の問題などさまざまな地域活動への影響が出ており、自治会間の協力も必要になってきています。

今後も、単一の自治会や複数の自治会を単位とする地域づくり組織の構築が必要となっています。さらに、各種関係団体等と連携しながら、市民一人一人が自ら考え行動し、積極的な地域づくり活動を推進していくことが大切です。

また、異なる世代間の対話や連携を図る地域コ

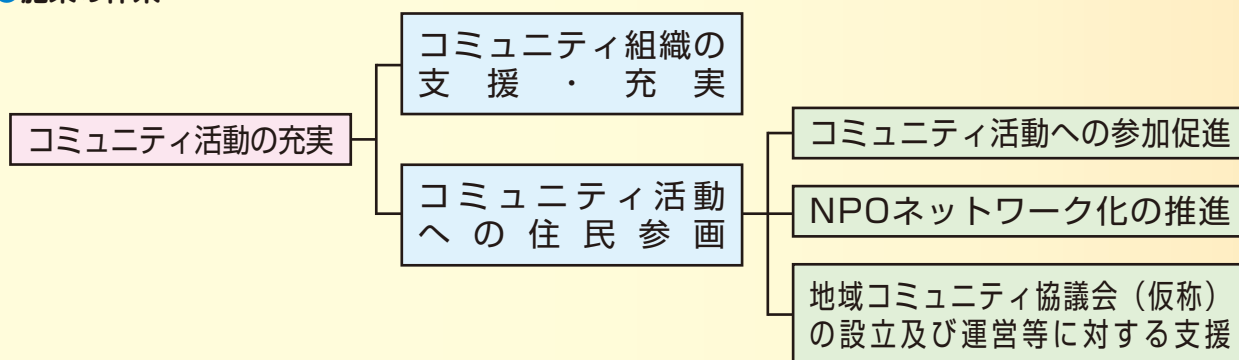
ミュニティ育成のため、自治会加入に対する啓発活動を行うなど、市民に最も身近な近隣の支え合い組織として、自治会組織への支援が必要です。

●基本的方向

地域コミュニティ育成のため、自治会組織の活性化と活動の充実や、自治会加入に対する啓発活動を図りながら、市民に一番身近な組織としての支援を図ると同時に、新たなコミュニティ組織の在り方を検討し、将来に向けた組織の再構築を推進します。

また、新任自治会長の研修会、県・地区の研修会などへの参加を促し、リーダーとしての資質向上と自治会活動の活性化及び複数の自治会を単位とする地域づくり組織活動を支援します。

●施策の体系





● 施策の概要

1 コミュニティ組織の支援・充実

市民の組織体として、地域の課題解決のために主体的に取り組めるような自治会組織、複数の自治会を単位とする地域づくり組織の支援に努めます。

また、地域コミュニティ強化のため、市の広報紙やホームページ等を利用した自治会加入の啓発活動や、転入届時の自治会加入のお願いを継続するとともに、限界集落についての実態把握と支援に努めます。

2 コミュニティ活動への住民参画

(1) コミュニティ活動への参加促進

市民の主体的なコミュニティ活動への参画を促進するため、市の広報紙やホームページ等を活用し、地域コミュニティ活動に関する情報を提供し、市民への啓発と意識の高揚を図ります。

(2) NPOネットワーク化の推進

市内にあるNPOのネットワーク化を推進し、各NPO間の情報交換や他団体・機関との交流・連携を図ります。

(3) 地域コミュニティ協議会（仮称）の設立及び運営等に対する支援

地域コミュニティ協議会（仮称）の設立及び運営等に対する人的及び財政的支援を行います。

第9節 人権の尊重

●現況と課題

人は生まれながらにして自由・平等であり、人間として尊ばれ、人間として幸せに生きる権利を有しています。

お互いの権利を守って、明るい社会を築くことが市民全ての願いです。

人々の差別意識をなくし、人権に対する正しい理解と認識を得るには、人権問題を自分自身の心の問題としてとらえ、学校や地域の中のあらゆる場で学習・啓発・広報活動などを展開していくことが大切です。

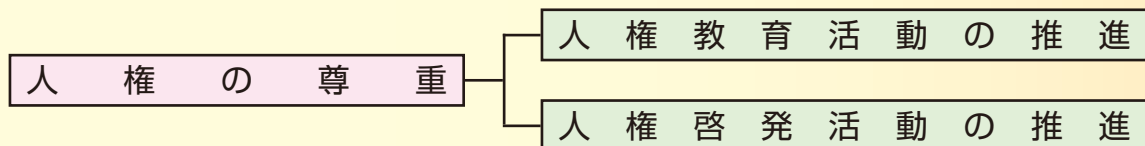
今後、人権問題への市民の正しい理解の下、全ての人々の人権が尊重される明るい社会の実現を目指していかなければなりません。

●基本的方向

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題への市民の正しい理解の下、全ての人々の人権が尊重される明るい社会の実現を目指します。

そのためには、差別や偏見に気付き、これをなくそうとする意欲と実践力を持った人間を育て、差別を見逃さず、差別を許さない心、思いやりの心や、互いに認め合い、励まし合う人間関係を育てる取組を、広報活動や研修などを通して学校や地域の中のあらゆる場で展開します。

●施策の体系



●施策の概要

1 人権教育活動の推進

人権教育研究協議会を中心に、学校教育や社会教育、企業内研修等あらゆる機会を通して人権教育活動を推進し、人権問題を正しく理解してもらえよう努めます。

2 人権啓発活動の推進

人権週間や人権啓発強調月間等の機会を通して、人権問題の啓発・広報活動を行い、人権に対する市民の意識の高揚に努め、また、人権相談等を通して差別問題の解決を図ります。



第10節 地域間交流・国際交流の推進

●現況と課題

新幹線や高速道路などの高速交通網の発達、余暇時間の増大、インターネット等の情報通信技術の普及に伴い、交流人口が増加し、人・物・情報の流れがますます活発になってきています。

少子・高齢化が進展する中、定住人口の増大を目指していくために、今後は地域の活性化と魅力ある地域づくりの実現につながる地域間交流や文化交流が重要な課題となります。

このような中、本市では、友好都市である北海道釧路市や山口県周南市との交流をはじめとして、関東、関西や福岡地域在住の本市出身者を中心とした交流なども実施してきましたが、更に積極的に広範な地域交流が望まれる状況にあります。

国際交流においては、青少年海外体験事業、国際ツルシンポジウムなどの事業を実施しており、平成24年11月には、ツル保護を通じて交流してきた大韓民国順天市との間で姉妹都市盟約を締結しました。

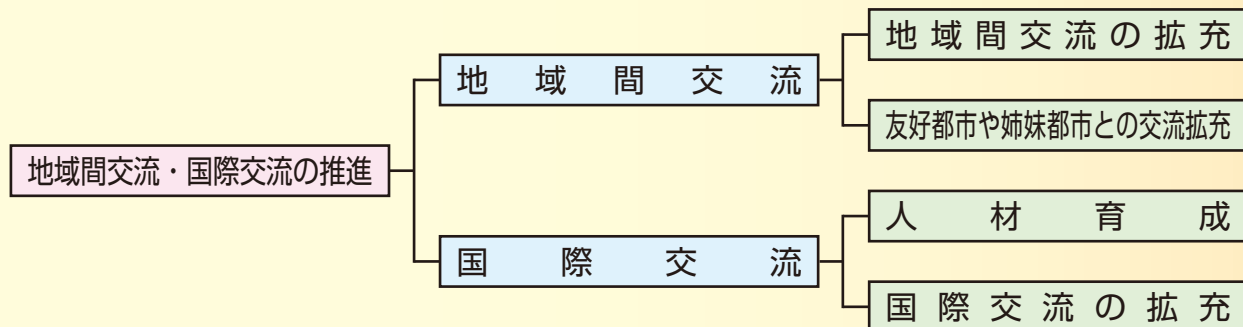
近年の急速な国際化の進展により本市における外国人登録者数も増加しており、今や国と国との交流だけでなく地域レベルでの国際化の必要性が叫ばれ、あらゆる分野で地域社会に大きな影響を与えることから、国際社会の構成員としての役割もますます重要になってきています。

このようなことから、異質の文化や情報とふれあうことにより、地域間・国際間の理解を深め、自然や文化など自らのもつ資源を再認識し、魅力ある地域づくりを推進していくことが必要です。

●基本的方向

地域間交流・国際交流の推進に当たり、地域の特色を生かした郷土教育や異なる文化の理解を深め、交流活動を積極的に進めながら、交流人口の増加、地域経済の活性化を図ります。

●施策の体系



● 施策の概要

1 地域間交流

(1) 地域間交流の拡充

広域的な視点による交流促進を図るほか、県境の立地性を生かした近隣地域とのイベントの共同開催など、地理的要因や歴史・文化など共通した項目での地域間交流を展開します。また、U J I ターン者^(※)の定住促進や長期滞在型の交流ができる受け皿の整備促進を行い、交流人口の増加を図ります。

(2) 友好都市や姉妹都市との交流拡充

歴史や文化の特性を継承する中で、それぞれの価値観を尊重し理解しながら、お互いのまちが共に繁栄していけるよう友好都市や姉妹都市との交流を深め、活力あるまちづくりを目指します。

2 国際交流

(1) 人材育成

世界中のさまざまな文化や価値観を認め、尊重し合える豊かな社会を目指すため、市民の国際理解や外国語教育の拡充を図り、国際性豊かな人材の育成に努めます。

(2) 国際交流の拡充

姉妹都市盟約を締結した大韓民国順天市との交流事業や台湾・中国等との交流に向けた調査研究を行うなど国際交流を推進するとともに、国際ツルシンポジウムを開催するなど、ツルに関する調査研究をはじめ諸外国との情報交換を行います。

また、青少年などを海外に派遣し、人的交流をはじめとする各種交流を展開するなど、本市からの情報発信を行います。



(※) Uターン／地方から都市へ移住した後、再び地方へ移住すること。

Jターン／地方から大規模な都市へ移住した後、地方近くの中規模な都市へ移住すること。

Iターン／地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。



第5章

恵まれた地域資源を生かした 多様な産業が躍進するまちづくり

- ◎第1節 農業の振興
- ◎第2節 林業の振興
- ◎第3節 水産業の振興
- ◎第4節 商業の振興
- ◎第5節 工業の振興
- ◎第6節 観光の振興
- ◎第7節 雇用の安定と勤労者福祉の充実





第1節

農業の振興

●現況と課題

農業は、予断を許さない状況にあり、国際化^(※)や産地間競争の激化、後継者不足と従事者の高齢化など極めて厳しい状況にあります。食料の自給率の向上や国土保全、地域文化の伝承など、農業・農村の果たす役割は大きく、農業における問題は生産者のみならず国民共通の課題となっています。

本市の農業は、豊かな自然環境など諸条件に恵まれて、普通作をはじめ、野菜、果樹、畜産、植木・緑化樹等の多様な生産活動が行われ、本市の基幹産業となっています。

しかしながら、経済社会構造の転換期を迎え、農家数、就農人口、耕作放棄地の増加により農用地の面積等が年々減少してきており、中でも専業農家の減少や農業就業者の高齢化により、農業生産構造のぜい弱化が進んでいます。

このような状況に対応した農業の振興を図るため、認定農業者や農業後継者の育成、集落営農等の農業システム化の推進、出水市担い手・地域営

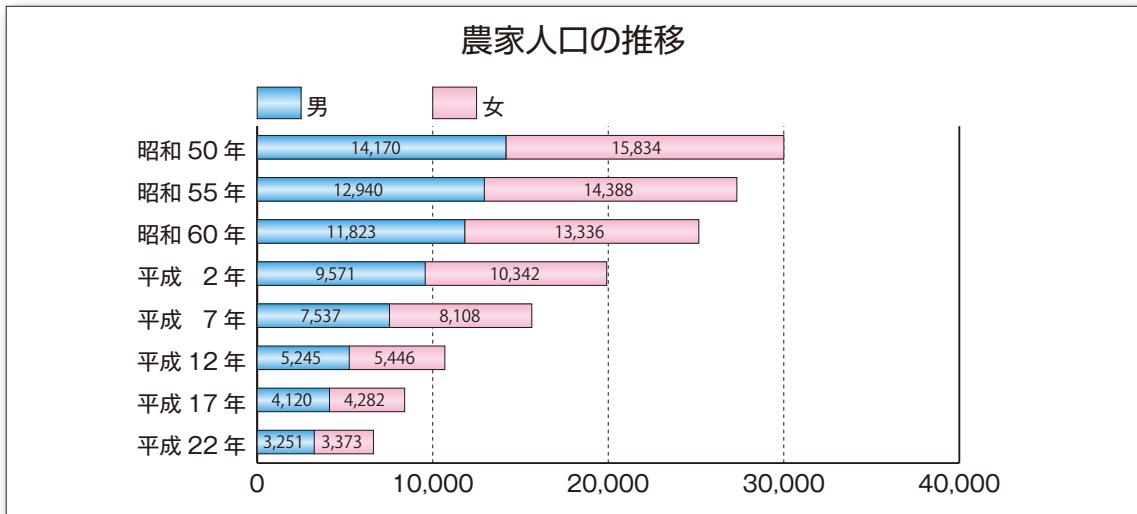
農対策協議会等の活動強化、土地基盤整備の促進、経営規模拡大や農地利用集積、省力化機械の導入等で経営基盤の強化や近代化に努める必要があります。

また、食育や地産地消を進めながら、本市の特徴ある野菜、果樹、畜産、植木・緑化樹など農畜産物の高付加価値化及び他産業との連携による加工品開発やブランド化を図り、高速交通体系を活用した販路拡大を図ることも課題です。

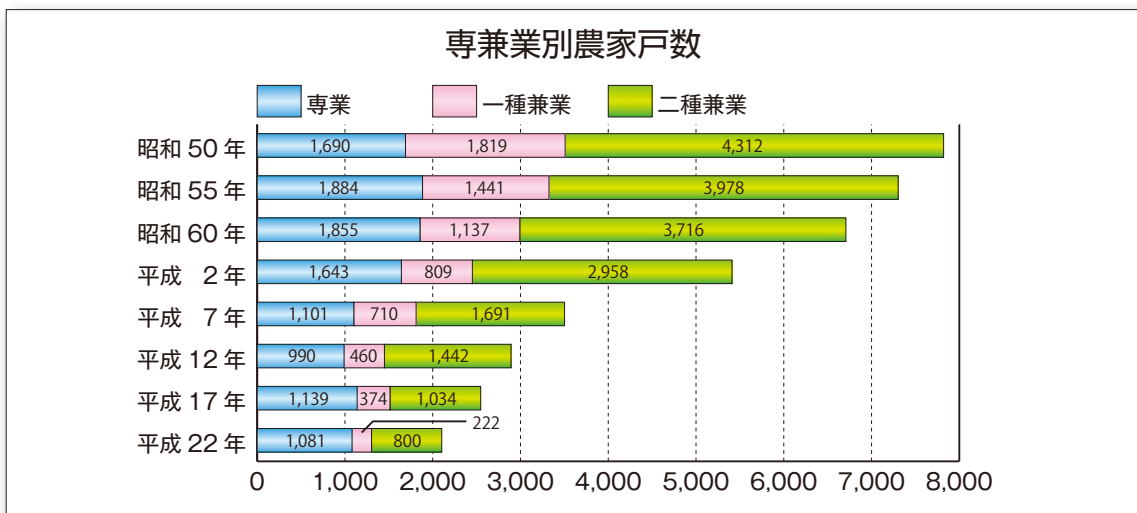
一方、農業粗生産額の6割を上回っている畜産は、輸入自由化に対応するためコスト低減などによる生産性の向上が求められており、優良家畜の導入や増頭、飼料自給率の向上、家畜防疫体制の強化などが課題となっています。

恵まれた本市の自然条件を残すためにも、持続可能な環境にやさしい産地づくりで安全・安心な食料基地、自然環境と調和した循環型社会の田園都市として出水市食料、農業及び農村基本条例に基づき農業振興を図る必要があります。

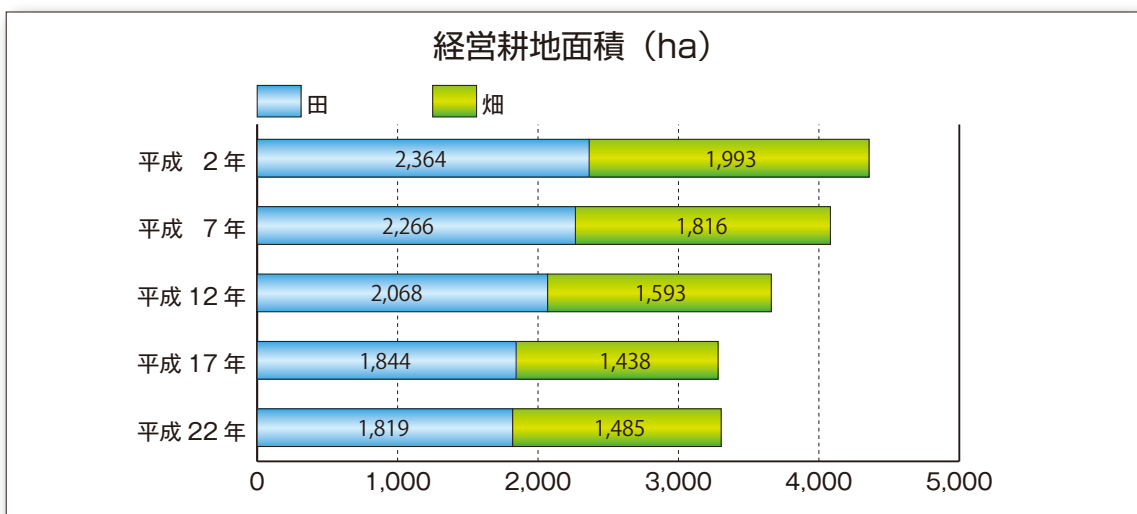
(※) 国際化 / TPP (環太平洋連携協定)、FTA (自由貿易協定)、WTO (世界貿易機関)



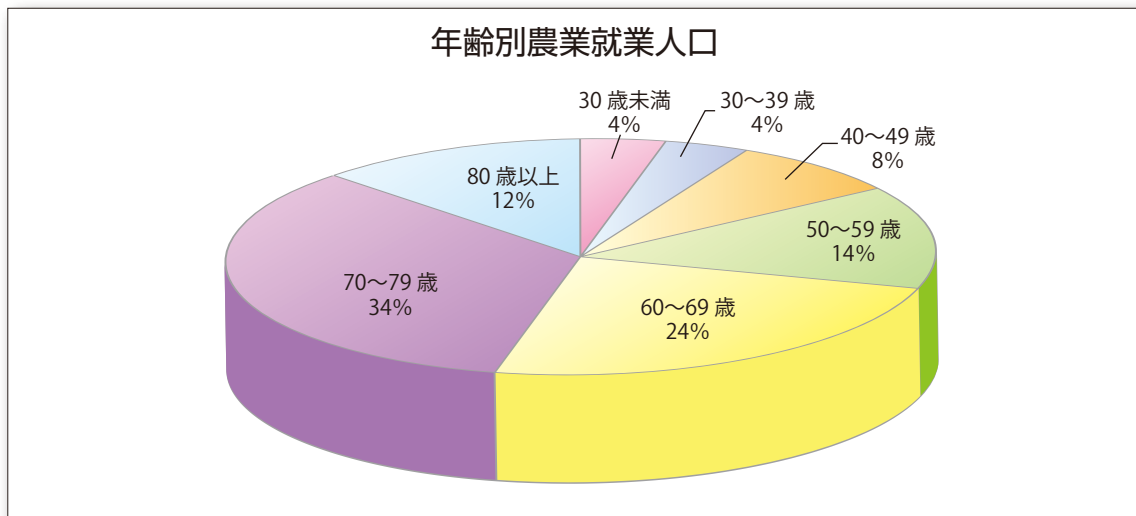
資料：農林業センサス



資料：農林業センサス



資料：農林業センサス



資料：農林業センサス

(耕種部門)

主な作目別作付面積の推移

(単位：ha)

	米 (陸稲を含む)	麦類	雑穀・ 豆類	いも類	野菜	果樹	工芸作物	花き・花木 その他
平成2年	2,000	353	185	327	719	986	270	811
7年	2,120	123	64	214	609	920	229	1,050
12年	1,840	71	56	157	620	893	205	1,050
17年	1,690	37	72	159	466	831	166	929
22年	1,623	22	34	230	516	769	124	960

主な作目別生産額の推移

(単位：百万円)

	米 (陸稲を含む)	麦類	雑穀・ 豆類	いも類	野菜	果樹	工芸作物	花き・花木 その他
平成2年	2,625	170	83	398	1,810	2,970	712	795
7年	2,771	19	26	337	2,180	3,604	675	2,448
12年	2,030	20	20	310	2,040	1,830	690	1,830
17年	1,535	6	12	349	1,425	1,981	526	1,476
22年	1,846	6	6	381	1,559	1,681	374	1,525

(畜産部門)

主要家畜の頭羽数の推移

(単位：頭、千羽)

	乳用牛	肉用牛	豚	鶏	
				レイヤー	ブロイラー
平成2年	730	12,200	38,700	2,127	2,522
7年	840	15,800	37,900	2,206	1,179
12年	710	16,500	45,900	2,534	1,314
17年	710	18,000	42,000	2,830	1,253
22年	513	15,881	42,703	2,331	1,808

主要畜産の生産額の推移

(単位:百万円)

	乳用牛	肉用牛	豚	鶏	計
平成 2 年	273	3,855	2,712	9,414	16,254
7 年	305	3,853	2,680	6,907	13,745
12 年	330	3,770	3,140	8,610	15,850
17 年	321	4,793	2,524	9,091	16,729
22 年	366	4,077	1,594	10,642	16,679

●基本的方向

農業の生産体制を整備するためには、地域農業を支える担い手農家や新規就農者等の経営体の育成が必要です。また、担い手の存在しない中山間地では、高齢者や兼業農家などを取り込んで、農作業受託や集落営農の体制づくりを進めます。

耕作放棄地の増加を防ぎ、優良農地を確保するために、農地の流動化及び団地化を進め、認定農業者への集積を図り、また、生産体制の強化のために、補助事業を活用し、省力化機械の導入や施設の近代化を図ります。

畜産経営においては、経営基盤を強化するため、規模拡大や新技術の導入、優良家畜への改良促進を図ります。また、自給飼料の確保や畜産環境の適正化、疫病等の進入防止など防疫体制を強化します。

経営基盤の強化を図るため、農業農村整備事業等を利用して老朽化した農業用施設を更新・改良するとともに、農地や農業用水などの資源の保全等を図るため、農地・水保全管理支払交付金の推進を図り、中山間地域においては、鳥獣害から農作物の被害防止に努めます。

産地間競争の激化した中で本市の農畜産物を有利販売するために、高収益作物の導入や重点品目を定め、ブランド化を図り、品目によっては高付加価値化を図ります。また、高速交通体系を活用

した販路拡大も進めます。

高齢化や人口減により中山間地は集落機能が低下してきていますが、これらの地域では話し合い活動を促進し、活力のあるむらづくりを進めます。また、失われつつある伝統芸能についても、復活や伝承により地域の農村文化の維持に努めます。

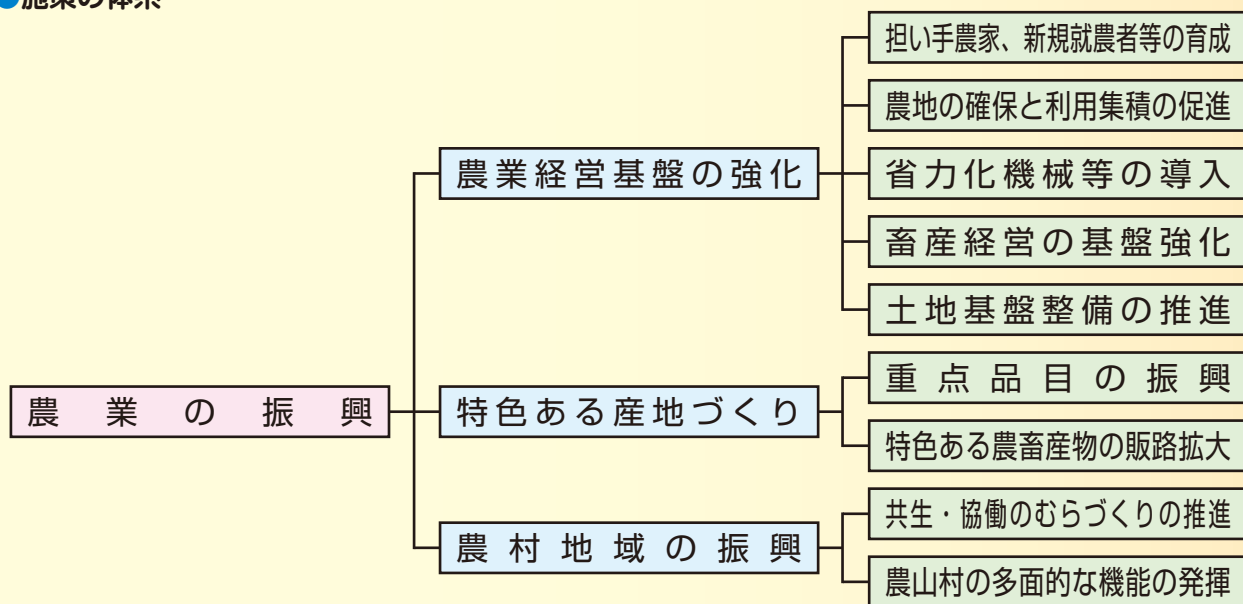
健康で豊かな食生活の普及・定着のための食育を推進するとともに、活力ある地域づくりのために都市住民との交流を促進しながら、美しい景観や地域住民による環境の保全を通じて、魅力ある地域づくりの推進を図ります。

これらの基本的方向については、出水市食料、農業及び農村基本計画に基づき、実施します。





● 施策の体系



● 施策の概要

1 農業経営基盤の強化

(1) 担い手農家、新規就農者等の育成

認定農業者制度の積極的活用及び出水市担い手・地域営農対策協議会の活動強化により認定農業者並びに担い手等の経営体の育成、強化を図ります。また、新規就農者、農業後継者の確保、女性農業者・高齢農業者など多様な農業の担い手の育成・強化を図るための環境づくりを行うとともに、農作業受託組織や集落営農の体制づくりを進めます。

さらに、農業生産法人化等による農業生産から販売・加工・観光農業等への農業経営の多角化の推進を図ります。

(2) 農地の確保と利用集積の促進

農地の有効利用を促進し、農地の流動化、団地化、ブロック・ローテーション化を進めながら、農業の担い手及び認定農業者への利用集積促進を図ります。

(3) 省力化機械等の導入

低コスト化で効率的な農業を推進するために、国・県の事業を積極的に活用して、省力化機械の導入や施設の近代化を図ります。

(4) 畜産経営の基盤強化

新技術の導入や家畜の改良の推進、経営規模拡大により経営基盤の強化を促進し、自給飼料の確保を推進するため、稲作農家と畜産農家による稲わらとたい肥の交換を進め、良質な粗飼料の生産で、飼料自給体制の確立を進めます。

また、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生予防・蔓延防止対策等の強化に努めます。

(5) 土地基盤整備の推進

農業農村整備事業等の導入により、農業用施設の整備・改良で土地基盤の整備を進めます。

2 特色ある産地づくり

(1) 重点品目の振興

野菜及び果樹における重点品目の面積拡大と植木・緑化樹及び畜産の生産振興を図り、栽培・飼養技術の改良や品質向上、高付加価値化など産地生産体制の強化を図り、かごしまの農林水産物認証制度への取組の推進等により安全・安心な農畜産物のブランド化を進めます。

また、新たな高収益作物を導入し、特産作物として産地形成を図り、地域特産品の掘り起こしも進めます。

(2) 特色ある農畜産物の販路拡大

高速交通体系を活用した販路拡大を関係機関とともに進めていきます。

また、担い手農家や兼業農家、高齢者等の生産する農畜産物を直売所等で販売促進するとともに消費者の多様化したニーズに応えるため、地元企業との連携による農産加工・流通・販売等のシステム構築や地場産業の育成に努め、併せて地産地消の推進を図ります。



3 農村地域の振興

(1) 共生・協働のむらづくりの推進

地域での話し合い活動を基本に、自主的な取組を支援して市民が共に協力し支え合う共生・協働の活力あるむらづくりを進めます。また、伝統芸能など地域に残る農山村文化をむらづくりの一環として継承を図ります。

(2) 農山村の多面的な機能の発揮

健康で豊かな食生活の普及・定着のための食育を推進し、農地や水などの豊かな農村環境の保全を通じて、美しい景観の形成で魅力ある地域づくりを進め、修学旅行生の受け入れなど都市住民との交流を通じた農家民泊などグリーン・ツーリズムの推進を図ります。



● 関係計画

計画名	策定年月日	計画期間	担当課
出水市食料、農業及び農村基本計画	H 24. 5.31	H 24～H 33（10年間）	農林水産課



第2節 林業の振興

●現況と課題

本市の森林面積は2万1,105ヘクタールで、市の総面積3万3,006ヘクタールの約64パーセントを占めており、そのうち民有林面積は1万2,418ヘクタールです。

民有林における人工林率は約70パーセントと高く、林齢は40年前後の森林が多く、良質な木材資源の充実を図るため、北薩森林組合を中心に策定している森林経営計画に基づき、除間伐等の保育事業を実施し、健全な森林づくりに取り組んでいます。

また、森林・林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷、労働力の減少、高齢化など極めて厳しい状況にあります。森林の持つ公益的機能が重要視されてきています。

このような情勢下において、林業の振興を図るため、林道、作業道等の整備、素材生産の機械化など生産基盤整備の促進が必要です。また、林業

従事者の就労条件の改善、後継者の育成や新規参入の促進など担い手の育成・確保を更に進めていく必要があります。

近年、国産材は、製材技術の向上、国際的な木材需要の拡大等により、需要が高まりつつあることから、地元産材の活用を図るため、施業の集約化、低コストで安定的な原木供給、ニーズに応じた最適な生産流通加工体制の整備強化が必要となっています。

特用林産物については、農林家の所得向上と山村における定住化を図るために大きな役割を果たしており、地域の特性を生かした振興を図る必要があります。

さらに、今後も森林のもつ水源涵養^{かん}、保健休養、地球温暖化防止機能などの公益的機能を十分に発揮できるような森林整備に努める必要があります。

所有形態別林野面積

(単位：ha)

区分	立木地			未立木地	更新 困難地	竹林	計	
	人工林	天然林	計					
国有林	6,229	2,315	8,544	123	0	20	8,687	
民有林	私有林	6,136	2,534	8,670	132	2	554	9,358
	市有林	2,104	513	2,617	19	7	9	2,652
	県有林	372	30	402	1	5	0	408
	計	8,612	3,077	11,689	152	14	563	12,418
合計	14,841	5,392	20,233	275	14	583	21,105	
占有率 (%)	70.3	25.5	95.8	1.3	0.1	2.8	100	

資料：平成22年度鹿児島県林業統計

保有山林面積規模別林業経営体^(※)数

単位：経営体

保有山林なし	3ha 未満	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha
2	2	20	10	8	3
30～50ha	50～100ha	100～500ha	500～1,000ha	1,000ha 以上	計
2	2	0	0	1	50

資料：2010年農林業センサス

保育事業の推移

(単位：ha)

年度 区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計
下刈	67	48	34	20	20	9	198
除間伐	424	373	383	367	483	104	2,134
枝打	9	16	10	8	4	1	48
計	500	437	427	395	507	114	2,380

●基本的方向

森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林の整備が必要となっています。そのため、補助事業等を活用し、除間伐等の推進や林道等の基盤整備を図ります。また、技術研修の受講促進、社会保障制度の助成等を行い、林業従事者の育成、確保に努めます。

北薩森林組合が取り組んでいる情報の共有化、施業の集約化を支援し、地元産材の安定供給を図ることにより需要拡大に努めます。

また、木材産業の振興と生産体制の強化を図る

ため、木材加工施設の整備等を行い、地元産材の需要拡大に努めます。

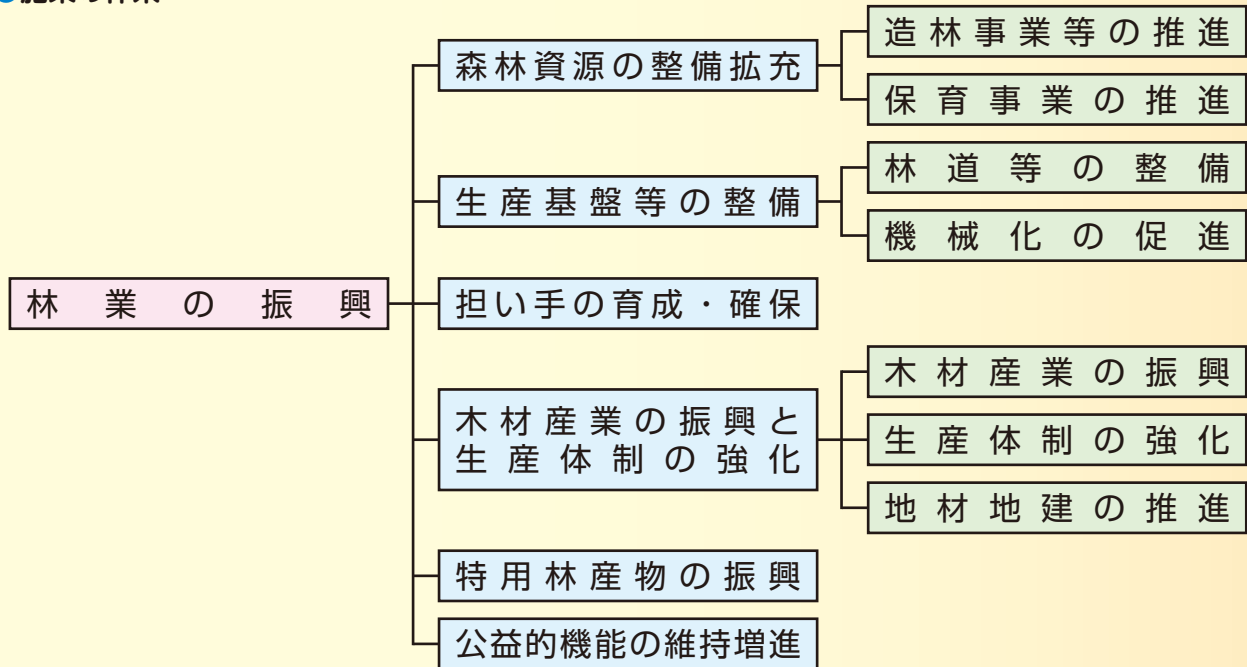
竹林改良や管理路の開設など生産基盤の整備を行い、生産量の安定化、品質の均等を図りながら、ブランド化に向けて取り組みます。また、その他の特用林産物についても生産技術や品質の向上を図ります。

さらに、市民ぐるみで森林を守り育てるため、森林教室や林業体験学習会への参加を促進し、森林の持つ多面的機能の普及啓発を図ります。

(※) 林業経営体／権原に基づいて育林若しくは伐採（立木竹のみを譲り受けて行う伐採を除く。）を行うことができる山林の面積が3ヘクタール以上の規模の林業（育成又は伐採を適切に実施するものに限る。）事業又は委託を受けて行う育林若しくは素材生産若しくは立木を購入して行う素材生産の事業のいずれかに該当する事業を行う者をいう。



●施策の体系



●施策の概要

1 森林資源の整備拡充

(1) 造林事業等の推進

豊かな森林資源を将来にわたり維持増進し、出水市森林整備計画に則した森林の造成、整備を図ります。

(2) 保育事業の推進

健全な森林を育成し、その有する多面的な機能を発揮するため、下刈、つる切り等をはじめ、特に除間伐については、適正な密度を保つよう積極的に推進するとともに、森林・林業の環境への貢献を一層助長するため、市有林内の「100年林の森」や長伐期施業林等の健全育成を図りながら、質・量とも充実した森林の造成を図ります。

2 生産基盤等の整備

(1) 林道等の整備

適正な森林施業の推進、木材生産の増大等を図るため、林道及び林業専用道、森林作業道の開設を推進するとともに、既設林道についても輸送力の向上と通行の安全確保を図るため、改良工事等を計画的に推進します。

(2) 機械化の促進

生産性の向上と低コスト林業の展開を図り、労働力不足に対応するため、高性能林業機械の整備拡充を図ります。

3 担い手の育成・確保

林業従事者の福利厚生の実、技術技能の向上及び労働安全衛生の実等を図ることにより、林業労働における就労条件を改善し、若年

労働者の確保を図ります。

林業事業体については、林業労働力確保支援センター業務の活用を通じて林業従事者の育成・確保に努めます。

また、後継者が安定して林業経営を維持できるように特用林産物との複合経営による生産振興を図ります。

4 木材産業の振興と生産体制の強化

(1) 木材産業の振興

関係団体と連携を図り、施業の集約化や低コスト作業システムの普及・定着の推進等による低コストで安定的な素材の生産体制づくりを進めるとともに、木材加工施設の整備を促進します。

(2) 生産体制の強化

地元産材を安定的に供給するため、林道等の基盤整備と併せ、森林情報のデータベース化を促進し、集約的な施業を行うことにより、北薩森林組合の木材共販所の有効活用を図ります。

(3) 地材地建の推進

木材の需要を増やし、地元産材の利用拡大を図るため、地元産材の認証制度及び木材関係者等と連携した「地材地建」の推進に努めます。

5 特用林産物の振興

生産者の高齢化や台風の被害により、荒廃竹林が見られることから、講習会、竹林改良や集出荷施設の整備を進め、早掘りタケノコのブランド化を目指すとともに、鹿児島いずみ農業協同組合等と連携して販路の拡大に努め、生産振興を図ります。

また、シイタケについては、生産者組織の育成、原木の生産拡大を推進し、センリョウ等その他の特用林産物についても産地化の条件整備を図ります。

6 公益的機能の維持増進

国土の保全や災害の防止、水源涵養^{かん}など公益的な機能を高度に発揮できるよう、健全な森林の育成に努めるとともに、森林教室等への参加促進や市民ボランティアによる下刈り等を行い、市民に森林が果たす公益的機能についての普及啓発を行います。

また、小原山市民の森、高野山公園等の森林とふれあい、憩える場の維持管理に努め、保健休養のための森林整備を図ります。

●関係計画

計画名	策定年月日	計画期間	担当課
出水市森林整備計画	H 22. 3.31	H 22 ～ H 31 (10年間)	農林水産課



第3節 水産業の振興

●現況と課題

本市の海面漁業は、小規模な沿岸漁業が主体であり、クルマエビ、ヒラメ等の種苗放流など自然を生かした栽培漁業の展開とノリ養殖業の振興を図っています。

しかし、水産業を取り巻く環境は、水産資源の減少や魚価の低迷、生産コストの増大、漁業者の高齢化など依然として厳しい状況が続いています。

このようなことから、北さつま漁業協同組合とも連携を取りながら、つくり育てる漁業をより一

層推進し、水産資源の維持・増大を図ることが重要です。

また、水産物の安定供給及び価格の安定化を図るため、漁業施設、流通関連施設や流通情報の整備を図る必要があります。

内水面漁業は、毎年、アユをはじめ、ウナギ、モクズガニ等を放流し、また、ブラックバス、カワウ等の食害生物の駆除を行うなど資源増殖に努めており、引き続き魚道等の環境整備や種苗放流等による資源確保に努める必要があります。

年度別・トン別漁船規模の推移

(単位：隻)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
0.1～1 t未満	60	57	54	53	48	47
1～3 t未満	129	115	108	108	104	92
3～5 t未満	61	60	60	59	55	47
5～10 t未満	7	7	7	6	5	4
10～15 t未満	1	1	1	1	1	1
15～20 t未満	0	0	0	0	0	0
20 t以上	0	0	0	0	0	0
合計	258	240	230	227	213	191

資料：北さつま漁業協同組合出水支所

年度別生産額

(単位：千円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
生産額	329,320	362,813	312,354	358,871	345,719	310,768

資料：北さつま漁業協同組合出水支所

男女別・年齢別漁業者数

(単位：人)

	15-19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
男	2	6	6	13	40	62	129
女	0	4	0	6	19	18	47
合計	2	10	6	19	59	80	176

資料：2008年漁業センサス

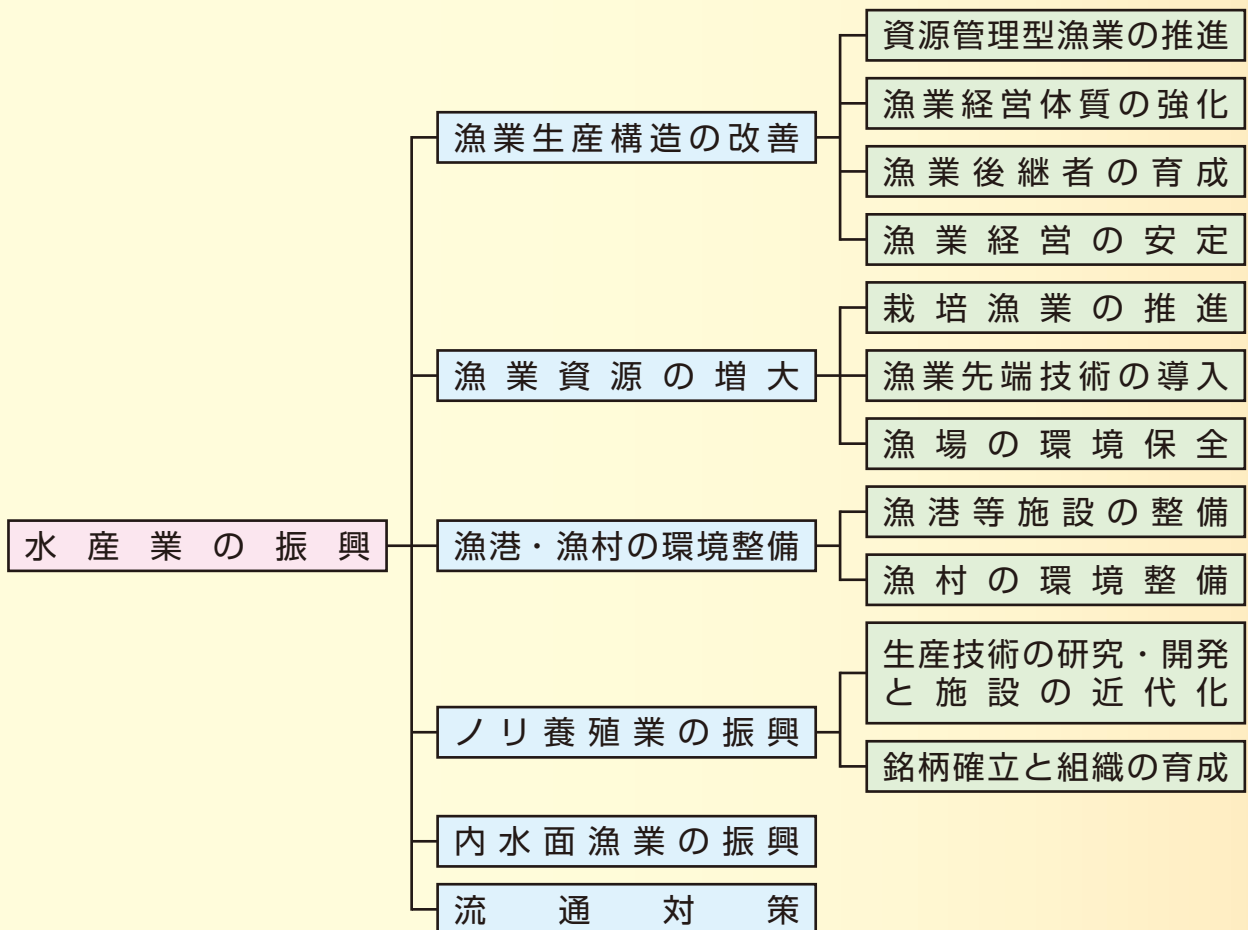
●基本的方向

本市の漁業は、水産資源の減少や漁業者の高齢化により経営が不安定であることから、環境生態系保全活動及び放流事業の拡充によって、資源管理型漁業の振興を図り、また、漁村活性化のため後継者の育成を推進し、水産物の安定供給及び価

格安定化を図るため、流通情報システムの整備を促進します。

内水面漁業については、魚道、産卵場整備等の環境整備、種苗放流、食害生物の駆除による資源確保等に努めます。

●施策の体系





● 施策の概要

1 漁業生産構造の改善

(1) 資源管理型漁業の推進

鹿児島県漁業調整規則に基づき、ヒラメやマダイ等の体長による捕獲制限及び網目規制等の措置を行うほか、繁殖保護策として、魚の繁殖期の休漁期間等、漁場管理体制の整備を図ります。

(2) 漁業経営体質の強化

漁業生産意欲の向上を図るため、地域特性を生かした銘柄確立及び活魚販売に伴う活魚水槽の整備を進めます。

(3) 漁業後継者の育成

漁港、漁場の環境整備を進め、漁業者の生産意欲の向上を促進し、後継者の確保育成を図ります。

(4) 漁業経営の安定

機器導入、生活改善及び経営の安定を図るため、漁業近代化資金融資に係る支援を図ります。

2 漁業資源の増大

(1) 栽培漁業の推進

栽培漁業の推進を図るため、クルマエビ、ヒラメ等を中心とした稚魚の放流事業を積極的に推進します。

(2) 漁業先端技術の導入

各研究機関等の技術導入により、魚類の研究開発及び保護増殖を推進します。

(3) 漁場の環境保全

漁場環境保全のため、広葉樹植栽による森林の保全、河川の浄化に努めます。

さらに、環境生態系保全活動に取り組み、藻場や浅場の回復に努めます。

また、毎年実施されるクリーン作戦への市民

参加を更に推進し、環境整備への意識を高めるとともに、八代海沿岸の各市町村や関係機関との連携を取りながら、漁場の環境の保全を図ります。

3 漁港・漁村の環境整備

(1) 漁港等施設の整備

名護漁港は、漁業者の生産活動や水産物流通の拠点として地域の実態に即した整備を進めるとともに、野口、桂島漁港をはじめ、福ノ江等の船溜まりについても整備を図ります。

(2) 漁村の環境整備

豊かで活力ある漁村の形成を目指し、漁港機能の増進と周辺漁業集落における生産環境の整備を図ります。

4 ノリ養殖業の振興

(1) 生産技術の研究・開発と施設の近代化

漁場の適正管理及びノリ反数の現状維持を行い、品質や収量向上の研究に努めながら、生産加工施設の近代化を促進します。

(2) 銘柄確立と組織の育成

出水ノリとしてのブランド化を積極的に進め、経営の協業化を推進します。

5 内水面漁業の振興

資源確保のため、広瀬川漁業協同組合や高尾野内水面漁業協同組合が行う各種放流事業や食害生物駆除事業等を支援します。

森林の水源涵養機能を高度に発揮するため、山林への植林などを行うとともに、クリーン作戦等の河川美化運動を推進します。

関係機関と一体となり、親水施設等の充実拡大を図るとともに、魚類に親しむ各種イベント

を企画します。

6 流通対策

北さつま漁業協同組合と連携して、高速交通網を利用した活魚やノリの加工品を県内外に幅広く販売できるような体制づくりを促進するとともに、特産魚種のブランド化や有利販売につながる市場等の流通情報収集など、水産物の安定供給及び価格安定化を支援します。





第4節 商業の振興

●現況と課題

本市の商業活動を見ると、既存の商店街による商業集積による活動と幹線道路沿いに集積している大規模小売店舗による商業活動、そして各地域にある従来からの個店に大別されます。

大型駐車場を完備した幹線道路沿いの大規模店は、市内のみならず市外からも順調に集客している反面、既存の商店街においては、経営者の高齢化や後継者不足等から空き店舗の増加が進んでいる状況です。

本市の商業規模は、平成19年の商業統計によると商店数771店（飲食店を除く）、従業員数4,190人、年間総販売額922億6,658万円となっており、前回調査の平成14年と比べるといずれも減少傾向にあります。

また、商店が集中している本町地区は、市内外から集客しておりにぎわいがありましたが、大規

模小売店舗の増加等に伴い売上も減少している状況です。

このような厳しい状況下にはありますが、全線開業した九州新幹線（鹿児島ルート）や建設が進む南九州西回り自動車道など、交通網の整備を好機と捉え、中心市街地の都市機能やまち・商店街そのものの魅力を高め、大規模小売店の客を誘導できるような商業ゾーンを形成することは極めて重要な課題です。

市内に数箇所ある特産品販売所などは、地域産業の振興や地産地消に貢献をしており、引き続き堅調な推移をしていくものと期待されるところで

市内の事業所数等の状況

	平成14年	平成19年	増減数
事業所数	810	771	△39
従業者数（人）	4,303	4,190	△113
年間商品販売額（万円）	9,369,178	9,226,658	△142,520

資料：商業統計調査

●基本的方向

商業振興のためには、各個店の消費者ニーズに応えるための自助努力が不可欠です。

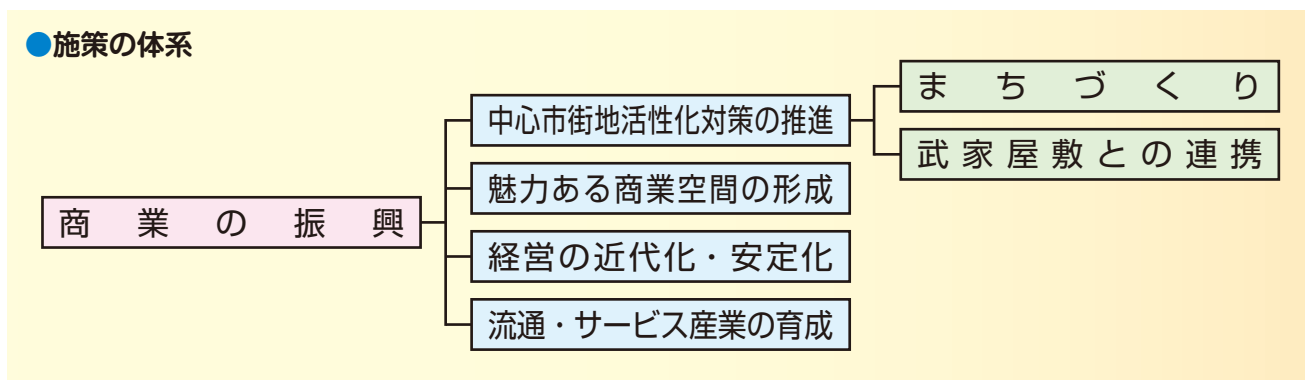
そのため、大型店の集客力と連動しながら、特色のある個店・商店街づくりを進め、地域コミュニティ機能を今以上に活性化させ、地域と一体となった商店街づくりに取り組みます。

また、更に魅力的な個店の展開と商店街づくり

のため、商工会議所、商工会など各団体との協調の下、経営の近代化、合理化、商品知識の向上を図るために研修会等を開催し、併せて融資制度の活用などを促進します。

本市の商業活動の中核をなしてきた本町商店街は、出水麓伝統的建造物群保存地区の景観にふさわしい魅力ある商店街・商業ゾーン形成を、県道整備と併せて進めます。

なお、高速交通体系の整備により、交通の要衝としての機能が高まることから、流通・サービス産業の立地・育成を図ります。



● 施策の概要

1 中心市街地活性化対策の推進

(1) まちづくり

都市計画や道路整備計画などを基に関係機関等と連携して、にぎわいのあるまちづくりを推進します。

(2) 武家屋敷との連携

隣接する武家屋敷群と連携する回遊性のある商店街づくりを関係者と連携して取り組みます。

2 魅力ある商業空間の形成

既存商店街の空き店舗対策として奨励金の活用など、地域社会との調和のとれた商業・サービス空間づくりを推進します。

3 経営の近代化・安定化

出水市中小企業融資制度や県融資制度を利用された方に対する利子や保証料の一部を補助することで経営の近代化・安定化を図るとともに、起業家育成のための支援など商工業関係者と連携しながら雇用の維持・増加に努めます。

4 流通・サービス産業の育成

高速交通網の整備に対応した流通産業の充実と、北薩地区の中核都市としての機能の充実を図るため、育成・強化に努めます。





第5節

工業の振興

●現況と課題

本市の工業の状況は、平成22年の工業統計調査によると事業所数101か所（従業員4人以上の事業所。以下同じ）、従業者数3,688人、出荷額674億6,070万円となっており、これを平成18年と比較すると、事業所数で11パーセント、従業者数で20パーセント、出荷額で39パーセントの減になっています。原因としては、平成21年のパイオニアプラズマディスプレイやNEC液晶テクノロジーの撤退が大きく影響を及ぼしており、一日も早い両工場跡地への企業進出を促進することが必要です。

企業誘致については、産業の振興、雇用の増大など地元経済に及ぼす影響は極めて大きなものがあり、高速交通体系の整備により輸送事情が飛躍的に改善されることや、史上最高値を更新した円高により、製造業者は拠点を海外へ移していることから、製造業のみならず、その他の業種にも誘致対象を広げ、積極的に本市を売り込んでいく必要があります。

これまで、企業誘致のため、工業立地奨励補助金や設備投資を行う企業に対しての課税免除、また、中小企業振興資金融資に対する利子補給や平成22年度に創設した地場産業起業支援事業による補助金等の助成措置を実施していますが、情報提供等に伴う市独自の誘致活動の検討を行い、引き続き地場産業との共同事業の推進、異業種交流などを通じた付加価値の高い製品開発が望まれます。

●基本的方向

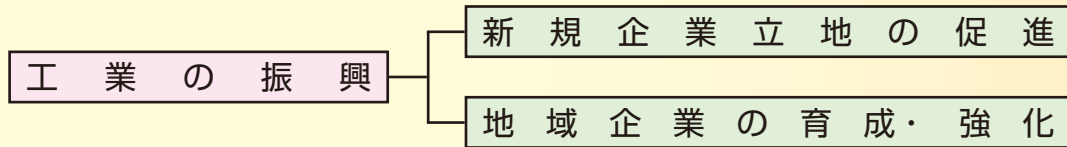
平成21年のパイオニアプラズマディスプレイやNEC液晶テクノロジーの撤退による本市人口の減少や産業の衰退により、雇用の場の確保は本市の最も大きな課題の一つとして捉え、企業進出を積極的に促進します。

また、高速交通体系の整備など本市を取り巻く企業誘致の環境は整いつつあることから、本市の立地環境や誘致企業への優遇措置等について積極的なPR活動を行い、県や関係機関と連携しながら、地域経済の発展に貢献する優良企業の誘致を推進するとともに、地元企業の規模拡大を支援します。

地場産業については、豊富な農林水産物を加工した裾野の広い産業への脱皮を図るとともに、観光産業と連携した新たな製品開発を促進します。

既存企業については、設備の近代化、協業化、共同化などの経営改善を支援し、異業種間交流による高付加価値化を推進します。

● 施策の体系



● 施策の概要

1 新規企業立地の促進

高速交通体系の整備に合わせた主要幹線道路の整備、工業用水の確保、労働力の養成・確保や従業員の生活環境整備等、進出企業が魅力を感じる環境基盤整備を計画的に進め、必要な助成策を充実します。

また、パイオニアプラズマディスプレイ及びNEC液晶テクノロジー工場跡地への企業進出を積極的に促進します。

さらに、波及効果の高い先端技術産業の誘致を中心にして、国内のみならずアジア圏域を見据えた製造業以外の業種にも誘致対象を広げて、県や関係機関と連携して積極的な誘致を図ります。

2 地域企業の育成・強化

既存の誘致企業や地元企業については、協業化、共同化、高度化などによる経営近代化を進め、金融面の支援により体質強化を図ります。

また、地産地消による新たな農産加工品・特産品の開発を進め、既存の販売施設を活用してPR活動に努めるとともに、急速な技術革新や産業の情報化に対応できる人材育成のための研修制度を拡充します。



第6節

観光の振興

●現況と課題

今日の観光は、団体旅行から個人・グループ旅行に移行するとともに、都市型観光や体験型観光など旅行ニーズも多様化してきています。また、観光は総合産業といわれ、地域経済や文化に広範な波及効果をもたらし、観光の振興は地域の活性化やイメージアップに大きな役割を果たすものです。

本市は、特別天然記念物のツルに代表される自然景観、国の重要伝統的建造物群である麓武家屋敷群、野間之関跡、感応禅寺等の歴史的・文化的資源、また、白木川内温泉、湯川内温泉等の温泉資源、そして海洋公園、東光山公園、小原山市民の森、高野山公園等のレクリエーション施設など、さまざまな観光資源に恵まれていますが、本市の観光は季節限定型観光が主力を占めていることや観光客の大半が通過型の日帰り客であり、地域経済への波及効果や人的交流が少ないのが現況です。

このようなことから、自然・歴史・文化・温泉・レクリエーション施設など本市のさまざまな観光資源を最大限に整備・活用するとともに、地域の特性を生かした新たな観光資源の開発、観光客のニーズに対応した観光宣伝、魅力ある参加・体験型の観光イベント等の開催を図る必要があります。

さらに、平成23年3月に全線開業となった九州新幹線（鹿児島ルート）や現在、整備が進められている南九州西回り自動車道の高速交通網を生かし、本市を拠点とした広域的な観光資源のネットワーク化を図りながら、にぎわいと活力にあふれるまちづくりに行政と民間が一体となって取り

組んでいく必要があります。

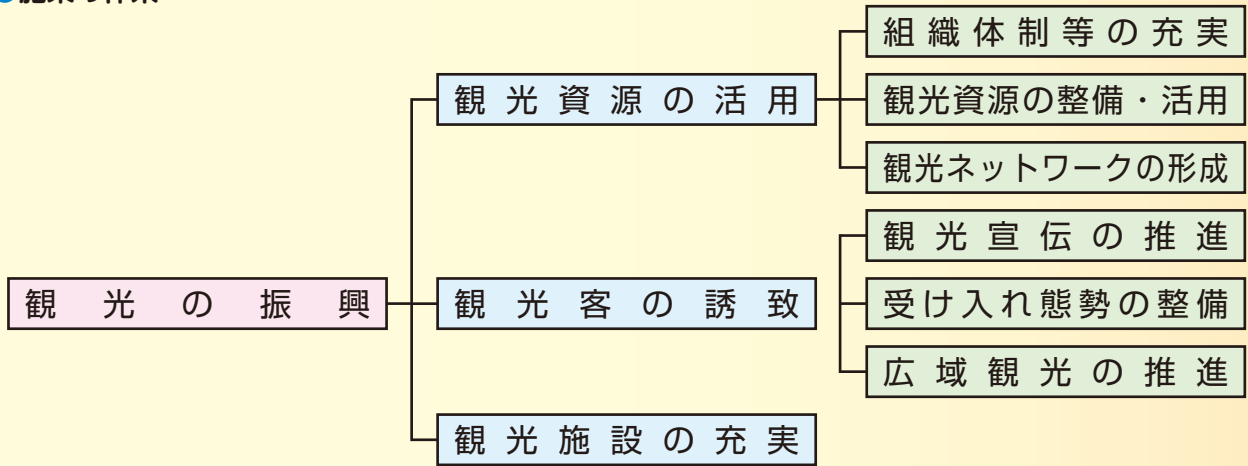
●基本的方向

豊かな自然や歴史的環境などを整備し、本市の特性を生かした観光地としての魅力づくりを進め、組織体制等の充実、観光資源の整備、観光ネットワーク・広域観光ルートの形成を図り、点から線、線から面へと有機的に結び、通年型観光及び滞在型観光の実現に努めます。

また、観光客の誘致を図るため、観光客のニーズに応じた観光資源の活用や、観光客を温かく迎えるための受け入れ態勢の整備を推進するとともに、観光客が快適に滞在し、市民との交流ができるよう観光施設の充実にも努めます。



● 施策の体系



● 施策の概要

1 観光資源の活用

(1) 組織体制等の充実

出水市観光協会など観光関連団体の組織体制の強化を促進し、観光振興の取組やイベント等の充実を図ります。

(2) 観光資源の整備・活用

ア 麓武家屋敷群及びツル観察センターについては、施設等の整備・活用を図るとともに、魅力ある観光施策を推進し、観光客数の増加に努めます。

イ 海洋公園、東光山公園、小原山市民の森、上場高原、高野山公園等をそれぞれの特色を生かした観光施設として整備を図ります。

ウ ツルマラソン大会、鶴駅伝大会、中の市、桜祭り、夏祭り、麓まつり、オールドカーフェスティバル、ツルのまちウォーキング大会など、市民のみならず多くの観光客の参加を促すため、積極的な情報発信に努めるとともに、リピート性を高める工夫を行い、より魅力あるイベントとして充実・発展に努めます。

エ 新たな観光資源としては、身近な暮らしの中にある観光客の興味を引くようなまちの宝を発掘し、関係団体等とも調整を行いながら整備を図ります。

オ 地域の特産品である農水産物や産業製品については、特産品協会と連携しながら各地で行われる物産展、インターネット等を活用した情報発信に努め、販路拡大を図るとともに、伝統的な技術を生かした特産品、郷土色豊かな土産品、料理などの研究開発を図ります。

カ グリーン・ツーリズムなど個人の興味や関心を喚起するような体験型観光の推進をはじめ、アユ漁などの伝統行事への参加ツアーの実施や、観光農園など地域産業の連携による参加・体験型観光の振興を図ります。

(3) 観光ネットワークの形成

自然・歴史・文化・温泉・レクリエーション施設など本市のさまざまな観光資源をネットワーク化させた観光ルートの設定を図るとともに、九州新幹線（鹿児島ルート）及び南九州西回り自動車道の高速交通網や肥薩おれんじ鉄道



を生き、近隣市町の観光資源と連携した北薩摩観光ルートの形成に努めます。

2 観光客の誘致

(1) 観光宣伝の推進

観光関係団体及び観光コンシェルジュ等と協働した観光客誘致を図るとともに、観光ニーズに対応した観光パンフレット、観光ポスター、外国語パンフレットなどの作成や、テレビ、新聞、雑誌などのマスメディアや観光案内所、観光物産展、インターネットなどあらゆる広報媒体を活用した宣伝活動に努めます。

また、各種イベント、大会等の誘致を図り、交流人口の増加に努めます。

(2) 受け入れ態勢の整備

ア 観光客が訪れたいまちは、市民が住んでいたいまち、誇りが持てるまちであることを認識し、観光客を温かく迎え入れ、また来たいと思ってもらえるように、市民一人一人の意識の啓発を図るなど、もてなしの心の醸成に努めます。

イ 観光客が気軽に周遊できるように、分かりやすい観光案内板等の整備充実を図ります。

ウ 観光ボランティアや、歴史・文化・自然などを紹介する語り部等の育成など、観光客に対する案内態勢の充実を図ります。

(3) 広域観光の推進

近隣市町と連携し、本市のみならず周辺市町の魅力ある観光資源をセットにして情報発信するとともに、九州新幹線出水駅を活用した新たな広域観光ルートなどによって、観光客の増加を図ります。

また、県内で国の重要伝統的建造物群保存地区を有する南九州市、薩摩川内市と連携し、出水麓武家屋敷群への観光客誘致に努めます。

3 観光施設の充実

宿泊態勢の充実を図り、観光客が快適に利用・宿泊できるよう、旅館業組合との連携を強化します。

また、総合観光ステーション及び市内の物産販売所において、特産品等の展示販売や観光案内の機能を充実させるために、ネットワーク化を推進します。



鶏肉・鶏卵生産日本第2位の
鹿児島県出水市で開発された新・親子メニュー

新ご当地グルメ

**いずみ親子
ステーキごはん**

出水の
OMOTENASHI 料理

(チキンサラダ・たまごスープ付き)
商標登録 第 5434397 号

これが
「いずみ親子ステーキごはん」
鶏肉(鶏)は焼いて食べる。そして、鶏卵(子)は卵かけごはん
で食べる。このシンプルな親子の組み合わせに、鶏サラダ(チ
キンサラダ)と子スープ(たまごスープ)をつけた、これまでに
なかった、まったく新しい親子メニューです。

定価
1200円
(税込)

鶏肉(鶏) 鶏卵(子) 鶏卵(子) 鶏卵(子)
鶏サラダ(チキンサラダ) ミニご飯
ごはん(卵) 鶏卵(子) 鶏卵(子) 鶏卵(子)
子スープ(たまごスープ) デザートなど

鶏のまち
鹿児島県出水市

第7節 雇用の安定と勤労者福祉の充実

●現況と課題

本市は、2大企業であったパイオニアプラズマディスプレイとNEC液晶テクノロジーが相次いで撤退したこと、さらに、他の企業においても経済不況の影響を受けており、有効求人倍率が全国でも最低の0.22を記録しました。

現在は、国の施策等を活用し雇用支援を行った結果、有効求人倍率も徐々に回復していますが、今後も公共職業安定所など関係機関と連携した雇用対策が求められています。

障害者については、自立を促すために雇用の確保に努める必要があり、事業所と福祉関係者がいかに連携協調して雇用促進を図るかが課題といえます。

また、働く婦人の家などの勤労者福祉施設については、教養講座や趣味の講座、サークル活動等に活用され、生涯学習としての機能も担いながら利用されていますが、今後は他の文化教養施設等と重複する事業内容等を見直しながら、より良い施設整備や魅力的な運営を図る必要があります。

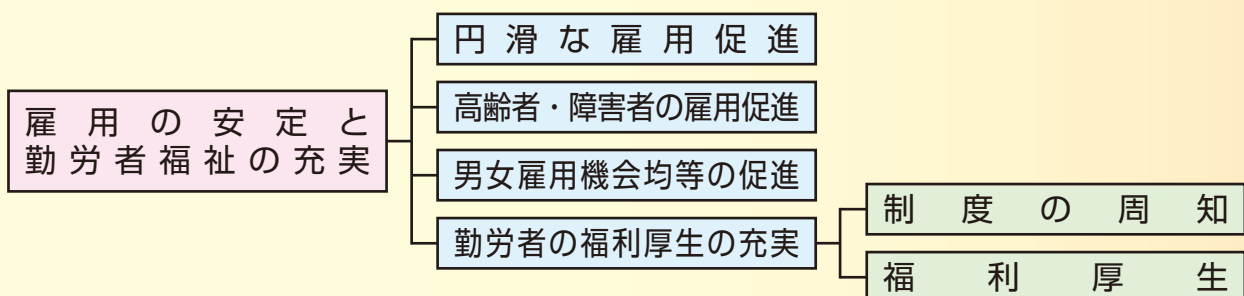
●基本的方向

パイオニアプラズマディスプレイ等の工場跡地を含めた工業用地に雇用力のある企業を誘致し、市民の安定した雇用の場の確保に努めるとともに、地場企業の振興による新たな雇用の確保に努めます。

市民一人一人が勤労意欲を高めるために、各種講座開設など勤労者福祉施策の充実を図ります。

障害者、女性及び高齢者の働く場の確保のために、各企業や関係機関と連携し、雇用機会の拡大に努めます。

●施策の体系





● 施策の概要

1 円滑な雇用促進

職業能力の開発や基金事業の活用など、公共職業安定所と連携しながら就業施策の充実を図ります。

2 高齢者・障害者の雇用促進

高齢者や障害者の雇用機会が確保されるよう関係機関との連携を深め、障害者の法定雇用率等の周知を図ります。

3 男女雇用機会均等の促進

職場等において男女が平等に雇用されるよう関係機関との連携に努めます。

4 勤労者の福利厚生充実

(1) 制度の周知

市内事業所に対し、育児休業や介護休業等の制度の周知・啓発に努めます。

(2) 福利厚生

働く婦人の家等の施設において各種講座を開設し、また、他の市の施設（生涯学習関係部局）とも連携しながら勤労者の福祉向上に努めます。

第6章

住民と行政が協働するまちづくり

- ◎第1節
住民参画の推進
- ◎第2節
男女共同参画の推進





第1節 住民参画の推進

●現況と課題

少子・高齢化やライフスタイルの多様化により、行政への市民の意見、要望等は、生活の基本に根ざすものが多くなってきています。

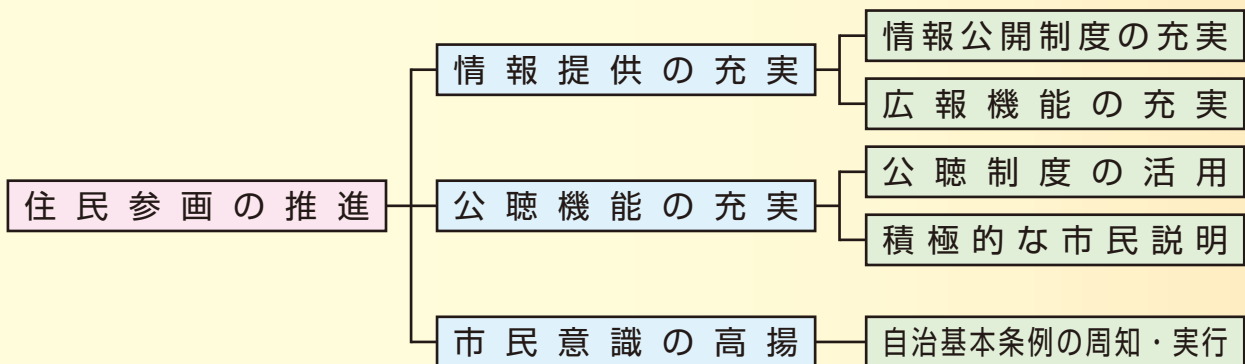
今後の行政運営に当たっては、自治基本条例が施行されたことに伴い、市民が市政に参画しやすく自主的・意欲的な発言や行動が生まれやすい環境の整備や体制づくりを推進し、今後も引き続き当該条例の実効性が高まるよう努めていかなければなりません。

このようなことから、行政活動の目的又は目標を明らかにし、施策の実施のための手続や決定のプロセスについても積極的に説明や働きかけを行い、市民と行政が共に考え、施策の達成効果が市民ニーズにつながるよう努める必要があります。

●基本的方向

行政の側から積極的に情報を提供するとともに、市民が自主的・意欲的に考え行動できるような環境を整え、市民と行政が一体となって取り組む「共生・協働のまちづくり」を進め、市民生活の向上につながる効果的な事業の展開と市民が主役の温かさの伝わるまちづくりを目指します。

●施策の体系



● 施策の概要

1 情報提供の充実

(1) 情報公開制度の充実

公文書の開示を求める市民の権利を尊重し、情報公開制度が市民にとってより利用しやすい制度になるよう、定例的な内容の開示請求については手続を簡略化するなど制度面及び運用面の充実を図り、情報の共有化に努めます。

(2) 広報機能の充実

必要な情報を十分に、また、適切な時期に提供できるよう、広報紙、ホームページ等をはじめとした広報手段及び広報内容の充実を図ります。

2 公聴機能の充実

(1) 公聴制度の活用

市政モニター、パブリックコメント手続、市政座談会、市長への手紙等の制度を活用し、市

民の意見、要望、提案等が行政に十分に伝えられるよう努めます。

(2) 積極的な市民説明

市民の意見、要望、提案等を政策にどのように反映していくのか、また、政策を実現していく上でどのような課題があるのかなどについて、市政モニター等の公聴制度を活用して行政側の考えを責任をもって説明するよう努めます。

3 市民意識の高揚

自治基本条例の周知・実行

市民の市政参画を推進するため、市民と行政がそれぞれ果たすべき役割を定めた自治基本条例の周知に努め、市民、市議会及び市が共通の意識を持ち、三者が協働して出水市の自治を推進します。



● 関係計画

計画名	策定年月日	計画期間	担当課
出水市自治基本条例	H 21. 9.30	H 22 ~	企画政策課



第2節 男女共同参画の推進

●現況と課題

我が国においては、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が公布・施行され、同法に基づき平成12年12月に男女共同参画基本計画が閣議決定、さらに、平成17年12月に基本計画（第2次）、平成22年12月に第3次基本計画が閣議決定されるなど、男女共同参画社会実現に向けたさまざまな取組が進められてきました。

しかしながら、男女平等の社会的制度は整備されつつあるものの、性別による固定的な役割分担意識は解消されたとはいえず、これに基づく社会通念や慣行が一部においては、いまだ残っています。

本市においても、平成20年3月に出水市男女共同参画計画を策定し、計画に基づいた取組を行っているところですが、男女共同参画の理念は

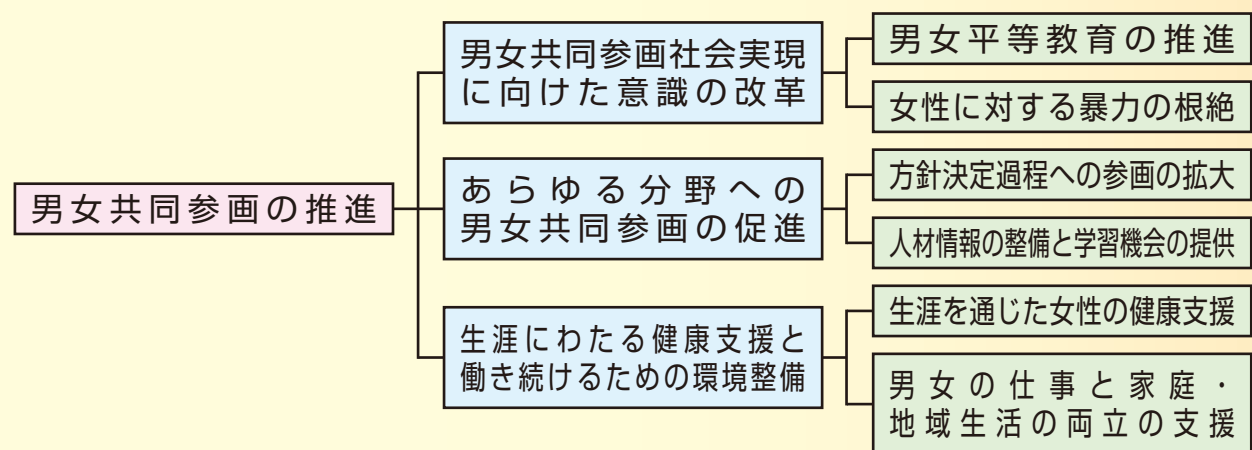
十分に浸透しているとはいえず、男女共同参画の視点に立った施策等の見直しを行い、市民と一体となって意識の改革に取り組む必要があるため、あらゆる分野への参画を進め、性別にとらわれることなく、一人一人の個性と能力を発揮することができる環境の整備が求められています。

●基本的方向

性別による固定的な役割分担意識を是正し、男女共同参画の視点から制度や慣行などを見直し、一人一人が個人として尊重される社会の実現を目指します。

平成20年3月策定の出水市男女共同参画計画の推進に当たっては、市民と一体となった取組を進め、事業の進捗状況を把握し必要に応じた見直しを行います。

●施策の体系



● 施策の概要

1 男女共同参画社会実現に向けた意識の改革

(1) 男女平等教育の推進

学校、家庭、職場、地域社会などあらゆる場において男女共同参画の視点に立った教育を推進し、学習機会の充実を図ります。

(2) 女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識を浸透するための広報・啓発に努めるとともに、暴力の発生を防ぐ環境づくりについても関係機関等との連携を強化し、相談・支援体制の整備に努めます。

2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

(1) 方針決定過程への参画の拡大

男女が対等に意見を出し合い、さまざまな立場の人の意見が反映できるよう、市の各種委員会、審議会等のあらゆる分野に女性の登用の拡大を図り、方針決定過程への女性の参画を促進します。

(2) 人材情報の整備と学習機会の提供

あらゆる分野での女性の人材に関する情報収集や発掘に努め、学習機会を提供するなどの人材育成や人材のネットワーク化を図るなど、市民と一体となった取組を進めます。

3 生涯にわたる健康支援と働き続けるための環境整備

(1) 生涯を通じた女性の健康支援

妊娠や出産の可能性を持つ女性の身体的特性を踏まえた健康問題に対する理解を深めるとともに、生涯を通じた健康支援のために、それぞれの段階に応じた健康教育や相談体制等の充実を図ります。

(2) 男女の仕事と家庭・地域生活の両立の支援

仕事と家庭の両立を支援する法律・制度等の周知・定着に努め、保育サービスの提供や地域におけるサポート体制等の充実を図るなど、職場や家庭、地域における活動に参加しやすい環境づくりを進めます。



● 関係計画

計画名	策定年月日	計画期間	担当課
出水市男女共同参画計画	H 20. 3	H 20 ~ H 29 (10年間)	企画政策課



第7章

健全で効率的な行財政運営を 推進するまちづくり

- 第1節
時代の変化に対応した
行政運営体制の構築
- 第2節
公共施設の適正配置と整備
- 第3節
健全な財政運営の確保
- 第4節
民間活力の導入





第1節

時代の変化に対応した行政運営体制の構築

●現況と課題

少子・高齢化の急速な進行、高度情報化の進展、環境問題の顕在化など社会経済情勢の変化に伴い、行政に対する市民の視点はより多様化し、高度化してきており、加えて地方分権の流れの中で、市民に身近で最も基礎的な地方公共団体である市町村の果たすべき役割はますます大きくなり、かつ、高まってきているといえます。このような中、本市は、コスト意識や成果重視など経営感覚を持った行政運営と効率的な組織運営のため、政策調整機能を担う係を各部主管課に設ける等の組織機構の改編を行ってきました。

今後更に多様化し、高度化する市民ニーズに迅速かつ的確に 대응していくためには、施策の策定や展開に合わせて組織を絶えず進化させていくことが必要です。

そのためには、簡素で効率的な組織に再編し、併せて各部門への権限移譲を進めるとともに、目標達成に向け各部門がそれぞれ責任をもって施策を企画立案し、実行していくことが求められます。

一方、通常事務は、職員の負担を軽減するため、できる限り簡素化・効率化を図ることが必要です。そのためには、市民サービスを提供する開庁時間の見直しや内部の共通事務について事務改善、事務効率を目指すための取組が必要になってきます。

さらに、各行政分野で自治体間競争が激化する

中、個性あふれる独自の市政運営を行っていくためには、事務事業のスクラップ・アンド・ビルド^(※)を積極的に推進しつつ、それを担う職員の意識改革と能力開発を促し、時代の要請や市民ニーズに的確かつ迅速に応えられる人材を育成することが、喫緊かつ重要な課題となっています。

●基本的方向

限られた行政経営資源で最大の効果を上げることができるよう、今まで以上に成果を重視し、事務や事業の行政効果を発揮しやすい組織体制を構築します。

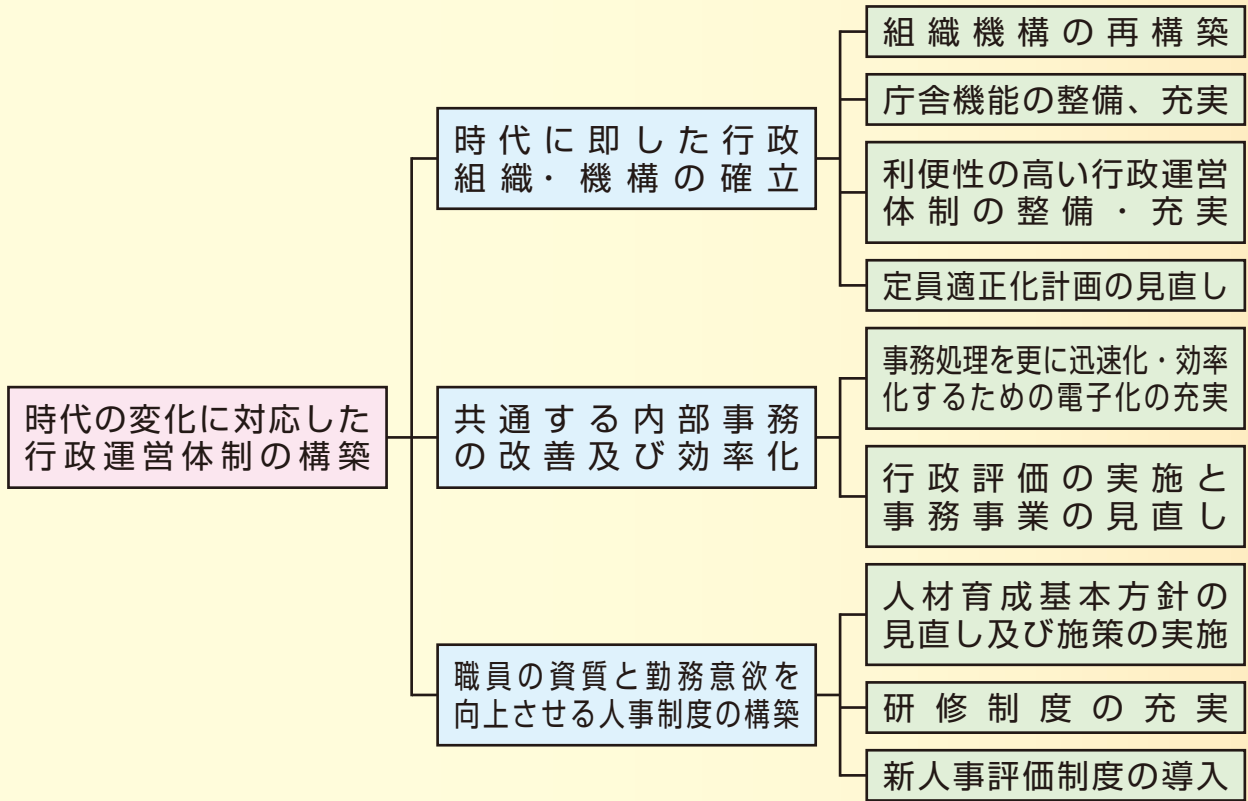
従来の内部事務の効率化を図るとともに、総合窓口制度を導入し、迅速・的確な市民サービスの提供を実現します。

また、定数削減により職員数が減少していく中で、政策の厳選を図るとともに少数精鋭主義に向かわざるを得ない現状を踏まえ、職員の意識改革と能力開発を図るため、人材育成基本方針に基づき、質の高い、効果的な研修を継続して実施していきます。これにより、時代の要請や市民ニーズに的確かつ迅速に応えられる人材を育成し、施策を展開していきます。

なお、職員の勤務意欲を高めるため、能力を発揮し、実績を挙げた職員を、公平・公正に評価し、処遇面に反映させるよう人事・給与の制度改革を進めます。

(※) スクラップ・アンド・ビルド / 新たに事務事業を行う場合に、既存の事務事業を廃止して事業の膨張を防ごうとすること。

● 施策の体系



● 施策の概要

1 時代に即した行政組織・機構の確立

(1) 組織機構の再構築

新たな行政課題や行政規模、時代の要請や職員規模に応じて、随時、組織機構の見直しを行います。

(2) 庁舎機能の整備、充実

来庁者の目的に合った適切な案内ができるよう、総合案内所を設置するなど、市民サービスの向上を図ります。

さらに、窓口事務を一元化する総合窓口制度を導入し、ワンストップサービスを実現させます。

(3) 利便性の高い行政運営体制の整備・充実

繁忙期の休日における窓口事務の開放や平日における開庁時間の延長など、市民がより利用しやすく利便性の高い行政運営体制を整備します。

(4) 定員適正化計画の見直し

適正規模の職員数にするため、類似団体等の職員数を参考にしながら、定員適正化計画を年次ごとの実態に合わせ、随時、見直します。



2 共通する内部事務の改善及び効率化

(1) 事務処理を更に迅速化・効率化するための電算化の充実

窓口サービスにおいて、更に迅速な対応ができるように電算システムを改善し、市民サービスを充実させます。

また、行政事務全般の事務処理の迅速化・効率化を図るため、各部門における事務処理の電算化及び既存システムの高度化を図ります。

(2) 行政評価の実施と事務事業の見直し

新たな事務事業の実施や現行の事務事業の継続の必要性を判断し、限られた財源の中で真に実施すべき事務事業は何かを判断するための行政評価を実施し、事務事業を見直すとともに、職員の意識改革を図ります。

3 職員の資質と勤務意欲を向上させる人事制度の構築

(1) 人材育成基本方針の見直し及び施策の実施

職員の意識改革と能力開発を促し、時代の要請や市民ニーズに的確かつ迅速に応えられる人材を育成するため、「人材育成基本方針」を見直します。また、現在試行中である人事評価制度の安定を図り、本格導入につなげるとともに、評価結果を人材育成に反映させていくための各種施策を展開します。

(2) 研修制度の充実

研修基本方針に基づき、地方自治の本旨を主体的に実現できる人材を育成するため、研修制度の充実を図ります。

研修の実施に当たっては、効果が最大限に得られるものを選択し、計画的に実施していきます。

(3) 新人事評価制度の導入

新人事評価制度の本格実施に向けて、調査研究を進めます。

●関係計画

計画名	策定年月日	計画期間	担当課
研修基本方針	H 18. 4	H 18 ～ (随時見直し)	総務課
出水市職員定員適正化計画	H 25. 3	H 24 ～ 30	企画政策課
出水市組織機構改革方針	H 25. 3	H 24 ～ (随時見直し)	企画政策課
出水市人材育成基本方針	H 19. 3	H 19 ～ (随時見直し)	総務課

第2節 公共施設の適正配置と整備

●現況と課題

人口減少社会に突入し、高度経済成長期のような右肩上がりの経済成長が望めない中で、地方の財政状況は今後ますます厳しくなるものと思われ、本市においても財政負担の大きい公共施設整備の財源確保は非常に難しい状況です。

また、建設時だけでなく、その後の維持管理や修繕等の費用もかかることから、財政に与える影響は大きく、その整備については、将来にわたる施設需要の動向を見据えた上で、地域の実情に応じた規模の適正化や用途の転換等、社会資本としての有効活用が必要となっています。

このような状況を踏まえ、本市においては、必要な施設はおおむね整備された状況にあることから、既存施設の有効活用を重視するとともに、整備する施設は整備効果の高いものに絞るなどの重点化・効率化により、財政負担を削減することが今後の課題です。

また、少子・高齢化の進行、地方分権の推進等、さまざまに変化する社会情勢を背景として、長期

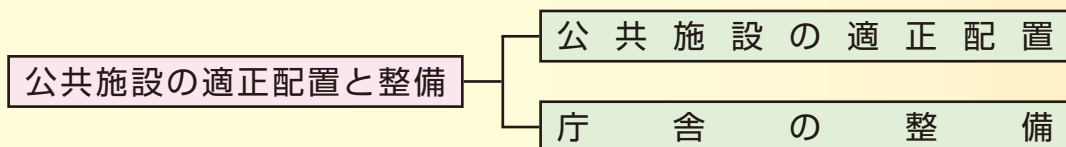
的に継続可能な行政運営体制が求められる中で、その拠点となる本庁舎や支所庁舎については、老朽化、狭隘化、バリアフリーへの対応等、様々な課題を抱えており、今後ますます多様化する行政需要に対応するためにも庁舎を整備する必要があります。

●基本的方向

公共施設の適正配置と整備については、財政状況を考慮し、事業の効果や効率性、必要性を十分に議論するとともに、既存施設の利活用、市民サービスの維持・向上、市の規模に見合った施設の見直し等も検討します。

また、庁舎の整備については、本庁舎、支所庁舎ともに「人々の知恵と活力で築くまちづくり」の拠点として、「市民に開かれた親しみのある庁舎」、「安全・安心の暮らしを支える拠点としての庁舎」、「人と地球環境にやさしい庁舎」、「経済性に配慮した庁舎」となるよう、その整備に努めます。

●施策の体系





● 施策の概要

1 公共施設の適正配置

公共施設の配置及び整備については、健全な行政財政運営の確保に十分配慮し、既存施設の効率的利活用を検討し、市民生活と関わりが深い施設については、市民生活の影響に十分配慮し、サービスの維持・向上を図ります。

また、本市の規模に合った施設の運営が必要となるため、施設利用の需要や類似都市の状況も勘案しながら適正配置に努めます。

2 庁舎の整備

行政運営の拠点となる本庁舎や支所庁舎については、老朽化をはじめとしてさまざまな問題を抱えており、市民の利便性やサービスの向上等を図り、また、今後ますます多様化する行政需要に対応するためにも、庁舎の整備に取り組みます。

● 関係計画

計画名	策定年月日	計画期間	担当課
出水市新庁舎建設基本構想	H 23.12	H 23 ~ H 27 (5年間)	新庁舎建設課

第3節 健全な財政運営の確保

●現況と課題

行政改革の着実な実施や国の地方財政対策の充実により、ここ数年の財政状況はおおむね良好に推移していますが、国の財政状況に目を向けると、東日本大震災の復旧・復興事業への対応や財政赤字の累積などの不安定要素が多いことから、現状の地方財政対策が今後もこのまま維持されることは期待しがたい状況にあります。

特に、本市においては、第2次産業の中核を担っていた大手誘致企業の撤退後、市税の減収に加え、雇用・地域経済の低迷に伴う財政需要が高まりつつあり、この傾向はすぐに改善が見込めるものではありません。また、庁舎建設事業や教育施設の耐震化事業等に伴う大型の財政支出や合併に伴う優遇措置終了後に地方交付税が減少することなどから、将来的な財政収支見通しについては、楽観視できない状況にあります。

このような状況に対応していくためには、後期基本計画期間中においても、社会経済情勢の変化や市民ニーズに的確に対応しながら、財政計画に沿った効率的な財政運営が求められています。また、本市は、国の施策や地域の経済情勢の影響を受けやすい財政構造であることから、財源の確保については、歳入面での財源確保に加え、行財政改革により生じる財源を喫緊の政策課題に振り向けていく施策の取捨選択も重要な要素となっています。

併せて、市民生活に密着した住民サービスを実施している公営企業の経営状況も本市の財政運営上の大きな課題となっています。

病院事業においては、医療制度改革に伴う地方医療機関での医師不足が年を追うごとに顕在化

し、本市の病院事業経営も大きな影響を受け、厳しい経営を強いられる状況にありましたが、内科系医師の確保が図られ、経営的にも改善の兆しが表れ始めています。今後も常勤医師の確保に向けた取組を継続しながら、同時に医師の増加に伴う看護師の確保など、経営上の業務改善施策の充実も課題となっています。

水道事業においては、これまで良好な経営状況にありましたが、施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加や給水人口の減少と節水型機器の普及による有収水量の減少など、経営を取り巻く環境は厳しい見通しとなっていますので、これまで以上の経営効率化と収益確保が課題となっています。

下水道事業においては、基幹的な管渠整備がおおむね終了し、施設の維持管理業務が主体となっていきますが、当分の間は、一般会計への依存度が高い状況が続くことが見込まれます。今後は、健全経営に向けて、適時的確な施設の維持管理による経費節減のほか、水洗化率向上など収益確保の取組が課題となっています。

●基本的方向

企業会計、一部事務組合への支出も含めた財政計画を策定し、計画的な財政運営に努めることを基本とし、行政改革により生じる財源を喫緊の政策課題、多様化する市民ニーズに投入することで健全な財政運営を目指します。

同時に、透明性の確保を図る観点から、財政状況に関する積極的な情報提供に取り組みます。

財源の確保については、市税等既存財源の確実な収納に努めるとともに、新たな収納施策に関する調査研究を進めます。

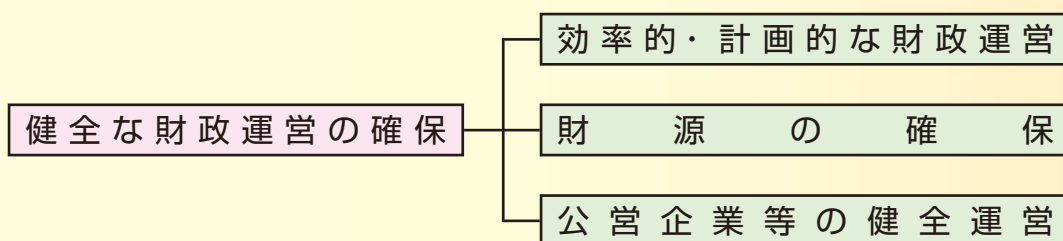


また、将来負担の低減、世代間負担の公平化の視点から長期的に安定した財源確保を目指します。

公営企業の経営に関しては、病院事業における医師確保、上下水道事業における収益確保など、

経営健全化計画に基づく経営健全化施策の実施に努め、一般会計への過度の負担をなくし、将来的に安定した企業経営と住民サービスの提供ができるように、経営改善化に取り組みます。

● 施策の体系



● 施策の概要

1 効率的・計画的な財政運営

持続可能な財政構造を確立するため、財源の確保及び歳出の削減を目標とした中長期的な財政計画を策定し、計画期間中であっても、国の地方財政対策の動向や市民ニーズを注視しながら柔軟に財政計画を見直すことで、適時的確な財政運営を図ります。

併せて、限りある資源を有効に活用するため、行政改革大綱や行政改革実行計画に基づき事務事業の見直しを行い、真に必要な事務事業に有効配分し、効率的な財政運営に努めます。

また、社会情勢の変化に対応し、柔軟性の高い財政運営を図るため、道路事業や施設整備事業等の投資事業については、中長期の投資事業計画を策定した上で毎年度の財政状況を勘案した事業推進を図ります。

2 財源の確保

主な自主財源である市税については、課税客体の実態を的確に把握し、公平な課税に努めるとともに、市民の納税意識の高揚と収納率の向上を図ります。併せて、これまでの収納施策に加え、コンビニ収納やインターネットオークションなど新たな収納方法についても調査研究を進めます。

そのほか、各種市民サービスの対価として徴収する使用料、手数料、分担金及び負担金については、受益者負担の原則に基づき、公平公正な視点から適正化に努めます。

また、長期的視点での財源確保策として、従来どおり、財源措置のある市債を優先的に選択するなど公債費の縮減、市債残高の減少に努め、合併に伴う普通交付税優遇措置終了後に備えた

積立基金の維持・増加に努め、財政の柔軟性を確保します。

3 公営企業等の健全運営

将来的には独立採算の原則に基づく経営が可能となるよう健全経営に向けた経営改善を進めます。

病院事業においては、医師確保及び医療の質と患者サービスの向上を図り、収益増に向けた目標管理制度の導入や徹底的な経費削減を行い、経営の健全化を図ります。

また、当分の間、医師不足に起因する病院事業の収支不足については、毎年度の経営状況に

応じた経営支援を講じることで、経営の安定化を図ります。

上水道事業については、施設の統合など効率化を図り、収益性の確保に努めることとし、中長期的な収支見通しの下に、適正な料金水準を検討し、中長期的な経営の安定化を図ります。

下水道事業については、維持管理業務を主体とした事業経営へ移行する時期を迎えており、適切な維持管理業務による施設の長寿命化など経費節減に加え、水洗化率の向上や料金水準の適正化など収益確保に取り組むことで、経営の安定化・健全化に努めます。



第4節 民間活力の導入

●現況と課題

市が直接管理運営するよりも民間に任せた方が効率的でサービス向上が期待できる施設などについて民間活力の導入を推進してきました。

公の施設の指定管理者制度を導入した施設は、民間のノウハウが十分に発揮でき、制度導入による効率性やサービス向上などの効果が求められます。

そのためには、モニタリング制度^(※)への取組を徹底して行い、行政と民間が一体となって制度導入による効果が発揮される体制の取組が重要となってきます。

また、民間へフロアマネージャー^(※)の配置を含めた包括的な窓口事務の委託など、市民サービスの向上と経費節減が見込まれるものについては、積極的に民間委託を推進する必要があります。

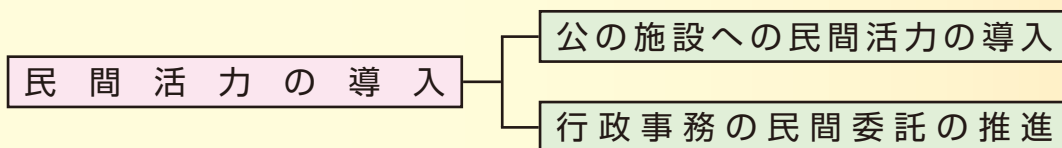
●基本的方向

市民の求めるサービス実現と財政的な効率化を勘案しながら、個人、民間企業、各種団体等の活力やノウハウを生かし、民間にできるものは民間に委ねることを基本に、行政の果たすべき役割を明確にしながら民間活力の導入を推進するものとします。

公の施設の指定管理者制度を導入した施設は、民間のノウハウが十分に発揮できるようモニタリング制度実施の徹底を図り、施設のサービス向上を目指します。

また、これまで職員が直接担ってきた一般事務分野についても、個人情報保護や守秘義務の確保など行政責任を明確にした上で、関係法令の許容する範囲で可能なものについては、民間委託を積極的に推進します。

●施策の体系



(※) モニタリング制度 / サービスの提供や施設の維持管理が法令や協定等に基づき、適正に行われるか確認し、必要に応じて、指導・助言等を行うこと。

(※) フロアマネージャー / 来訪者の用件を聞いて適切な窓口を案内する総合案内や待合スペースにおいて申請書等の記入支援をする人のこと。

● 施策の概要

1 公の施設への民間活力の導入

施設運営経費の節減、市民サービスの充実等のために、公の施設の管理運営について、民営化や指定管理者制度等により民間活力の導入を図ります。

指定管理者制度を導入した施設は、真に事務事業の効率化に結びついているのか、また、市民サービスの低下になっていないかなどの視点から検証を行う必要があることから、民間ノウハウが十分に発揮できる状況になっていくことも含めてモニタリング制度を導入し、住民サービスの向上を目指します。

2 行政事務の民間委託の推進

民間活力の有効利用の観点から、行政事務全般にわたって、行政が直接実施すべきか十分に検証し、市民サービスの向上と経費節減が見込まれるものについては、積極的に民間委託を推進します。

● 関係計画

計画名	策定年月日	計画期間	担当課
出水市公の施設見直し実行計画	H 19.12.19	H 20 ~	企画政策課